午前１０時３０分開会

〇大坂委員長　おはようございます。ただいまから予算・決算特別委員会を開会いたします。以後、着座にて進行させていただきます。

まず、改めて、本日及び明日の委員会の出席理事者等についてご案内をいたします。区長、副区長、教育長、会計管理者、監査委員事務局長、条例部長、政策経営部の担当部長、総務課長、企画課長、財政課長、人事課長、区議会事務局長及び次長は常時出席といたします。政策経営部以外の担当部長及び課長は、当該部の審査時に出席するものといたします。その他の理事者は第４委員会室または自席で待機するものといたします。

なお、傍聴者の方は、この委員会室に入り切らない場合は、第３委員会室のモニターで傍聴いただくことといたしますので、よろしくお願いをいたします。

欠席届が出ております。政策経営部人事課長、神河課長、公務出張のため、午後２時以降は出席となります。神田公園出張所長、齊藤所長、公務のため午後３時より午後４時まで。神保町出張所長、新井所長、神保町地区町会連合会があるため１３時以降欠席。地域振興部安全生活課長、上村課長、病気療養のため。富士見出張所長、千野所長、通院のため午後欠席。以上です。

本日は、分科会報告書の閲覧に限り、指定のタブレットの持込みを許可いたしております。また、９月２８日の委員会でお話をしたとおり、休憩時以外でも、委員会の進行に支障にない範囲で、委員、理事者とも、トイレ等による一時退室を認めることとしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、決算審査に入ります。令和３年度各会計歳入歳出決算の詳細な調査は、三つの分科会を設置しお願いをしたところです。限られた日程の中で精力的に調査をしていただきました。委員の皆様には、分科会の調査報告書の写しと分科会会議録を事前に配付させていただいております。各分科会の精力的な調査に深く感謝をいたします。

また、先般の当委員会で追加要求のあった資料については、皆様の席上にお配りをさせていただいております。ご確認をお願いいたします。

それでは、令和３年度千代田区各会計歳入歳出決算の総括質疑に入りますが、本日の委員会の進め方として、まず分科会報告書に関連する質疑、次に各分科会から報告された総括質疑において、論議することとした項目はありませんでしたので、各委員からの総括質疑の順で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇大坂委員長　はい。なお、議長から示された日程で、時間も限られておりますので、委員の皆様の質疑及び理事者の答弁は明瞭簡潔にお願いをいたします。

決算については、各分科会において詳細な調査をしていただきました。基本的に分科会報告書は尊重いたしますが、分科会報告書に関連して何かあれば、質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇大坂委員長　はい。それでは、総括質疑に入ります。

最初に、地域振興部所管の項目について総括質疑を受けたいと思います。挙手をお願いいたします。

〇池田副委員長　区民体育大会の見直しについて伺います。

〇大坂委員長　どうぞ。
〇池田副委員長　はい。先般、今の委員長の大坂議員からも一般質問で取り上げていただきました区民体育大会、ここ数年、５年、６年、中止になっております。当初は雨天のためとかグラウンド不良でということで続けられませんでした。最近ではコロナウイルスの影響もありまして続けておりませんが、大坂委員長の一般質問では、少し深掘りができませんでして、改めて私のほうから、もう少し細かく聞きたいところがありましたので、質問させていただきます。
　まず、改めてなんですけども、区民体育大会をこれまで継続してきました。大変歴史のある大会で、千代田区民一同と言うと大げさかもしれませんけれども、みんなが楽しみにしている年に一度の行事でしたけれども、その意義を区としてはどのように考えているのか、お答えいただきますか。
〇小田スポーツ推進担当課長　今、池田副委員長から、千代田区民体育大会の区としての意義についてご質問を頂きました。千代田区民体育大会は、区民体育の振興、福祉の増進、区民相互の交流を目的として行われてまいりました。競技種目に工夫を凝らし、小さなお子さんから高齢者まで幅広い年代や、障害をお持ちの方も参加、観覧して楽しめる区民体育大会を、実施委員会の形式で行い、地域と共につくり上げてきたところでございます。
　区としては区民体育大会の振興、地域コミュニティの醸成において一定の成果を上げてきたものと認識をしてございます。
〇池田副委員長　一定の成果を上げてきたということで、区の職員の皆さんも、当日に限らず、前日、前々日からご準備をしてきたのは私も承知をしております。本当に毎年毎年、中止にはなってしまいましたけれども、外濠グラウンドの整備から設営までご尽力いただいているのを、本当に感謝したいところであります。
　次に、千代田区のスポーツ振興基本計画における位置づけとしては、体育大会はどのようになっているんでしょうか。
〇小田スポーツ推進担当課長　令和３年度に改定されました千代田区のスポーツ振興基本計画において、区民スポーツ大会を活用した地域の活性化の施策として、子どもから高齢者まで多様な世代が参加できるスポーツを通じて、区民が集い交流、親睦を深めることにより、地域の活性化を図りますと位置づけられてございます。また、今後の取組の方向性としてなんですけれども、継続して開催し、区民の交流、親睦を深め、地域活性化を図るというふうに定めているところでございます。計画の４４ページのほうに記載されてございます。
〇池田副委員長　継続して行うということなんですけれども、ここ６年できておりません。地域の活性化と言いながらも、なかなかそこは非常に課題ではないかなと思います。平成２８年に立ち上がりました、のときに報告書がありました区民体育大会の在り方検討会、今は、見直し検討会という形で、名称を変えてメンバーも替わっていると思いますが、この在り方検討会で課題になっていた幾つかの課題があったかと思います。改めて、その辺り、今後、今やっている見直し検討会と併せながら、どのような課題があったかというのを改めてお聞かせください。
〇小田スポーツ推進担当課長　平成２７年度に行われました千代田区民体育大会の在り方検討会でございますが、そちらで出てきた課題としては大きく四つございました。まず会

場、これに関しては収容人員の問題ですとか天候への対応、あとは運営方法というところですとか、お弁当の提供、あとは認知度、そういったところで、在り方検討会では課題として挙がってまいりました。今現在行われている見直し検討会でございますが、そうした課題に加えて、新型コロナウイルスへの対応というところも新たな課題として挙がってまいりました。２７年度当時の課題プラス、コロナというのが今の見直し検討会の課題という状況でございます。

〇池田副委員長　幾つか課題は認識されているかと思います。

　中止になってしまったので、残念なんですが、かつて町会の、体育大会というと町会の区割りで皆さん参加されていますが、町会に未加入の方だったりとか、マンションに住まわれてなかなか参加しづらいという方が多くいらしています。現状もそうかと思います。その対策として、未加入者用といいますか、一定のブースというかスペースを設けたりとか、試みようとしたんですが、結局そこも、雨天中止ということで、なかなか実行がされませんでした。その辺り、検討委員会の中で、やはり町会に未加入の方たちへの周知といいますか、そのところでの検討はもう一度、どのようにしていますか。現状をお聞かせいただけますか。

〇小田スポーツ推進担当課長　町会未加入者への対応でございますが、まず参加いただくというその前の段階で、そうした方々のまず大会への認知度不足、そのための周知というところが一つ課題であるというふうに認識しております。また、区民体育大会は連合町会対抗戦といった枠組みで行われることから、町会未加入の方が参加しづらいといった、今、委員からご指摘いただいたような課題もございます。

　そうした課題を踏まえというところでございますが、在り方検討会においては、例えば周知という部分でいくと――あ、ごめんなさい。在り方検討会ではございません。見直し検討会においては、町会未加入者の方への周知というところで、例えばＳＮＳの活用なんていう話も出てまいりましたし、あとは実際キャパシティーの問題とか、もろもろ対応するべきことはあろうかと思います。ただ、今、見直し検討会において、先ほど申し上げた課題への対策について、今後検討を行っていく予定でございます。千代田区のスポーツ振興基本計画にもございますが、区民の交流、親睦を深め、スポーツを通じ、地域活性化に資するようなものとして取りまとめてまいりたいと思いますので、取りまとめできた際には、またご報告させていただきたいと思います。

　以上です。

〇池田副委員長　報告は随時本当にしていただきたいと思います。皆さん、何をやってきたか忘れてしまうぐらい、ちょっと何年もできていませんので、大事なことかなと思っております。

　今、課題の中に、キャパシティーというところがありましたけれども、外濠グラウンド、来年度には人工芝化となって、天候不順ということでも回避ができるように、開催ができるんではないかなというところは期待をしておりますが、実際にこの辺に対しての検討は具体的に何かされていますでしょうか。

〇小田スポーツ推進担当課長　会場の、今、キャパシティーへの対応というところでご質問いただいたところでございます。ちょっと先ほど出てまいりました在り方検討会のほう、平成２７年度の在り方検討会のほうでも、区内に限定しない、あとは天候に影響を受けに

くい屋内の施設を活用する、そういったところが出ていたかと思うんですけれども、具体的には国立競技場や東京ドームでの開催、そういったご意見も頂き、今後、会場の見直しについても検討を深めていく予定となってございます。
〇池田副委員長　今、会場の具体な場所が改めて出てきました。もちろん検討会の中での具体的なところだと思うんですけれども、区内に限定しないということで、国立競技場と、今、声が、ちょっと出てきたところで、これは体育大会とはもしかしたら関連しないのかもしれないんですけども、もしそこで実現的な、実施ができるんであれば、区内の子どもたちにも逆に参加ができるような、昔で言う連合陸上大会ですとか、そういうのも一緒に併せてできるのかなという思いはあるんですが、その辺りは少しでも検討をしているようなことがありますか。
〇小田スポーツ推進担当課長　今、過去行われていた連合陸上のようなことも併せてできたらというご意見を頂いたところでございます。今のところ見直し検討会において、そうした議論は出ていなかったかなとは思うところでございます。区民体育大会、あとは子ども向けの連合陸上、それぞれの意義というところがありますので、マッチングするかどうかというところもございますが、ご意見を胸に、今後検討に当たってちょっと案としてご提示することも考えたいと思います。
〇池田副委員長　来年度、外濠グラウンドが人工芝化ということで、区としては、区内に限らないとか屋内施設がいいということも今答弁ありましたけれども、やはり区民の思い出というか、今までやってきた経緯もありますので、ぜひ外濠グラウンドでという、実施に向けた検討会にしていただきたいなというところはある一方で、やはり会場のキャパ、ここはなかなか避けられない課題であると思います。実際に今の、もしそこでやるにしても、具体的な話にはなると思うんですけれども、競技の仕方だったりとか、飲食の課題、様々課題はあると思います。その辺り、一つ一つ、検討会での検討で実際に進められるのか。議会への報告もあるとは思いますけれども、その辺りのどの辺までが検討されるのか、お答えください。
〇小田スポーツ推進担当課長　今、ちょっと先ほど申し上げましたが、見直し検討会では、課題出し、ご意見を頂き、検討を行っていくという状況でございます。今後どういうふうな方向になるかというところ、具体的な話として、ちょっと難しいんですけれども、まずは今後の体育大会については、先ほど課題として申し上げましたキャパシティー、あと会場に関連することですとか、コロナへの対応ですとか、もろもろのことについて検討するとともに、より一層区民体育大会を、区民の大会を活用した地域の活性化に資するよう取りまとめていくという方向でございます。
　すみません。これまでの中でも、委員からも、一方で、人工芝化されるのであれば外濠のほうがいいというご意見も頂いておりますし、そういったところについては、情勢を見極めながら、より一層地域の活性化に資するものとなるよう取りまとめてまいりたいと思っております。また、まとまりましたら議会にお示しいたしますので、よろしくお願いいたします。
〇池田副委員長　よろしくお願いいたします。そうは言いながらも、見直し検討会であまり課題は認識はされているけれども、具体的になかなか進んでいないのかなというところを何となく思うところなんですけれども、だとすると、先般の一般質問の答弁の中に、今

年度中には見直しの方向性について取りまとめていきたいということでしたけれども、来年度に向けた、来年度実施ができるのか、そうでなければもう、もう少し長いスパンで考えていただいて、区民の皆さんが参加できるようなものにしていくべきではないかなと思っております。基本計画でもしっかりと、千代田区が捉えている区民体育大会という思いもあると思いますので、その辺りも含めて、この今年度中に答えを出すんではなく、しっかりと形をつくって報告をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。
〇小田スポーツ推進担当課長　先般の本会議で文化スポーツ担当部長から、今年度中というところで申し上げました。基本的には今年度中に取りまとめるという方向性には、変わりは今のところございません。しっかりと、見直し検討会において、これまで区民体育大会に携わってこられたいろいろな方々からご意見を頂いているところでございますので、そういった方々のご意見を頂き、繰り返しになりますが、地域の活性化に資するものとなるよう、今年度中にしっかりとまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
〇恩田文化スポーツ担当部長　担当課長の答弁を補足させていただきたいと思います。目標としては今年度中というのが目標ですけれども、様々な状況で、コロナに関しても、これまでの区民体育大会での様子で言えば、車座になって食事、飲食をするというふうなことも含めて、なかなか簡単には結論が出ない可能性もございます。そういう意味では、来年度、再来年度を見越した形できちんと議論をして、こういう形で来年度進めますということも併せてお示しをし、ご意見を賜りたいというふうに考えております。よろしくお願いします。
〇大坂委員長　よろしいですか。
　では、この項目、終了いたします。
　次の項目で、ありますでしょうか。
〇小枝委員　資料を出していただきました。１－１ですね。外堀と常盤橋保存活用計画の項目、よろしいですか。
〇大坂委員長　はい、どうぞ。
〇小枝委員　はい。資料をありがとうございました。
　ここに地図を添付していただいていますけれども、二つの地図ですね。外堀保存のほうのこの地図のほうが全体をカバーしていて、今日伺いたいのは、この常盤橋門跡、史跡の保存活用計画と、それから外堀の保存活用計画、そして併せて文化財保存活用地域計画という、この三つについて伺いたいということで、今日資料を出していただきましたので、この三つについて、今、どんなメンバーで行っているのか。それから、この費用を出していただきました。結構、常盤橋、今、４,０００万ということで大きな金額を支出しているわけですけれども、どういう形で協議をしているのか。いつまでに終えるのか。そしてコンサルタントはどこがやっているのか。このこれらについて、ちょっとまとめてお答えください。
〇恩田文化財担当課長　まず、それぞれの計画の委員についてでございます。全体を統括というか取りまとめている地域計画につきましては、学識経験者の方、それから文化財保存活用支援団体ということで文化財保護調査員の方、それから地域の町会の方、婦人部の方、それから観光関係団体として商店街連合会、観光協会、それから小学校の校長先生に

も入っていただいております。あと図書館の評議員、それから文化財所有者、あと区の関係課長が入っているという形です。外堀については、まだこれから委員を決めるというところなので、まだ決まっておりませんが、基本的には学識経験者のみで構成する予定でございます。それから常盤橋につきましては、同じく学経の方と、あと区の関係者が委員になっているというふうな形でございます。

それから。

○小枝委員　コンサル。

○恩田文化財担当課長　えっ。

○小枝委員　コンサル。

○恩田文化財担当課長　はい。コンサルタントにつきましては、外堀保存活用計画については――名前を出しちゃっていいですかね。プレック研究所というところがやっています。それから、今年度についてはまだ契約をしていないという形になります。常盤橋保存活用計画につきましては株式会社文化財保存計画協会、それから地域計画についてはランドブレイン株式会社が行っているということです。

○小枝委員　文化財保存活用地域計画については、令和３年度の会議まではホームページにアップされておりました。議事の内容は、非常によい議論が、一応、区内的にはされているなというふうに感じました。その後、令和４年から全く議事が上がっていないんですけれども、アンケートもやりましたということで、その結果がまだ出ていないんですが、それについては、いつ、どのように、区民が見えるような形で提示されて、そしてこの計画は非常に重要な計画でもありますが、どのように区民と共に共有できる計画になっていくということを、まず年次も含めてご説明ください。

○恩田文化財担当課長　文化財保存活用地域計画につきましては、実は今年度は９月１５日に開催ということでございます。それで、ちょっとホームページへのアップがちょっと遅れているということは、大変申し訳ございません。なるべく早くアップできるようにしていきたいと思っています。

それで、今、当日は区民アンケートの結果報告、それから参考資料として文化財所有者のアンケート結果などの報告をさせていただいて、さらに、今、本文のたたき台を少し議論を進めているというような流れになっております。

この後につきましては、今年度２回ほど、また委員会を開きまして進めていくということ。それからここの策定委員会については、区民の皆さんが入っていただいている保護審議会とも連携を取って情報提供していくということがまず一つ。それからあとパブリックコメントも令和５年度にはやりたいと思っていますけども、その前の段階で一定程度まとまりましたら議会に報告をし、できる限り広く見ていただけるような進め方をしてまいりたいと考えております。

○小枝委員　この保存活用地域計画は、取りあえずホームページを検索すれば、会議の内容が分かる仕組みになっています。令和５年にはパブリックコメントをするということで、学校の先生も入り、住民の方、学識の方、そういった区民代表の、何というか、調査員というんですか、の方々も入って議論をして、その中には、本当にもっと子どもたちが身近なところで、博物館なりで、この千代田区という地域の文化を実感できるような場であるとか、区民代表のような方は、千代田区に博物館は一つもないということをしきりとおっ

しゃっていたり、いろいろとにかく、今、千代田区は歩いて楽しいまちを目指すと言ってやっている中で、日比谷の隅っこに行ってしまって、皇居の周りで言うと南側はちょっと大企業ばかりのところで、官庁と、区民がいる北側にはそうした拠点がもう何もないというようなこともあって、ほんと町なかの資源を活用して、そういった位置づけをしてはどうかというようなことも大分積極的に提言されておりますが、ただ、結局それがまたコップの中の会議に終わってしまえば、予算でも検討されないし、区民の目に触れるところもない。もっと開かれた区民との議論の場、先生方も出ていただいて、勉強会であるとか講演会であるとか、興味を持っていただいて、もっと熱量を上げるような、そういうふうな仕掛けがこれについてはあってもいいんじゃないかというふうに感じたんですけれども、いかがですか。

〇恩田文化財担当課長　学校関係については、校長先生からも様々なアイデアを頂戴しております。地域での熱量を上げていくというところにつきましては、今、出張所を拠点として講演会等は開催しておりますけれども、それだけでは十分ではないというところもあると思います。どういった形で、この計画そのものもありますけれども、文化財に対して触れていただく。で、文化財、いいものだよねというところを分かっていただけるような仕組みは今後検討してまいりまして、計画が熱量を持った形で策定できるように進めてまいりたいと思います。

〇小枝委員　それで、それが全体の話で、常盤橋保存活用計画のほうにちょっと移ります。地図も出していただいておりますけれども、常盤橋については、来年が関東大震災、１９２３年の関東大震災で常盤橋が崩れたり、それで、そこに銅像がありますけれど、渋沢栄一氏がこの復興に非常に力を尽くし、あそこを日本の経済の始まりとして公園を、それは財団と書いてあるから、亡くなった後だとは思うんですけれども、公園を造ったと。寄附したというふうなその場所。今はそれがちょっと３９０メートルの開発とかになっているのは、私としてはそこは思いとどまってほしいなと思うんですけども、ちょっとそこの議論だけしていてもいろんなことが進んでしまうので、将来的に建物に関しては、サイズを減築したりいろんなことを考え、やっぱり企業も生き残りをかけて考えるだろうと。

　ただ、時は待ってくれないと。時は待ってくれない中で、来年が関東大震災から１００年で、２０２４年、その翌年には渋沢栄一さんの１万円札が始まると。で、この場所については首都高の撤去であるとかいろいろな動きが起きていて、区民はここで、何というんですか、公園のアダプトなんかもずっと地道にやってきているというふうなことで、恐らく一つの、今、熱量の話からすると、常盤橋をどうするかというのは、一つの仕掛けになり得るという感じもするんですね。もちろん部分の計画ですけれども、もう法律に定められた部分の計画。

　この今日出していただいた常盤橋保存計画のこの４,０００万、令和４年においては約４,０００万。この内容については、どういうふうな、何ですか、策定支援とかいろいろ書いてありますけれども、どうなっているのかと。常盤橋工事の報告書というのが、私の記憶で言うと、ちょっと国の補助金でやっていた時代に出来上がらなくて、翌年送り翌年送りになって、区の結局費用でつくるみたいになって、その後、できたのかできなかったのかも確認できていないんですね。その工事報告書はどうなっているのかということについて、まずお答えください。

○恩田文化財担当課長　工事報告書につきましては、実は年度末、昨年度末にその検討を策定委員会にお示しをしたところでございますけれども、もう少し詳細に報告書を書くべきだというご意見を頂戴しまして、今年度引き続きの報告書の作成に入っているというところで、でき次第、策定委員会にお示しをし、ご了承いただくというふうな流れでございます。
○小枝委員　そうしますと、工事報告書のほうはまだ未完成であるというのは、少しちょっと驚きでありますけれども、その策定の費用に関しては、この引き続きこの令和４年度の、何ですか、保存活用計画の中に入っているという解釈になるんでしょうか。
○恩田文化財担当課長　すみません。こちらのほうについては、年度末に報告書として出せるというところで事務方のほうは進めてまいりましたので、この令和４年度予算額の中にはその経費は計上されておりません。
○小枝委員　うーん。そうすると、結局ボランティアで、無償で今やっているという状況が発生しているという考えになるんでしょうか。そのことについては委員会とかには報告しているんでしょうかね。
○恩田文化財担当課長　こちらにつきましては、昨今、今回のご審議の中でも出ておりますけれども、予算的には流用をかけてやらざるを得ないという状況ですので、今、流用をしているという、で進めているところで、こちらに関しては報告をしておりません。
○小枝委員　部長が課長を兼務しているぐらいですから、特別委員会までつくって、体制、予算増額をしたりしたときが数年前ありましたけれども、そういうふうな、もう、たしか昨年のもう渡り初めって済んでいるんじゃなかったでしたっけ。４月かなんかに。でも区民イベントとしてのそういうことはやっていないですよね。全体に何か体制が大変で、やり切れないんでしょうか。ちょっとめり張りをつけていかないと、期日のない仕事というのはないわけで、もちろん大変なことをやっていらっしゃるとも思いますし、逆に言うと中身をしっかりさせようと思うから時間がかかっているのかもしれませんが、そういうことも含めて、ちょっと分かるように話してください。
○恩田文化財担当課長　体制につきましては、私が文化財担当課長を兼務しておりますけれども、担当の副参事が現場に入っておりまして、課長２人で見る。あるいはほかの案件については文化振興課長も対応するということで、厚み的にはできているというふうな、体制的には整っているという、何とか頑張っているというところでございます。
○小枝委員　そうおっしゃいますけれども、もう何年も、出来上がってから、国が定めた期間に出来上がらずに、区費でやっていた時代に出来上がらずに、今、流用というふうにおっしゃいました。流用。すると、本来だったら決算の中でも、ここからここに流用していますとか、今こういう状態にありますとかということを言わないと、これはいけないことだと思うんですね。具体には幾ら、どう流用しているんですか。
○大坂委員長　時間が必要ですか。（発言する者あり）
　暫時休憩します。

午前１１時０７分休憩
午前１１時０７分再開

○大坂委員長　再開いたします。
　質問のほうから。小枝委員。

○小枝委員　それは後で結構です。ちょっとそこの答弁は想定していなかったので、やはりー つーつめり張りをつけていく必要があるだろうと。
　で、その中身なんですけれども、この常盤橋に関しての会議体のつくり方、それから先ほども言いました令和４年度予算の、ざっくり4,０００万円の、それではその中身、コンサルの委託費も含めてお話しください。
○恩田文化財担当課長　会議体につきましては、学識経験者５名、それから行政委員として担当の課長３名、オブザーバーとして文化庁、東京都という形で委員構成をしています。
　それから、予算の内訳につきましては、常盤橋のいわゆる計画の策定の支援として８８０万、それから……
○小枝委員　支援って何ですか。
○恩田文化財担当課長　いわゆる会議の運営ですね。検討会の運営支援ということです。
　それで、この後、公園で出てきた、出土されたもの、それから石垣の、見ていただくための展示工事ということで、一定の工事をいたしますので、それが展示工事の設計ということで３８０万、それから展示工事そのものの工事請負として2,６００万という形です。あとは委員謝礼が１２０万余という形になっております。
○小枝委員　よく分かりませんが、この常盤橋保存計画、公園整備計画の会議が９回にわたって行われてきたと。この会議に、中央区との調整、ここは渋沢財団から譲り受けた公園があると。その公園をどうするというのは、恐らく事業者、開発事業者に整備していただこうとか思っているんじゃないかなと思うんですね。ということは、事業者にもいろんなプラン、ここにまちをつくる以上は、こうしたい、ああしたいという思いがあるでしょうし、また、ここの中央区側には、最初のときには議会も全員呼ばれて、こういうテントみたいなところでビデオを見せていただいて、こんなにすばらしいところなんだぞという、この歴史的な意味を皆さんに見せていただいて、町会長さんたちとかは皆さん来ていて、そういうふうな形で、だから映像としてはあるんですね。あ、あそこに階段ができて、階段でちょっとこういう座れるところがあったり、あとはちょっとライトアップするところがあったり、それから船着場があったり、そうすると日本橋川からすぐここに来るような感じなのかなとか、そういうふうなことを、公園をどうするとか、もしくは公園のこっち側に、何ですか、首都高の換気塔とか首都高の管理棟とか、ここら辺のところが協力いただければ、もしかしたらここに、何か目で見るとみんなで楽しめるような拠点ができるとか、博物館なのか何なのか、そういう、ここの日本資本主義の始まりの歴史や映像や、そういったストーリーがどこかに行ったら見られるとか、そういうふうなことをつくるのがこの保存管理計画、活用計画、活用しましょうというこの物語の話だと思うので、法律でそういうことをしなさいよというふうなことで今作業をしているわけだから、当然、中央区やそれから事業者とテーブルを一緒にしていくという必要性はあるんじゃないかと。しかもそれは実は物すごく急ぐんじゃないかと思うんですけれども、どこかそこのところの魂がうまく入っていないように思うんですけど、いかがでしょうか。
○恩田文化財担当課長　すみません。常盤橋公園の整備については、現段階では３段階ぐらいの形で想定をしています。第１段階としては今年度の区が行う工事。それから第２段階として、事業者に協力を求めて２０２７年までに整備をする工事。そこの中には、整備委員会のほうでは一定程度出土したものを見れるようにしたほうがよいのではないかとい

うご意見も出ていますので、展示できるもの、収蔵できるものを整備してはどうかというふうなことで、具体的にはこれから事業者のほうとの折衝になりますけれども、そういったことが出ています。それで、さらに、橋が、首都高が地下化した後どうなっていくのかというところで、その時点ではさらに見通しもよくなりますし、対岸との関係も整理できると思いますので、恐らく２０４０年以降になりますけれども、そこでもう一度の整備ができて、そこで完成していくというふうなことを想定しているところでございます。
〇小枝委員　答え、中央区はどうしたというのは答弁した。
〇恩田文化財担当課長　すみません。中央区は整備のほうの策定委員会には入っているので、オブザーバーで来ていただいているので、中央区の参加もございます。情報提供も差し上げているということでございます。
〇小枝委員　情報提供という範囲ではなくて、もう首都高も、２０２４年と言いましたっけ。そこからというじゃなくて、今から、もう先のスケジュールは一定程度分かっているわけですから、それに向けて、首都高の関係者であるとか事業者であるとか、区道とか都道とか文化庁とか、そういう人たちが一堂に会してプランをつくっていかないと、これ、後になると、もう位置づけができなくなるんですよね。何だ、言ってくれればよかったのに。何で言ってくれなかったんですかという話になっちゃう。
　だから、もっと、最近あんまり使いたくないけど、何か胸襟を開いて、もっと開かれた議論テーブルの場に、こういう個別のところがなってこそ、先の地域計画が生きてくると思うんですね。ぜひ、この常盤橋のところの会議を、学識の方たちとともに、何かこう、もう既に始まっているわけですから、始まり、工事の始まりのときには、１０年かけてやったわけですけど、あれだけみんなに、来てください、見てください、こんなに大事なものだからこんなにお金をかけて、国も挙げてやりますよとやったんだから、今出来上がった段階で、やっぱりもっと開かれた場をつくらないと、日銀があって、常盤橋があって、真っすぐ行って大手門があって、つまり皇居に向かって正門なんですよ、ここが。一番大事なところ。そこが後々、後手後手に、このままだとなってしまう。
　逆に、この日程で今年度中につくっちゃいますという、つくっちゃわないほうがいいんじゃないですかという。みんなの知恵を尽くした内容であるかないかと、もうちょっとそういうところをしっかりと見極めてやったほうがいいんじゃないかなというふうに、この常盤橋については、ここではちょっとやり切れませんけれども、感じますが、いかがでしょうか。
〇恩田文化財担当課長　すみません。私の説明が非常に稚拙で申し訳ございませんでした。委員と関係事業者について、もう一度改めてお伝えしますと、学識経験者が８名と行政委員が４名、それから関係事業者として首都高さんと、名前を出していいのか、三菱地所さん、それからオブザーバーとして文化庁、東京都、中央区という形になっています。
　それで、ここの中での議論では、常盤橋という場所が、江戸城の名残、それから、まずその後に石橋が架かったということで明治期の遺構である。さらに関東大震災後に公園として整備され、渋沢像があると。さらにその後、今度、未来的な話ですけれども、首都高が地下化されてというところでの、都市の重層性みたいなものが、一つ、１か所で見られる大変貴重な場所なんだという議論も出ております。
　そこの流れの中で進めていきたいと考えておりますし、あと先ほど工事が３段階になる

というお話もしましたけれども、想定をしているというお話をさせていただきましたけど、そこで、どうしても工事が遅れると、仮囲いがずっと残っているという形になりますので、一旦、仮囲い、取れるものは取って、また首都高の工事で仮囲いが作られる可能性はございますけれども、その時点では、今はこういう形の状況になっていますけど、将来的にはこういうふうに整備されますというふうなことも、公園に、現場に行ったときに、来ていただいた方に分かるようにしてはどうかという委員のご意見も出されておりますので、そういった形で、工事をしながらも、ここの場所がこういう場所である、日本の中でも大変貴重な場所であるということもご理解をしていただく。そういう仕掛けも用意しながら、常盤橋公園の整備を進めてまいりたいと考えております。

〇小枝委員　分かりました。そうしましたら、この常盤橋に関しては、あともう一点だけ、渋沢財団というのは関わっていないんですか、全然。寄附者なわけですよね。そういう、何か大手町を散歩していると、そういうところがあるんですよね。関わりはないんですか。そういうところも入れて、やっぱりもともと寄附してくださった方のルーツは、つながっておいた方がいいんじゃないかと思いますけど。

〇恩田文化財担当課長　すみません。ちょっと渋沢財団との関係については、ちょっとその前段でどういう議論があったのか、調整があったのか、ちょっとはっきり分かりませんけれども、ご意見を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

〇小枝委員　お願いいたします。

　すみません、大急ぎで。外堀のほうを伺います。外堀のほうは、外堀の中にはこれだけ様々な文化財、あるいは石垣、それから門ですね、そういったものが連なっていると。そうした中で、ちょっとここの個別のところで伺いますけれども、ホテルニューオータニのところの弁慶濠地区に、千代田区唯一の天然記念物としての古木があります。ですよね。これが閉鎖されたまま、開かれない状態のままになって、放置されている状態になってしまっていて、所有者のほうは当然やる気はあって、進めたいということで、行政のほうにも平成３０年にそういった連絡があって、一緒に見に行ったというような状況のままになっているというふうに聞いていますが、そこはその後、紀尾井町なんかの方が、やっぱりあの辺は散歩ロードだったというか、歩いて楽しい場所だということで、閉鎖されたままになっているというのは、所有者としてはやる気があるのに、それはやっぱりどうなのかという意見があるんですけども、ちょっと把握していますか。

〇恩田文化財担当課長　やる気があるというか、そういったところは把握しております。ただ、すみません、進んでいないというのも事実ですので、この計画を策定する中で、方向感を出して何らか対応して、皆さんが歩いていただける、文化財も実感していただけるような場所にしていきたいというふうに考えております。

〇小枝委員　応援して言っていますので、本当に体制がないときは、ぜひ財政なり区長なり人事に言って、もっとちゃんとできるようにしてくれということ。やっぱり部長のこの兼務でやっているというのは、本当に大変なんじゃないかと。スポーツセンターもあり何もあるので。ということで、ぜひもう、これ、オリンピックに向けて開放したいと言っていたんですよ。それができなかったということは非常に残念です。

　あとは上智大学のグラウンドのところも、この外濠保存計画の中では非常に重要なんですけれども、もう日本で唯一喰違見附が残っているところということで、保存計画の中に

は、これをこのように復元したらどうかという行動計画も出ています。ここも所有者と管理者と、それから地域計画とまた違うのは、３区がまたがってやっているわけです。平成２０年に千代田区が事務局になって、それで港区と新宿区にお声をかけて、国に補助金を申請して、それで会議体をつくってこれをつくったわけですよね。そういう意味では、隣接区との協議というのは、もう始めているんですか。ちゃんと連絡を取っていますか。
○恩田文化財担当課長　資料にもございますように、令和３年１０月２６日、その以前から計画の改定ということで働きかけをしておりましたけれども、ここで初めて会議は行ったということで、今回も平成２０年と同じような形で、千代田区が事務局になり、３区に協定を結びながらこの計画を進めていくという形になります。なかなか、それぞれの区の状況もございますので、協力を頂きながらということで、実際に担当課長のところにもお邪魔をして、４月、５月で協力依頼をして、現在を迎えているといったところですので、何とか頑張ってまいりたいということでございます。
○小枝委員　頑張ってまいりたいとのことでしたけれども、平成３０年です、文化財保護法が改正されたのは。もう、つまり４年たっていますね。非常にこちらは作業が遅れています。いつからこの会議体をしっかりと立ち上げ、いつまでにこれをつくろうというふうに考えているのか。この資料にもありますけれども、資料に沿ってお答えを頂きたい。そして、これ、どうしたらいいかな。まあ、いいです。お答えください。
○恩田文化財担当課長　この資料にお示しをしたとおりでございまして、１０月、できるだけ早い時期に関係の課長を集めた３区会議を開きまして、そこで協定を結ぶ、その協定書の確認をして、協定の締結に向けて進めていくということでございます。計画そのものについてはこちらにお示ししたとおりで、令和６年度中に完成し、文化庁に提出をするという予定でございます。
○小枝委員　精力的にやっていただきたい。そして、何度も言いますけれども、体制をしっかりと強化しながら、様々な人材を、港区なんかは、高輪築堤ですか、１５０年の、鉄道１５０年ということで、かなり注目を浴びています。やっぱり千代田区としても、どんどんフィールドワークをしながらやっていってもらわないといけない。それにはどんどん財政当局、人事当局に物を申しながら、できるだけ本当に区民を巻き込んで、そして区民にもっと知ってもらいたい、こういう計画をつくっているよ、こういう話をやっているよ。で、計画をつくるんであれば、これ、パブリックコメントだって本当はやるべき、意見を取るべきだと思います。そういったこともちゃんとやってもらいたい。
　また、まとめて――あ、まとめないで言ったほうがいいかな。
○嶋崎副委員長　まとめてくれよ。
○小枝委員　この上智大学のこのグラウンドというのは、ここをあれしたいんでした、グラウンド整備をしたいんですね。文化財は保護しなきゃいけない。でも利便性は高めなきゃいけないと。ここのせめぎ合いで、非常に多分足踏みしているところもあると思うので、文化財は本当にしっかりしながら、今こういう縦割りな感じになっちゃっているんですけども、本当はまちづくりがもっとしっかりとかんで、ウォーカブルなんて言っているわけですから、そういった議論の中にもう建築の方も入っていて、建物保存のことも随分言われていました。そういうふうなことも絡んでいって、やっぱり本当にこれこそ、いやあ、日比谷だよというんじゃなくて、全庁を挙げてやらないと、多分今年から来年が非常に重

要で、重要な節目になってくると思うので、もっと巻き込んで、見える化して、重要な人物を巻き込んで、区民も巻き込んでやっていかないと、せっかくの江戸城、千代田区が、このコロナ後のまちづくりというか、先に向けてのエネルギーになる可能性のあるものなので、もうちょっと何か縦割りじゃないところの関連というのはやっていないんですか。どうなんですか。全体把握している人というのはいないんですか。もう恩田部長のところだけでやっているんですか。うちもやっていますよとか、みんなでやっていますよとか、そういうのはないんですか。

〇印出井環境まちづくり部長　うちもやっていますよということで、ご答弁申し上げますけれども、私どもはやはり千代田区の都市のルーツは江戸城にあると。そういった中で、外濠の水辺と緑、それから文化財としての価値ということにつきましては、緑の基本計画をはじめとした様々な計画の中で位置づけられて、それを保全し、どう未来につなげていくかと。

今回の外濠については、特に東京都の玉川上水を引いていく取組というのが具体化しつつある中で、我々としても外濠の浄化に向けて取り組んでいくと。そこから先、外濠が浄化されたときに、それを文化財として、どう区民の皆様が親水性高い空間としていくかということについては、引き続き取り組んでいるところでございまして、文化財と連携をしながら、保全と利活用という形の両面から、一緒になって検討に参加しているというところでございます。

〇小枝委員　千代田区全体がもうそういう文化財状態なので、本当にどうこれを、誰が本当に中心でまとめていくのかというのは、本当に散歩をすると意外と楽しいまちなんですよね。区民の委員の方も随分おっしゃっていましたけれども、いろんな、東京都の表示板、散歩道の表示板、千代田区の表示板、歴史案内板、町会由来板、いろんな、ここで関東大震災で誰が死んだと、いろんな案内がある。それを全部一覧にしてくださいよと会議で出ているんだけれども、ということはやっていないんですよ。

もうずっと特別委員会のときからそうなんですけれども、これからやります、これから頑張ります。応援している側なので、これは決して、何というか、どう言うのかな。やっぱり体制のつくり方が十分でないような、区民から見ると、もっと区民を活用してやってもらいたいというようなことも随分発言で出ていました。やっぱり千代田区の文化財を見える化して、みんなで、ここは歩けたよね、あそこは船に乗れるよねと、ここからここに、日本橋からここに乗ってここで降りて、ここでご飯を食べてくれたらいいよねとか、いろいろ思うわけじゃないですか。そういうふうなことが、日比谷だけに籠もってしまうと、正直見えない。何にも見えない。議会で言うと、委員会に入らないと何にも見えない。という、もちろん紙は一生懸命書いてくださって、文化財の皆さん頑張っているのもよく分かっているんですけれども、そういう状態だと、なかなか真面目さだけでは縫い切れないというか、もっと見える化して、巻き込んで、全庁挙げてやっていくんだと。必要な人は外からでも持ってくるんだというくらいのエネルギーでやってくれないと、見えない。

で、ぜひ公開のシンポジウム、こういうもう少し区民を掻き立てるような、そういうふうな形でやらないと、パブリックコメントも面白いものにかみ合っていかないと思うので、たまたま令和５年に地域計画のパブリックコメントをやるというんであれば、ただやるんじゃなくて、やっぱり外濠のときもやりました、イベントを外濠で。そういうのがあるか

ら行くんですよ。で、知るんですよ。で、歩くんですよ。そういうふうなことをもっと、今はちょっとやらなくなっているなというのが非常に気になっているんです。それは、できるだけの体力をしっかりと組織につけていただきたいというのは、区長をはじめとする千代田区の体制の中で、もっと着目して応援の気持ちを持ってくださらないと、今日質疑があったように、実際は工事報告書もまだ十分にできていない。こういうふうな状況では、時を逸してしまうんじゃないかというふうに思いますので、責任ある答弁を責任ある方から頂けませんか。ちゃんと全庁挙げての取組をしていくというところをお願いしたいと思います。

〇恩田文化スポーツ担当部長　今、ただいま小枝委員から様々なご意見を頂戴しました。体制整備については、私のほうもまだまだ十分ではないというところも感じておるところで、関わっていただける方、関わってもらうべき方については、きちんとお声かけをし、幅広い形で計画の策定を進めていきたいと思っています。

　それから、全庁の体制についても、なかなか私のほうの発信力も足りない部分もあったかと思います。そういったことで、今現在のご指摘の状況になっているというところもございますが、こちらのほうについても、先ほど環境まちづくり部長からも答弁させていただきましたけども、様々な形で関わりのある方々、子ども部も学校との関係とかもございますので、幅広い方に知っていただく、オープンにしていくということで進めてまいりたいと思います。

　それで、周知していく流れについては、先ほどのご指摘もございましたけど、シンポジウムのような形で、それぞれ計画、地域計画もそうですし、外濠の計画もそうですけれども、そこの場所、あるいはそこの計画そのものについての理解を深めていただけるようなものをやっぱり数多く打っていって、特に日比谷に来てくださいという形ではなかなか難しいかもしれないので、現場に近い形、それから皆さんが集まっていただけるような場所等も考えながら、進めてまいりたいと考えています。

　すみません。それからちょっと、１点、余計な話ですが、先ほど工事の報告書については、工事の報告書ですけれども、９３０万余の金額を、そこの費目の中の委託料を寄せて金額を捻出して行っているということで、定義的には流用という言葉ではなくてということで、事業内でやりくりをして進めているということでございます。

〇大坂委員長　よろしいですか。

　岩田委員。

〇岩田委員　関連。関連で二つお伺いしたいと思います。以前、文化財を保管していくところで、スプリンクラーだったり炭酸ガスだったりということで、スプリンクラーだと火事があったら全部水が出て、もしかしたら文化財が駄目になっちゃうよみたいなことで、じゃあ、これからガスにしますという話で、今もう全部ガスになっている感じですかね、保管場所は。

〇恩田文化財担当課長　収蔵庫については、日比谷図書文化館のスペース的な問題がございまして、今、スプリンクラーではないんですけれども、初期消火という形で対応するというふうなことで、ガスの、ガス消火の設備は日比谷図書文化館にはございません。

〇岩田委員　じゃあ、その場合は、スプリンクラーとか、そういうことになったら、分からないですけど、そういうのになったら、その大事な本とかはずぶぬれになっちゃう感じ

とか、消火剤が何か出るんだったら、その消火剤で粉まみれになっちゃうとか、そういう感じなんですかね。
○恩田文化財担当課長　基本的には、保管している場所については、何というんですか、密閉されている状態ですので、まいたものが、消火剤が、消火剤まみれになって収蔵品が傷むということは考えにくいところです。
○岩田委員　あとは、何というんですかね、酸素がなければ燃えないわけですから、炭酸ガスではなく、二酸化炭素を入れて消すということもありますので、それをちょっと考えていただきたいと思います。
　あともう一点、以前、何だろう、文化財であんまり価値のないものは捨てますよというようなお話があったと思うんです。そのときに委員の中から、オークションとかにかけてたほうがいいんじゃないのか。それというのも、捨てちゃったら文化財そのものがこの世から消えてしまうんだから、ちゃんと価値の分かる人に持っていてもらったほうがいいんじゃないかという意見もあり、さらには、いや、それでもしも誰かがもうけたら、それはちょっとよくないんじゃないかみたいな話もあったんですけど、結局はあれは廃棄しちゃったんですよね。
○恩田文化財担当課長　収蔵品については特に処分とかはしていませんので、そのまんま残っています。
○岩田委員　あのとき、何か場所が何かなくなるんで、処分しますよみたいなのがあったんですけど、話があったんですけど、じゃあ、無事ということで安心しました。ありがとうございます。
○大坂委員長　はい。この項目、よろしいですか。
　嶋崎副委員長。
○嶋崎副委員長　文化財の関連で、いいですか。文化財の、私は具体のちょっとやり取りをさせていただきたい、確認をさせていただきたいんですけれども、今、文化財全体のことに関しては、やっぱり江戸城を中心にしたこの千代田というのは、当然文化財の宝庫であるし、我が千代田区としても、文化と教育という非常に大きな課題を立てて区政を運営しているというところは、もう認識をされていると思いますけれども、包蔵地のことについてちょっとお聞かせを頂きたいんです。私も調べて、包蔵地の地図を取り寄せたんですけれども、非常に千代田区の中で点在をしている、包蔵地が。これ、どれが実際の包蔵地、これからの包蔵地なのか。もう既に、もう終わっているところも含めて、現在包蔵地としてはどのぐらい千代田区として規模があるのか、まずそこをお聞かせください。
○恩田文化財担当課長　包蔵地、区が現在押さえている包蔵地は９６か所になります。
○嶋崎副委員長　９６。
○恩田文化財担当課長　はい。９６です。
○嶋崎副委員長　９６。非常に多いわけですけれども、当然ここにはお住まいがあったり建物があったり、当然それが機能更新で建て替えになっているようなところもあるんだけども、万が一そういう解体とか予定をされて、そこがそういうところなんだということを持ち主の方が認識しているんでしょうか。その９６か所あるところは、あなたのところはもう包蔵地なんですよということを、千代田区として告知しているのか。
○恩田文化財担当課長　基本的には、区内で掘削を伴うものについては、工事業者さんも

含めて文化財のほうに来ていただいて、包蔵地がどうかという確認をしていただくように、広く周知をしているというところでございます。
○嶋崎副委員長　いやいや、それは掘削すればそれは分かるけど、僕が言っているのは、９６か所、今もう分かっているわけでしょ。包蔵地ではないかと、じゃないかということは分かっているわけだから、当然そこには建物があったりビルが建っていたりするわけなんで、そこが機能更新だったり建て替えになったときのために、そのオーナーさんというか持ち主は、自分のところが包蔵地がどうかということが分かっているのか、分かっていないのかということを聞いている。
○恩田文化財担当課長　掘削工事をする場合は、文化財保護法に基づいて事前の届出が必要になるということなんです。それで、具体的には、事業者から工事を行う前に発掘届を区に提出していただいて、区から東京都に進達し、都からの通知に基づいて文化財の担当が作業に立ち会うというふうなことの流れになっております。
○大坂委員長　手続のためにその書類を送らなければ、そこがどうかというのは持ち主は分かっていないということでよろしいんですか。掘削をする手続をした段階で初めて知ることができる。それか、もしくは持ち主の方に周知はしているのか、していないのかということだけ。
○恩田文化財担当課長　個別に持ち主の方に周知をしているということはございませんが、基本的に工事をするというところで言うと、事業者のほうは、都内で、千代田区内で掘る場合は、文化財担当のほうに行くというふうな形になっています。
○嶋崎副委員長　それは分かっている。そうなると、今の答弁だと、その持ち主は包蔵地かどうか分からない。ね。ご自分のところが、もしかすると掘削すると何か出てきちゃうかもしれないということが分からないということでいいですか。
○恩田文化財担当課長　個々の方については、積極的に関わらない限りは分からない状態です。
○嶋崎副委員長　そうじゃないよ。どうもかみ合わないな。
　あのね、冒頭申し上げたけど、江戸城を中心にして、この千代田区のまちというのは非常に文化的な要素がたくさんありますよねと。で、９６か所、もう役所では把握しているわけだ。ということは、そこに、もう一回言うよ、建物が建っていたりビルが建っていたりするわけでしょ。となれば、当然その家主の方には、実はこれは千代田区が定めた包蔵地なんですと。何かあったときはまたご相談くださいというのが、丁寧な役所のやり方なんじゃないんですか。
○恩田文化財担当課長　ご指摘のとおりで、（発言する者あり）そういう意味では、不動産を所有されている方について、できる限りお知らせをし、ご自身の……
○嶋崎副委員長　いや、「お知らせをし」じゃなくて、ちゃんと知らせなくちゃ、まずは。○○さん、Ａさんの土地は実は包蔵地なんです。何かあったときにはぜひともご相談くださいと。手順・手続もありますからと。手順・手続の話はこれから聞こうと思っているんだよ。ね。まずはそこをきちっと役所としてお知らせをしないと、不親切でしょ。だって、これは後から聞くんだけど、掘ったら出てきちゃったんだから。出てきちゃって、さあ大変だという話になっているわけだ、今実際に。それで今日質問しているわけだから、まずそこの認識が、お知らせをするとかお知らせをしないじゃなくて、きちっとした告知をし

ないとまずいと思うんで、そこは確認させてくださいよ。
○恩田文化財担当課長　きちんとした告知をさせていただきます。
○嶋崎副委員長　じゃあ、改めてそこはきちっとお願いします。
　で、万が一、出てきちゃったといった場合の手順・手続なんですけれども、当然職員の方が行っていろいろと調査をするんだけれども、そこら辺の一連のちょっと、簡単でいいから、もう時間がもう限られていますから、簡単でいいんで、手順・手続を教えてください。
○恩田文化財担当課長　包蔵地であることが分かっている前提で工事に入る場合には、事前の届出をしていただいて、それで東京都などに通知をしながら、文化財の担当が工事現場に立ち会っていくということで、取りあえず、まずは文化財の担当のほうに届出を出していただくという形になります。
○嶋崎副委員長　そうですよね。そのときに、その次の段階として、当然これ、調査の費用というのがかかってくるんですよね。この費用負担というのは、誰がどういうふうに支払うんでしょうか。
○恩田文化財担当課長　費用負担につきましては、建て替えなどを行う原因者、所有者の方、事業者の方ですけれども、発掘調査の費用を負担するという、原因者負担が大原則になっております。
○嶋崎副委員長　場合によっては東京都が、東京都が負担をしてくれるようなところだとか、国が負担してくれるようなところも、制度としてあるやに聞いたんだけれども、これは国でしょうか、都でしょうか。区は、じゃあ、全くないということでいいですか。
○恩田文化財担当課長　制度としては国の制度ですけれども、国それから東京都で、それに合わせて地元自治体が負担するという形になります。
○嶋崎副委員長　えっ、千代田も負担してくれるの。国と都と千代田と、三つも負担してくれるんですか。
○恩田文化財担当課長　制度としては、そういう形の立てつけはございます。
○嶋崎副委員長　ところが、なかなかそういう制度がうまく活用できないというふうに聞いているんですよ。それはレアなケースかもしれないけれども、例えば個人で持っている、で、ご自宅で建て替えなどという場合と、それから会社があって、ご自宅があって、の場合とか、いろんなケースがあるんですけども、そのケースによって違うんですよね、その制度が。
○恩田文化財担当課長　制度は状況によって違います。基本的にはご自宅の場合が中心となりまして、自宅兼事務所の場合は面積の割合で補助率が下がると、変わるということになります。
○嶋崎副委員長　千代田の場合って、なかなかご自宅のみというのが非常に少ないんですよね。やはり建て替えとなれば、当然、再開発の場合はこれまた別の話だけれども、個人でご自宅とお店とか会社とか、テナントを入れるビルを機能更新していくとかという場合があるんだけど、こういう場合だと結構ご自身の負担って大きいですよね。そうですよね。
　実際に最近私のところにご相談があったケースとしては、いきなり調査費用が２００万から５００万というふうに言われたと。当然びっくりしちゃって、どうしたらいいですかねと。僕も調べたら、どうもそういう制度があるけれども、そこの場合はなかなか制度が

使えないということなんですよ。

部長、ご自宅が、もしか包蔵地で、いきなり調査の方が来て、役所の方が来て、実は掘ったら出てきたんで、すみません、調査費５００万だと言ったらびっくりしますよね。負担したくないでしょ。ね。うんうん、って本当ですか。（発言する者あり）いや、そのぐらいみんなびっくりすると思うんですよ。そこは少し今後の中で知恵が出ないものですかね。

やはり文化財は、これ、また何メーター掘るとか、その掘り方によって、全く調査をかけないでいいとか、非常に基準が、曖昧と言うと失礼なんだけど、非常に、何というのかな、分かりづらい。ここまでだったらいいんですよ、調査をかけませんからとか、そこら辺のことも、もうちょっと周知徹底をする必要があるんじゃないかと思うんだけど、実際にそういうお知らせもできていないわけだから、そういうマニュアル的なものって、区民の皆さんがどこで見て分かるのか、どういうふうに告知しているのか、そこら辺はどうなんでしょう。

〇恩田文化財担当課長　先ほど申し上げましたとおり、告知が十分じゃないというのは事実そのとおりで、できていません。それで、ただ、そういった意味で言うと、今後告知させていただくとともに、ご自宅を改修する場合には、こうした形で進めていく、あるいはマニュアル的なものも整備をして、必要に応じて手元に入るような、あるいは直接お送りするとか、そういった形で、急に建て替えようと思ったら出てきて、計画が全く遅れてしまうみたいなことのないように、きちんと周知を図ってまいりたいと考えております。

〇嶋崎副委員長　それと、近隣区だとそんなにご自身の負担がない自治体もあるというふうに聞いたんで、含めて、やはり千代田の場合、何回も言うけれども、文化財の宝庫ですから、そこはやっぱり分かりやすく、ご負担がなるだけかからない、当然工事期間もあまりご迷惑にならないような、そういうきちっとした制度を改めて、改めて立ち上げていただけませんかね。どうでしょう。

〇恩田文化財担当課長　ご指摘のとおりで、近隣区も様々な制度を有していて、その活用については区によって様々というふうには聞いておりますけども、近隣区の状況を調べ、それで、区民の方にとって分かりやすい形、できる限り使いやすい形で、区としてもご負担を減らすことで、文化財に対する共感度を高めていきたいというふうに考えておりますので、そういった制度について検討させていただきたいと思います。

〇嶋崎副委員長　最後。当然そういうふうなお答えになるんだろうと思うんだけれども、それがある意味文化財の保護につながるわけですよ。やっぱりそんなお金をかけて嫌だなというのは、みんなどの方も思うはずなんだね。そういう制度をきちっとつくって、それで、文化財の保護も含めて、包括的に区で今後進めていくというところの確認をさせていただきたいんだけど、いいですか。

〇恩田文化スポーツ担当部長　委員ご指摘のとおりでございます。区としてはできる限り協力を頂いて、この江戸城を中心とする千代田区の歴史を後世に残していけるような、そういった仕組みをつくってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

〇嶋崎副委員長　はい。

〇大坂委員長　はい。よろしいですか。

〇嶋崎副委員長　はい。

○大坂委員長　この項目、よろしいですね。
　じゃあ、ほかの項目。
○木村委員　アーツ千代田３３３１について伺います。よろしいですね。
○大坂委員長　はい、どうぞ。
○木村委員　はい。アーツ３３３１の運営団体は合同会社コマンドＡです。それで、その統括ディレクターである中村氏が代表となった優美堂再生プロジェクト実行委員会、これが、まちみらい千代田が実施している千代田まちづくりサポート助成事業の普請部門に申請したと。それで、これは中村氏の著書「アートプロジェクト文化資本論」の、これによると、東京ビエンナーレ２０２０、それから２０２１の会場として面白くなるだろう空間をリサーチしていたと。で、アートプロジェクトの場として優美堂を選んだと、このように述べていらっしゃいます。この普請部門に申請し、第２０回目の審査会で助成が決定したということであります。
　この審査会には、区の所管でありますので、区の担当課も加わって一緒に選定をしているということになっています。それで、この千代田まちづくりサポート助成事業というのはどういう事業なのか、概略をご説明いただきたいと思います。
○小玉コミュニティ総務課長　まちみらい千代田が行っております千代田まちづくりサポート事業でございますけれども、事業の概要といたしましては、千代田区内で自主的なまちづくり活動を行っているグループに対して、その活動経費の一部を助成するというものでございます。
○木村委員　自主的なまちづくり事業を助成すると。概略はそういうことですね。
　それで、具体的に助成対象の部門には、はじめて部門、一般部門、テーマ部門、それから普請部門という幾つかの部門に分かれています。この普請部門に選定されると、補助金というのはどの程度出るんでしょうか。
○小玉コミュニティ総務課長　最大で５００万円までの上限で補助がされます。
○木村委員　２０回目のまちサポ、まちづくりサポート事業の普請部門で、優美堂再生プロジェクト実行委員会が見事助成を決定されたと。このときの提案の内容というのは承知されていますでしょうか。
○小玉コミュニティ総務課長　提案の内容といたしましては、何点かございまして、代表的なものを申し上げますと、まず優美堂さんは額縁屋さんでございましたので、その制作工具などがそのまま置いてあります。そういったもので土木作業ができる工房スタジオであるとか、あるいはペット同伴オーケーのコミュニティカフェであるとか、あと地下１階が防空ごうなんですね。その防空ごうをギャラリーとして企画展を開催したり、あとは一つ特徴的なのが、海外のアーティストとの国際文化交流ということで、アーティスト・イン・レジデンスと言われるプログラムを行っているというところでございます。
○木村委員　確かにそのときの提案概要、これは、まちづくりサポートと、まちみらい千代田が発行しているニュースを見ると、今言われたように特徴的なものは、優美堂が世界のアーティストが滞在、制作するアーティスト・イン・レジデンスプログラム、アーティスト・イン・レジデンスなんで、ＡＩＲですね。ＡＩＲ。これを通して地域コミュニティの国際文化交流が生まれるクリエイティブサロンとして再生すると、こういう提案をされています。この提案が認定されて、５００万。それから他の部門も含めて５１０万円、助

成金を、補助金をもらったという事業であります。

　それで、この審査会の委員の講評というのがまちづくりリポートに掲載されまして、まちづくりリポートナンバー３８、ここで審査会の委員の講評が掲載されて、その中で、ある審査員の方が、優美堂再生プロジェクト実行委員会では、代表の中村さんがお住まいになられていることを初めて知って驚いたと。つまり、海外のアーティストが滞在し制作する、そのプロジェクトの場として優美堂を再生すると、これを提案し、認定されて、５００万円の補助金をもらって、そのレジデンスに提案者がご自分が住んでいらして驚いたというのを、審査会の、ある審査会委員さんが述べておられました。

　それで、こういった事実というのは区としてはつかんでいらっしゃいますか。

○小玉コミュニティ総務課長　先ほどご説明さしあげましたとおり、あくまでもアーティスト・イン・レジデンスのプログラムということで、滞在制作できるような、そういうようなプログラムを提案されていたということでございまして、今おっしゃったような趣旨の内容は、私どもとしては把握していないところでございます。

○木村委員　ご本人が本で書いているんで、間違いないんですよ。これは「アートプロジェクト文化資本論」の中で、後書きでこう述べているんですね。東京ビエンナーレが始まり、それまでと少し異なった感覚を覚えたことがあると。それは、ここ東京が自分の地元という感覚が少し実感されたことだ。特に自分が住んでいたレインボービル９階から優美堂に住居を移すこと。それから、革のワイシャツをスタジオ化することを決めたことが大きいと。自分でこの優美堂に住まいを移したと、この後書きの中ではっきり、この本の３１２ページ、３１２から３１３にかけて、はっきりそこに住まいを移したと述べていらっしゃいます。この文章を読むと、当初から優美堂に住むことを考えていたかのような印象を与えます。海外アーティストの滞在制作活動と明らかに異なるんじゃないかと、そう思います。

　このまちみらい千代田は、まちづくり活動に対する助成制度要綱を持っていて、この１８条にこういう規定があります。普請部門において、助成対象活動の代表者は当助成事業により取得し、または効用の増加した財産を助成金等の交付目的に反して使用してはならない。要するに海外のアーティストたちの滞在し制作する現場として申請をし、決定し、助成金を受けて、そのレジデンスにご本人が住んでいると。これは明らかにこの、私は異なるんじゃないかと思うんだけども、こういう要綱でこのようなことが規定されていることはご存じですよね。

○小玉コミュニティ総務課長　要綱がございますことは承知しております。

○木村委員　このレジデンス、大体図面を見ると３戸、３室あります。１戸はご自分が住んで、仄聞するに、もう一戸は息子さんが住んでいると。そうすると、残りの１戸はどなたが住んでいるのかという、こういった問題が出てくるわけですよ。

　やはり、これは直接区の事業じゃないんで、区としてなかなか答弁はこうだというふうにはちょっと言えないと思うんだけれども、ただ、このまちづくりサポート事業を今後公正に、そして健全に、そしてさらに発展させていくためにも、やはりこの実態調査というのは、区はまちみらい千代田と連携してしっかり行っていく必要があるんじゃないかと、そう思いますが、いかがでしょうか。

○小玉コミュニティ総務課長　ただいま木村委員からご指摘いただきました。私どもとい

たしましても、公正に計画的に事業を発展させていく必要があると考えてございます。また、実施要項にございますように、提案目的と違う使用で補助金を受けているとするならば、これは非常にゆゆしき事態であるというふうに思います。ただ、申し訳ございませんが、今のところ事実関係のほうは分からないということと、このまちづくりサポート事業についてはまちみらい千代田の独自事業であります。したがいまして、今この時点で私どもとしてどうこう言える立場ではないというふうに認識しているんですけれども、私自身も審査委員としてこの中に入っているということもございます。ですので、本日この場でこのようなご質問を頂いたということは、審査委員の立場として申し入れておきたいというふうに考えております。

○木村委員　ぜひ、やっぱりこの事業をきちんと前進させていく、発展させていく立場で、やっぱりきちんと公正な事業運営を進めていくという上でも、これはコミュニティ総務課が所管でしょ、まちみらい千代田の。ですので、しっかり対応していただきたいと思うんですね。

　それで、これとの関連で、そうなると、このアーツ３３３１の働くアーティスト、若きアーティストたちの労働環境についても実は気になってきます。というのは、２０１０年３月、いわゆる３３３１がプレオープンを迎えたと。グランドオープンが６月と。それに向けて施工スタッフを募集しました。そのときの募集要項がネットで調べたら出てきて、いろいろ作業内容、木工作業、木材組み立て、資材運搬、そういう労働ですね。それで、作業期間、作業時間、日給とあるんだけども、こういう文言があるんですよ。作業時の安全については自己管理ですと。作業時の安全については自己管理となりますと。これは、１人でもアルバイトを雇ったら事業者の責任とあるわけですよ。しかも事業内容というのは、作業内容というのは木工作業とか木材組み立て、で、資材運搬ですから。けがをする場合だって、これはあり得るわけです。

　それで、これは労働安全衛生法で、事業者は職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。これは事業者に課せられた義務です。こういう文言があると、果たしてあそこで働いている人たちの労働環境はどうなのかと、私は心配になりました。

　それで、ちょっと利用者の方のお話を伺うと、職員の入れ替わりが相当激しいという声を聞いています。離職率というのは区としては掌握されていらっしゃいますか。

○加藤文化振興課長　アーツ、コマンドＡの離職率につきましては、我々のほうでは把握していないところでございます。

○木村委員　仮に離職が激しいとすると、当然、就業規則はどうなっているのか。そして３６協定はどうなっているのか。きちんと労働者の代表と締結し、それを労基署に届出しているのかという、こういう問題も出てくるわけです。この辺の状況については何か掌握されていらっしゃいますか。

○加藤文化振興課長　そもそものコマンドＡとの基本協定の中で、労働関係、労働基準法関係の、今言っていただいた安全環境関係につきましても、実は協定の中で特にうたってございませんで、その辺りも実は把握をしていないところでございます。

○木村委員　そうなると、やっぱり就業規則とか、それから労働環境について、やはり区としても関心を持って臨む必要が私はあるんじゃないかと思うんですよ。もちろん恐らく

協定書では、そこまで労働環境についてどうすべきだというところまでは取り結んでいないということは、先ほどご答弁で頂きました。しかし、若い人たちの入替えが激しいというふうになりますと、これは本当に若きアーティストを育んでいく場としてどうなのかということになっていきますので、その辺は今後留意していく必要があるんじゃないかと。

実は、表現の現場調査団というところが、「表現の現場ハラスメント白書２０２１」というのを出しました。これはアーティストのみに限らず、映画の現場とか、音楽の現場だとかと、いろんなところの調査を調査団が一斉に行って、それで、これによると、アンケート回答者の９割がパワーハラスメントの経験があると回答されています。特に暴言、嫌み、無視といった精神的打撃を受けた。あるいは特に表現の場に特徴的な被害として、金銭労働条件での不安、これを強いられた。要するに労働契約を交わしていなくて、雇用条件が示されていなくて、で、金銭労働条件での不安、これが相当強いという、そういう表現の現場の実態が明らかになってきたわけですね。

じゃあ、アーツ３３３１はどうなのか。これは区としては取決めがなく、つかんでいないということですけれども、これは、白書を明らかにして、その中でこういう結論になっているわけですよ。多くの回答が語りかけているのは、暴力的なコミュニケーションの蔓延が多くのクリエーターたちのモチベーションを奪って、生産性、創造性を奪い、表現の現場から退場させてきたという事実であった。そういう表現の現場においては、やはりアーティストたちの雇用環境、これをしっかり行政が見ていく。ただ、芸術なので、行政の介入、関与、できるだけ抑制すべき。抑制すべきだけれども、やはりアーティストたちの雇用環境はしっかり守っていくということが、私は大事じゃないかと思います。

それで、アートスクエアの運営事業者の選定作業に今後入っていくわけですね。そのときに、アーティストたちが最大限想像性を発揮できるような労働環境を保障できる、そういう事業者かどうなのか。やはりこれは選定基準の重要な要素じゃないかと私は考えます。その辺、いかがでしょうか。

〇加藤文化振興課長　当区、区のほうでは公契約条例もございますし、その辺り、労働環境を踏まえた、要は安定して働ける環境が維持できるかどうかというところにかかっているかと思うんですが、ちょっと、最終的には募集要項にどういうふうに掲載するかというところになろうと思うんですが、非常に重要なご指摘だと思っておりますので、その点を加味した形で検討のほうを進めてまいりたいと思います。

〇木村委員　今の公契約条例の関係で、指定管理者だと、きちんと労働環境モニタリングも定期的に行っている。働く人たちの労働環境を守っていくという、こういうシステムになっているけれども、３３３１は指定管理者じゃありません。しかも芸術分野だから、指定管理者制度がなじむのかどうなのかという問題もあります。

ですから、その辺の区の関与の仕方というのは、これは慎重でなければならないけれども、ただ、やはり働く人たちがどういう状況の下で働いているのかということについては、中身ではなくて、これについてはやはり行政としてもしっかり、やはり見守っていく必要が私はあるんじゃないかと思うんですね。ぜひその点では、次の事業者選定に当たっての選定基準において、しっかり労働環境の、いわゆる労働法制で定めているルールはきちんと守ると、やはりこの辺を明確に基準を設けていただきたいということと、それから先ほど述べましたように、まちみらい千代田のサポート事業で申請をし、提案者と違った使わ

れ方をしていたと。これは、一歩間違うと、この事業の私物化というふうに思われかねませんので、提案して、海外のアーティストのためと。そして実際は自分が使っていましたと。まちみらい千代田から多額の補助金をもらっていましたということになると、これは私物化ということに私はなりかねない。

ですから、その辺のしっかりした調査と、それから今後の３３３１、アートスクエアの基本構想、つくっている最中だけども、それを具体化できる運営事業者の選定について、やはりしっかりした区の考え方というのを、改めて最後にお示しいただきたいというふうに思います。

○大坂委員長　部長、答弁できますか。

○小玉コミュニティ総務課長　ただいま様々にご指摘を頂きました。（発言する者あり）失礼しました。

○恩田文化スポーツ担当部長　ただいまご指摘いただきましたとおり、調査に関してはちょっと状況をきちんと把握しないことには何とも言えませんので、調査をさせていただく、まちづくりサポートに関しての状況についてはきちんと調査をさせていただきます。また、アートスクエアの事業者選定については、募集要項の中に労働条件についてきちんと把握し、このアートを志す若者の犠牲の上に事業が進んでいくようなことは避けなければいけませんから、きちんと皆さん、参加される若者たちがきちんとした労働条件の中で仕事ができるように、要綱のほうについてもきちんと検討させていただいて、募集要項をオープンにしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○木村委員　最後に、今こういったご答弁いただきました。それでこの決算委員会、恐らく閉じちゃうことになるだろうと。その内容については、所管の委員会のほうにご報告いただけるように委員長のほうからお取り計らいいただければと思います。よろしくお願いします。

○大坂委員長　それでは、この件に関しては、しっかりと進めていただくとともに、逐一所管の委員会のほうにしっかりと報告をしていただくように私のほうからも申し入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

関連。

長谷川委員。

○長谷川委員　すみません。一つ確認をさせていただきたいと思います。

アーティスト・イン・レジデンスでは、千代田区のほうからも助成があるかと思うんですけれども、まちみらい千代田、これも千代田区が関わっている団体ではありますけれども、この助成について、まちみらい千代田の助成について、国際交流アーティスト・イン・レジデンスも含めた助成ということが今お伺いしたんですけれども、区の助成と独自の助成と重複する部分で、これは、何でしょう、千代田区の助成金、そこが本当に適正に使われているのかというか、そこのところが一つの事業で二つからの助成というのが大丈夫、大丈夫なのかと言ったらいけない、いいものなのか、ちょっと認識をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤文化振興課長　区のほうで現在アーティスト・イン・レジデンスはコマンドＡのほうに委託をしてございます。それは別立ての予算で、大体年間２００万程度委託してございます。これは主に「かえっこバザール」という形でおもちゃの交換会でございますが、

そちらのほうにこちらのほうから委託をお願いしているところでございます、優美堂さんのほうはちょっと具体的にイベントを多分まだやっているというわけではないかと思いますので、あくまでもまちづくりサポートの普請部門、普請ですので、建物の改修だったりといったことなんだと思うんですが、その辺りは先ほどコミュニティ総務課長のほうからもご答弁させていただいたとおり、ちょっと内容のほうを精査して、また、今、委員長からご整理いただいたとおり、常任委員会のほうでまた報告のほうをさせていただきたいと思います。

〇長谷川委員　そうですね、ご報告いただきたいと思います。で、ここのアーツ千代田については土地の貸与についても半額で貸しているような助成ということもありますし、なぜかここだけ優遇されているような捉え方と受け取れかねないので、そこのところも含めて調査をしっかりやっていただきたいと思いますので、お願いします。

〇加藤文化振興課長　今、頂いたご意見も踏まえて調査のほうをさせていただきたいと思います。

〇長谷川委員　はい。ありがとうございます。

〇大坂委員長　岩佐委員。

〇岩佐委員　先ほどのハラスメントのことが出たので、ハラスメントについて、ちょっと関連してお伺いします。

　今年の４月にハラスメント防止措置義務が全ての事業者にしろということで法律が強化されています。それを受けて各委託事業者さん、あるいは区と関係する事業者さんに対してハラスメント防止措置に対しては何か調査とか確認とかをしているんでしょうか。

〇武笠契約課長　現時点では特段の調査などを行っていることはございません。

〇岩佐委員　これ法改正されたばかりということで、事業者さん全て、そしてもちろん区役所もその法律をしっかりと守っていかなきゃいけないと思うんですね。で、今までは多分相談窓口を明示という程度で皆さん運用されていたと思うんですけれども、それがやはり防止マニュアルの設置とか、あるいは被害者への対応ですとか、そういったこと以外に総務省のほうからもちゃんと指針が出ていると思うんですけれども、ちょっとこの委託事業者さんに対して、先ほども木村委員からもありました指定管理なら労務管理のモニタリングが定期的にあるよねと。ただ、定期的とはいえ、これ６年に１回ぐらい、４年に１回とか、そういった計算に、５年に１回ですか、の計算になるので、そうしますと、今回、労務モニタリングをやったところで、実は３６協定がちょっと怪しかったというところとかがいまだに出てくることがあるんですね。なので、こういったこういうハラスメントに関しての法改正に関しては、この労務モニタリングのタイミングにかかわらず、しっかりと全ての事業者さんに関して確認をするべきだと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

〇武笠契約課長　法改正が行われたばかりというところで現時点では対応が追いついていないところではございますけれども、現在、公募制指名競争入札におきましては、企業の社会的責任を計るＣＳＲ該当調査票というものを用いまして、企業の貢献などについて啓発も兼ねて調査を行っているところでございます。今後、こちらのパワハラ防止措置につきましても、こちらのＣＳＲ該当調査票の中に組み込みを検討するですとか、様々調査研究をしていきたいと考えているところでございます。

○岩佐委員　ＣＳＲ該当調査は、これは別に指定管理者あるいは事業者さん対象だけではなく、いろんな企業を対象に捉えている調査ですよね。で、今回申し上げているのは、区がしっかりと区の予算で何かしらの事業をお願いしている事業者さんが、本当にパワハラに対してしっかりと防止措置をしているかどうかということを確認するというのは、これはＣＳＲということではないと思うんですね。これは本当に定期的に防止をしていっていただかないと、先ほども言っている、ほかの事業者さんでも定期的に人がどんどん辞めてしまうよと。勤続年数がすごい少ないのって、今回、３３３１はこれは直接の事業者さんではないからそもそもの協定に入っていなかったですけれども、普通に業務委託をやっているところでも毎年所長が替わるというようなところも実際あるわけで、そういったことをしっかりと契約後にもチェックしていく。例えば、そのパワハラ防止義務をしっかりと措置をしているかということを区が確認するべきだと思うんですけれども、そこはもう一歩進んだ調査をしていただきたいんですけれども、調査と指導をしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。
○武笠契約課長　指定管理など継続して契約を行っている事業者さんに関しましては、年度ごとに評価というものを各所管で行っていただいているところでございます。そういった評価の中で、こちらの防止措置につきましても何かできることがあるのか、各所管とも検討させていただきまして、対応できるかどうか研究をさせていただければと思います。
○岩佐委員　ぜひこの評価をする際の一つの項目として、必ず防止措置をしっかりと対応しているかということを確認していただきたいと思います。そしてそれがまた次年度の事業あるいは予算にどれぐらい反映するのか、で、さらに新たな事業者を選定するときに、そこをしっかりとコールしていくかということをつなげていただかないと、毎年毎年パワハラで人が辞めていく。あるいは本当に人が壊れていくような、昔、官製ワーキングプアなんて言葉がありましたけど、もう官製ハラスメントをこれ以上つくってはならないと思いますので、ぜひそちらを進めていただきたいと思います。ありがとうございます。
○大坂委員長　答弁お願いします。
○武笠契約課長　働く方の労働環境を守るということは契約の観点からも非常に重要なことと考えてございます。できることにつきましては庁内の各所管課のほうとも調整を図りながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○大坂委員長　関連。
○小枝委員　はい、関連。
○大坂委員長　小枝委員。
○小枝委員　関連させていただきます。
　項目も出しておりましたので、資料のほうも資料４－３ということですけれども、私のほうからは、アートスクエア、まあこれは関わってくるというか、もうそのものなので、今日出していただいた中身を基にちょっと１点、２点申し上げたいと思います。
　１点目は、これでいろいろな意見もこういった芸術プランの推進委員会からも意見を聞いていますと。音楽スペースが入ったほうがいいねとか、いろんな意見を聞いていますという資料も出ました。また、アートスクエア基本構想のたたき台というのも出していただきました。ここの中身に入っていきますと、８ページのところに、この間の事業実績というのが書かれておりました。そこでその下のほうを見ますと、第１期、第２期と、何とい

うんですか、賃貸収入と維持費との差額というのも書かれていまして、当初、平成２２年は１８０万ぐらいだったものが、昨今に至って１,０００万以上の差額が出ていますということで、努力の結果ではあると思うんですけれども、区民の区民利用の促進とか、区民から見てどうかというところでは、非常に賃料が高いねとか、屋上に菜園もあったり、あとは体育館は普通に使えるのか、そういったもののなかなか区民への負担がちょっと、ビジネスベースではいいのかもしれないけれども、使えないと。現に多分ほとんど使われて、どうなんでしょうね。そういうふうな声を聞くんですが、これだけの収益を得ている。もうこれからいろいろな公募を経て仕切り直していくということであれば、もっと区民利用の促進、現代アートという観点から世界的な注目度は高いと思うんですけれども、やっぱり地元密着、地元の利用、子どもたちや高齢者の利用ということもあってこその先ほどの半額賃料負担、半額ということもあると思うので、そこら辺の行政のほうはどういうふうにこの数字を分析しているのでしょうか。

〇加藤文化振興課長　今、追加資料２－３のたたき台の８ページのほうをご指摘いただきました。こちらについて、運営団体と、あと参考２のほう、今ご指摘いただいた区のほうの賃貸収入と区のほうで支出している維持費支出といったところの収支差額は区のほうで頂いているお金という形になります。で、こちらについては、区民還元をどういうふうにしていくのかといったところにつきましては、区民の方が例えば利用する場合につきましては、利用料を減免するといったような考え方もあろうかと思います。実際に今の事業者がそのまま継続するかどうかはまたそれは分かりませんが、安定して運営のほうが果たされるという形になれば、そういう形で区民還元を図っていくという考え方はあろうと思います。ですので、今のところ募集要項のほうにそういったところも踏まえて記載のほうを図って、次の期の運営をする際には、そういったところも見据えて案をご提出いただきたいなというふうに考えてございます。

〇小枝委員　ぜひ、それはご検討いただいて前に進めていただきたいと思います。

　次に、開かれた、これはコンペですか、それともプロポーザルですかね。どういうふうな選定方式となっていましたか。ちょっとそこを見落としました。簡単に答えてください。

〇加藤文化振興課長　基本的にはプロポーザルで事業者のほうを選定させていただきたいと思ってございます。

〇小枝委員　できるだけ開かれた形で、いい形でこの実績のいい部分は頂きつつ、ちょっと変えたほうがいいかなと思うところは変更しながら、やはり非常に重要なタイミングだというふうに思いますので、ぜひそれは審査委員を含めて、開かれたコンペを進めて、コンペじゃなくてプロポーザルか、プロポーザルを進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇加藤文化振興課長　もちろんプロポーザルでオープンで行っていきたいと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

〇小枝委員　最後に。

　このリノベーションというのが、ここの旧練成中の売りというか、魅力でもあって、公園と一体化した階段方式の。で、ここをやるに当たっては尽力いただいた建築のグループの方や識者もいると思うんですね。そういう人たちにもしっかりと意見を頂きながら、やはり躯体はとても大事ですので、そこはもう行き違いのないように、リノベーションをし

ていって知見を取っていただきたいということを最後にお願いいたします。いかがでしょうか。
○加藤文化振興課長　今まであちらの旧練成中学校を改修した際に様々なご経験をされた方々といった方につきましても意見をお聞きしながら進めていきたいと思ってもございます。実際には、今、日大の教授の方がそのとき設計をされたということなんですが、その方にも私のほうからご連絡して意見のほうは聴取させていただいてございます。
○大坂委員長　よろしいですか。
○小枝委員　はい。
○大坂委員長　ほかに質疑ございますか。よろしいですね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○大坂委員長　はい。それでは、地域振興部所管の質疑に関してはこれで終了したいと思います。
　暫時休憩いたします。
午後０時３０分休憩
午後１時２９分再開
○大坂委員長　委員会を再開いたします。
　それでは、午後は政策経営部に関係する総括質疑から入っていきたいと思います。
　それでは、質疑を受けます。
○米田委員　債権管理の適正化についてお願いしたいなと思います。ちょっと保健福祉の部分の債権管理も入りますんで、委員長、保健福祉の方も。
○大坂委員長　どうぞ。
○米田委員　よろしいですか。
○大坂委員長　はい。大丈夫です。
○米田委員　区税や保険料、貸付金、使用料など、区が有する債権については多くの方が適切に納付されております。しかし、区民負担の公平性、公正性をより一層確保するには、特に未納分の債権について法令に基づき適正に徴収事務を行うなど、債権管理の適正化を図る必要があると思っております。そこで何点かお伺いさせていただきたいと思います。
　まず、保健福祉の生活保護の過払い金と、こういうやつをどうやって自立支援につなげていくかについて少し聞かせていただきます。
　生活保護は基本的に前渡しなので、受給者の行方不明や不正受給などあった場合は過払い状態になると思います。受給者から過払い分を回収できればいいんですけど、回収できない場合があります。この辺は間違いないですか。
○大松生活支援課長　ただいまの質問にお答えいたします。
　委員ご指摘のとおり、生活保護受給者の死亡、行方不明の場合は確かに過払い金が発生いたします。その場合は債権管理の担当者が死亡の場合は相続人を調査いたします。で、行方不明の場合は、例えば戸籍の住所履歴などを調べまして、その住所者ご本人宛てに催告をいたします。ただ、その一方で、そのまま調査の結果、回収できないものはそのまま時効を迎えるものも確かにございます。
○米田委員　ちょっと早く、聞いていないところまで答えていただいたんですけど、（発言する者あり）令和３年度の過払い金等々、金額を教えていただけますか。

○大松生活支援課長　令和３年の分は１,３５１万6,３２９円ございます。
○米田委員　件数は、ちょっと聞き取りにくかったんですけど。あと件数と、で、これまでの累計というか、昨年度まで含めて件数と金額も教えていただけますか。
○大松生活支援課長　失礼いたしました。
　件数は令和３年度で２６件ございます。で、これまでの累計でございますが、5,３１８万1,７１１円で、件数は１２７件でございます。
○米田委員　ここで聞こうと思ったんですけど、結構な金額です。で、今、先に回収の仕方は課長がおっしゃっていただいたんですけど、その中での回収業務に当たるについて問題点とかはございますか。
○大松生活支援課長　問題点といたしましては、先ほどちょっと触れましたが、相続人の調査のほうの結果、その対象者が判明いたしましたとしてもなかなか返還のほうには結果のほうが結びつかない状況でございます。それともう一つ、ちょっと問題という点で申しますと、今、死亡者、行方不明者の点、お話しいたしましたが、生存していらっしゃる方の場合は、生活保護の生活状況と返還金のちょっと兼ね合いの点でどのぐらい返していただくかというのは問題になると存じます。
○米田委員　さっき後段のほうに言っていただいて、両方そうなんですけど、いわゆる返納をお願いすると。で、いわゆる分納も出てくると思うんですよね。これは私は安易な分納はよくないと思っているんです。その方がまだ生活保護の受給者であれば、生活保護というのはもう最低限の受給額しかもらっていませんので、その中から分納、大体これぐらいでいいやというのを安易に決めることによって、また過払い金が払えない状況になってくると思うんですよね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その辺の対策が僕は必要だと思うんです。この辺は、課長、いかがでしょうか。
○大松生活支援課長　今ご指摘の点につきましては、確かに先ほども申しましたように、実際の生活と分納している金額の多寡の問題になってくると存じます。つきましては、それぞれ生活保護の受給者については、地区担当者、いわゆるケースワーカーがおりますので、その者との話合いで分納金額のほうを実際の生活状態に沿ったものにしていっておりますし、ご指摘を踏まえて今後より一層そうしていきたいと存じます。
○米田委員　そういうケースワーカーさんとやっていくということなんでしょうけど、意外とそういう上では安易にやっていらっしゃる方もいらっしゃるんで、これはご高齢の方で働けない方は別ですけど、若い方とか働ける方は、まずは働いてから徴収するようにする。で、働いてからすぐにでも分納が始まるかといったら、これも難しいんで、様々な支援策が私はあると思っているんです。要は時効の中断とか、こういったのを絡めてしっかり働けるようになってから返していただく。ただ、働くのを待っているんじゃなくて、今、課長がおっしゃられたように、ケースワーカーの方と随時面談する。で、こうやって信頼関係をつないでいって回収しながら自立支援につなげていく。こういうことが大事だと思うんですけど、いかがでしょうか。
○大松生活支援課長　今、委員ご指摘のとおりでございます。これまでもケースワーカーとなるべく小まめに相談業務を通じるとともに、あと就労できる人は就労支援を通じて自立を促してまいっておりますので、より小まめに対応していきたいと存じます。
○米田委員　ぜひよろしくお願いいたします。

ただ、やっぱり未回収というか、頂くものは返していただかないといけないんで、これなかなか難しい案件もあると思います。そういったのは時効とか、そういったのを法に照らし合わせて的確にしてほしいなと思っております。

あともう一点、回収するに当たって、ただ単にやっても難しいと思います。なので５，０００万という金額が残っていると思うんですよね。で、いわゆる残っている全体像を把握して、何が問題なのか、またどのようにアプローチしていくかというのが大事だと思っています。例えば、発生原因別分布状況とか作ったり、経済的問題の分布状況とか、あと年齢順とか、年齢別とか、そういったのをしっかり分布図に表して、どうやって対策していくかというのが今後の対応策で必要なのかなと思っていますけど、いかがでしょうか。

〇大松生活支援課長　今ご指摘を頂きました。これまでも債権の管理につきましては、なるべく回収を着実にするような努力をしてまいりましたが、今まで以上に、この全体像、あと債権の原因、そして債務者の現状を分析いたしまして、債権回収のほうに、管理のほうにも努力していきたいと存じます。

〇米田委員　決して取立てではないんで、寄り添って自立支援につなげれるようやっていっていただきたいなと思っております。

債権管理は政経部ですので、政経部の方にも少しお伺いさせていただきます。生業資金とか、こういった問題で様々問題になったと思います。で、そのことがあって債権管理の適正化に取り組んでいただいております。で、令和３年度も取り組んでいただいておりますが、どういった内容で取り組んでいただいておるでしょうか。

〇小林財産管理担当課長　今年度の取組なんですけれども、これまでに引き続き債権管理に関する基礎的な知識、あるいは事務能力の向上を目指した取組、こういったものを進めているところです。昨年度に引き続きまして債権管理研修を実施いたしまして、また債権管理担当者による勉強会、こういったものも予定しています。また、今年度につきましては、常任委員会、企画総務委員会のほうでもご報告させていただきましたけれども、債権管理マニュアルといったものを作成しまして庁内に周知し適正な事務執行の推進に努めていったところでございます。

〇米田委員　しっかり取り組んでいただいていると。で、研修も行っていると。しかし、何だ、監査の指摘によると、監査の指摘事項によると毎回指摘されております。例えば、これ今年度なんですけど、調定の事務手続を重点事項と位置づけ監査を実施したと。その中で、やっぱり調定の時期や内容、納付期限などで会計規則等の定めと異なる処理をしている事例が多く見られたと。また、調定後の行う納入の通知においても、納入通知書と納付書を混同している事例が見られるなど、今回も収入事務全般において不適切な事例が見られたと。で、云々と結構あります。やっぱり調定とかそういったのは慣例にずっと従うんでなく、今おっしゃったような、しっかり研修して新たな取組をやることが必要なんじゃないかと思います。この指摘を受けてどう思っていらっしゃいますか。

〇小林財産管理担当課長　各債権管理所管課においては、法令に照らして適正・適切な事務処理を行うよう努めているというふう認識しております。しかしながら、以前のヒアリング調査を行ったときにも、一部事務執行の過程において管理台帳が不十分であったりとか活用されていなかったりとか、担当者によって事務処理方法がまちまちだったり、非効率な面が一部見られたといったことがありました。そのため、先ほど申しました研修・勉

強会、こういったもので知識とかスキル、こういったものの向上を図って、今年度は特に債権管理マニュアルというものを作成しましたので、そういったものを活用していただいて、全庁統一的な事務処理が行われるように、適切な処理が行われるように取り組んでいるといったところでございます。
○米田委員　定期監査報告書でもこう書いています。区長から歳入徴収事務及び収入命令事務の委託を受けている各課長等は、歳入徴収者及び収支命令者として調定内容等を適切に確認するとともに、職場内におけるチェック体制の構築に努めてくださいと。ここまで指摘されております。もうこの指摘を受けたらやっぱりこれはきっちりやっていくと。こういうことのないように、来年載らないようにしていくというのが大事だと思います。政経部としてどのように今後取り組んでいくか、最終的な決意というか、そういうのを聞かせていただきたいと思いますが。
○小林財産管理担当課長　債権管理事務というのは非常に法令の解釈とか非常に困難であるため、先ほども繰り返しになりますけれども、研修とか勉強会、能力、知識の向上というのを努めているところでございます。こういったものをしっかりと積み重ねていって、債権管理、適切な、適法な債権管理に努めていきたいというふうに認識しております。
○米田委員　最後になりましたけど、すみません。
　やはり毎回これ、何年にもわたって指摘されております。来年度はこういった指摘が出ないように、今の課長の答弁では同じことの研修の繰り返しなんですよね。少しやり方を変えるとか、ほかの事例があります。例えば滋賀県の野洲市では特徴的な取組をしております。そういったのも踏まえて、今後、来年度には載らないということが大事だなと思いますけど、いかがでしょうか。
○大森財産管理担当部長　るる米田委員からご指摘いただきました。基本的には債権の発生から消滅に至るまでの各段階において法令に従った手続を行うとともに、全体として公正で合理的かつ能率的な事務により債権を管理していくというしっかりとした債権管理をしていくというのがまず前提にあります。で、その上で、先ほど来ご指摘いただいたような、監査からの指摘が生じないように、全庁的にそこはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
○大坂委員長　よろしいですか。
○米田委員　はい。
○小野委員　関連で。
○大坂委員長　関連で、小野委員。
○小野委員　今、債権管理という切り口から事務執行に関してありましたので、ここだけ少しだけ質問させていただきます。
　先ほどの答弁の中で、基本的なところの研修なども必要というところだったんですけれども、同時に非効率な部分なども見られたというようなことがおっしゃっていました。監査の中で毎年出てくるということは、場合によってはなんですけれども、従来のルールというのが形骸化していて、そもそもＤＸ化とともに見直しをするというところも一つあるんではないかなというふうに感じる部分があるんですけれども、その辺りについてはいかがでしょうか。
○石綿総務課長　ただいまの小野委員のご指摘でございます。監査の結果に関する、特に

内部統制、こういったことに関しましては、今定例会でも厳しいご意見を頂戴をしているところでございます。小野委員ご質問のように、そういったマニュアル等の見直しに関しましても、これからはそのほかの内部統制の仕組みとともにしっかりと対応していかなければいけないかなというふうに思ってございます。

○小野委員　ぜひ、よろしくお願いします。もう再三やり取りされていると思いますけれども、大事なのは、ルールを守るためにまたそこに新たなルールを重ねるだとか、そうした非効率なことだけはくれぐれもないように、ぜひＤＸ化とともに、本当に確実で効率のよい方法というところも一緒に考えていただければと思いますので、そこだけよろしくお願いいたします。

○石綿総務課長　まさに今ご指摘を頂きましたとおり、業務のマニュアルの中でもＤＸ化が進めば事務が効率化を図って書いてあるものが不要になるということもあるかと思います。そういった際に、マニュアルが塩漬けされて、旧来のやらなくていいものが残っているというようなことがないように、ここは一つ全庁的にもそれぞれの所管でマニュアルの作成なども取り組んでいるところもございますので、しっかりその推進をしておりますＤＸのまさに進捗とともに、マニュアルもよく見直しながら取り組むということはもう非常に重要なことだと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、内部統制の立場からもそういったところは全庁的に周知をしていけるように努力をしてまいりたいと思っております。

○小野委員　お願いします。ありがとうございました。

○大坂委員長　はい。この項目、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　じゃあ、別の項目質疑を受けます。

○嶋崎副委員長　ないなら終わるよ。

○大坂委員長　岩佐委員。

○岩佐委員　自治体内の弁護士さんの活用についてお伺いします。

　今、債権回収の話が出ていましたけど、債権回収の場では法解釈や制度運用上の疑義が生じた場合にはアドバイザー制度ということで法律家の相談を受けてお願いしているというふうに以前の委員会の答弁であったかと思います。で、それと同様に、例えば子どもとか高齢者の相談に対して弁護士を活用しているという事例はあるんでしょうか。

○石綿総務課長　ご質問の自治体内弁護士の件でございます。今、実際にお子様の関係のご対応について弁護士さんをつけているような事例があるかどうかというところでございますが、こちらに関しましては、まず法律相談制度というのを庁内でも設けております。で、ここでは令和３年度としては６件程度の実績がございますが、今、委員からお話があったような事例というのは、今のところ実績としては見受けられないような状況でございます。

○岩佐委員　ありがとうございます。

　これから重層的支援体制とか、いろいろと区のほうで整備していく中で、権利擁護というのは物すごく重要な一つの項目として体制整備していかなきゃいけないと思うんですね。特に高齢者の場合は権利擁護、で、相続ですとか、あるいは成年後見ですとか、ケースごとによってかなり複雑なケースがあります。それから、高齢者の住み替え、住居の話なん

かも、やはりこれは法律的な問題が絡んでなかなか次のステップに行けないというご相談があるときに、法律の部分は自己責任で、そこを解決してきてから区に相談してくださいねという話になってくると、いつまでたっても支援に結びつかないという現状が今あると思うんですね。また、子どもの場合もそうなんですけれども、これはもっと深刻で、親権者の意に反する措置ですとか、そういったものを一つ一つ、今本当に区が被告となって訴訟を起こされるケースというのが大変多くなっています。この虐待事案のときに、一つ一つのケース会議に、この今のご説明いただいた法律相談制度はどれぐらい機能しているんでしょうか。

○石綿総務課長　委員ご指摘のとおり、お子様の対応に限らず、やはり近年我々の仕事というのも複雑、多様化しているところもございますし、様々なケースに向き合ってご相談に乗ってというケースもございます。私の申しました法律相談の制度の中では、今、るるお話を頂いたようなケースというのはぴったり合致するようなものは見えてこないところではございますが、まさに初動の対応というのは非常に重要なところもありますので、こういった制度をそれぞれ職員がどこまで利用できるかというところも一つあるのかなというふうに思ってございます。一方で、公権力の行使として、我々公務員がどこまですべきか、あるいはどこからが弁護士さんでお願いができることなのかという課題というのも、これは私ども千代田区だけの問題ではなくて、全国様々な自治体でも同様のケースが多く見られることから、やはり同じような悩みを抱えているというところではございます。現状はそういったように考えております。

○岩佐委員　まさに今のご説明いただいた公権力の行使の中で、どのように弁護士さんを法律家、専門家の知見を活用していくかというのを区のほうで整理していただかないと皆さんが相談にできないと思うんですよね。例えば、親権停止まで行くかどうかも含めて、代理人に区がなるかならないか。あるいは代理人の手前の単に措置のためのただ単なアドバイスなのか、そこを線を引きながら、ここまでなら相談できますよということを整理した上で、ケース会議までは立ち会います。ただ、措置の立ち会いまではしませんというぐらい細かく設定をしないと、やはりこのケースケースにおいて弁護士さんの使い方ということがやっぱりちょっと分からないまま、結局相談につながらないという現状になってしまうんだと思うんですよ。なので、ちょっとそこの整理を一つお願いしたいと思うんですけれども、そこの考え方はどうでしょうか。

○石綿総務課長　まさに今のような整理というのが研究も検討も必要かなというふうに思ってございます。現制度も弁護士さんのみならず学識経験者といった方、それから行政の経験者といった方、そういった方々も一緒にアドバイスをさせていただくような制度にはなっているというところでございます。こういった仕組み、制度の内容というものをまずは職員にもしっかり周知をしていかなければいけないかなというところでございますけれども、それと同様に、相談のための相談と申しますか、総務課のほうでもこれ制度所管でございますので、こういったことが相談できるかということを気軽に職員からも相談が受けられるようなことの体制を組んでいかなければいけないかなというふうに思ってございます。そのためには、周知もより必要かなというところもございますし、例えば弁護士さんであれば、いろんな分野、得意な分野がございますので、そういったところも速やかにご案内ができるように、あらかじめそれぞれの分野に強い弁護士さんのリストアップなど

もしていくということが必要かなというふうに思ってございます。
○岩佐委員　ありがとうございます。
　さらに、学校には学校のスクールロイヤーまではいかないけれども、こちらの法律相談制度で、いわゆる学校で最近いじめの問題ですとか、あるいはＳＮＳですとか、割と複雑な法律問題に発展しそうなものがたくさんあると聞いているんですけれども、これはうちも本当にスクールロイヤーはいろんなところから指摘があるけれども、こちらの今の法律相談でご対応されているということでしょうか。
○亀割子ども部長　ただいま総務課長より包括的な弁護士の体制のお話の答弁がありましたが、現在、もう少し細かく状況を申し上げますと、各部ごとに弁護士さん、必要に応じてお願いをしているということがあります。子ども部で言いますと、学校等支援対策チームというものがありまして、これが学校等で発生したトラブル、学校単位で何か事件やトラブル、苦情等があったら弁護士さんに相談するという制度で予算計上しております。これは学校限りの問題です。で、学校を超えて全般的な話になりますと、我々のほうで子育て・教育行政アドバイザーということで弁護士さん、年間で委託というか雇用というか、協議でお願いをしている状況で、これは様々な法律問題に関することのアドバイス等を頂いているということ、それからいじめ問題ですとか、健全育成サポートチームにおきましても、このチームの中に弁護士さんを入れて一緒に議論していただいたりアドバイスをもらっているということで、個別事業ごとに計上をして、弁護士の相談を随時必要に応じてアドバイスを頂いている状況です。
○岩佐委員　今すごい詳しく説明いただいちゃったんですけど、そうすると、福祉部門に関してはどれぐらい法律家の相談体制を、それは先ほど包括的にご説明いただいた体制だけなのか、個別に部署としてしっかりとこの生活支援の場でご相談する体制が整っているのか。それから、あとすみません。今の子ども部に関しても、子どものケース会議、そしてこのケース会議の都度都度には弁護士さんは入っていないと思うんですけれども、このケース会議に対して、次の支援方針を決めるときのための会議に弁護士さんを、相談ではなくて、弁護士さんを交えて支援方針を決めていくということには今の契約の中ではご対応いただけないのか、お答えいただけますか。
○亀割子ども部長　ケース会議は、ご存じのとおり、相談員ですとか、場合によっては東京都の児相の方等で対応しているということで、内容が発展的に弁護士さんが必要、法的判断が必要ということであれば、それは個別に単発でアドバイスを聞くようなことは考えています。それが実際どのぐらい件数としてあったかどうかはちょっと今私のほうで分からないんですが、そういった姿勢でケース会議をやっているということは、現在もそういうふうな体制を取っているとは聞いております。
○岩佐委員　福祉はどうですか。福祉の相談です。
○細越保健福祉部長　保健福祉部も同様に、今、子ども部長が申し上げましたように、弁護士の対応もしております。令和２年度の実績になりますけれども、１０件、４０万円ほど対応しているという状況でございます。
○岩佐委員　ありがとうございます。
　体制は整っているということで、ただ、本当に個別の支援方針を決める段階では、まだまだちょっと活用が不十分じゃないかと私も何件か関わった中で、ここは弁護士さんがい

らっしゃればもう少し支援方針がはっきり決まったんじゃないかなというようなケースがございますので、これがもし周知の問題なんであればもう少し周知をしていただきたいですし、また活用方法として、事前予約制で、例えば週に１回しか駄目なんだとか、そういったことではなくて、もっと都度都度使えるような制度にしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
○石綿総務課長　るるご指摘を頂いたところでございます。現状といたしましては、相談を頂いて速やかに手配をさせていただくというところではございますけれども、こちらやはり時を急ぐというケースもあるかもしれませんので、先ほど申しましたような、備えていろいろな分野ごとのリストアップをしておくであるとか、何よりもまずはこのご相談を受けられるんだということを周知をしていかなければいけないというのは、繰り返しの答弁で恐縮ですけれども、こういったところから一つずつ始めていきたいなというふうに思ってございますし、やはりトラブルが解決をするというのが一番大切なところでございますので、そこに結びつくような努力を重ねていきたいなというふうに思ってございます。
○岩佐委員　以上です。
○大坂委員長　よろしいですか。
　関連、ほかの項目で。関連、この項目、よろしいですね。
　では、次の項目。
　小枝委員。
○小枝委員　個人情報保護のところを伺います。よろしいですか。
　最近、個人情報の入ったかばん、ＵＳＢなどが入っているかばんを紛失するなどの事件、ニュースが耳に入ります。で、個人情報保護のために区職員が個人情報を取得・収集する場合、あるいは区職員が個人情報を持ち出すときのルールというのはありますでしょうか。
○石綿総務課長　まずは条例でございます。個人情報保護条例、こういったところに収集の規定などを記しているところでございます。
○小枝委員　もう少し具体的に、８条に収集の制限などありますけれども、事務事業概要にも特段そのようなことが書いておりませんで、個人の自覚と研修ですかね。
○石綿総務課長　もちろん私ども大切な区民の方々の個人情報を取り扱う立場でございますので、当然自覚を持って取り扱うことは必須条件であるかなというふうに思ってございます。それ以外にも今お話ししましたような、個人情報保護条例などにきちんと逸脱しないような取扱いをさせていただくかなと。また、あるいは電子データの場合はまた別な規定もございますので、こういったところも留意しながら取り扱うようさせていただいているというところでございます。
○小枝委員　まあそうですね、自覚だと。で、個人情報の収集に関して、第８条、今日出していただきましたけれども、個人情報保護条例８条というのがありますが、ここにも書かれているように、例外規定ということで、その取得、安全確保などのために本人の同意なく行う取得など、幾つか４項から６項までの例外規定というのがありますが、こうしたことは何件ぐらい行われているのか、例えばこの１年間でしたらどのくらいあるのか、全体状況をお答えいただきたいと思います。件数で結構です。
○石綿総務課長　例外規定というのは、いわゆる８条に規定をしておりますこういったものに該当するような件数というところでございますが、これに関しましては、我々のほう

で特に数字としては把握はしていないような状況かというふうに存じます。いずれにいたしましても、恐縮ですが、今、数字自体は手元にございませんで、これに該当しているものがあるかどうかというのは、恐らく数字としては私どもカウントはしていないかなというふうに考えてございます。
○小枝委員　こうした例外取扱い規定についての把握は総務課としてはしていないというのが現状だというふうに受け止めてよろしいですね。
○大坂委員長　行けますか。
○嶋崎副委員長　お見合いじゃないんだからよ。
○大坂委員長　総務課長。
○石綿総務課長　申し訳ございません。正確な数字を今持ち合わせていないというところもございまして、もし確定をということであれば、改めてということにさせていただきたいのですが、通常こちらの規定に係るような案件がもし、触るようなものがあれば、審議会に相談があったりするような状況もあるかなと。あるいは総務課のほうにご相談があるかなというふうに思ってございまして、そこまでの事例は今把握している範囲ではないかなというふうに思ってございますが、いずれにいたしましても、正確な数字ということであれば少々お時間を頂戴したいところではございます。
○大坂委員長　小枝委員。
○小枝委員　正確ということではなく、件数を把握しているかいないか、そうした事例を総務として把握しているかしていないか。正確でなければ、今、答弁できるのであれば進行したほうがいいと思いますので、お答えください。
○大坂委員長　総務として、今把握しているかどうかというところでお願いします。
○石綿総務課長　過去にそういった事例があったかどうかということは、今現在、総務課としては把握をしているかしていないかという点で言えば、それに係る案件が発生がしているというような話を聞いている件は１件あるかなというふうに存じてございます。
○大坂委員長　小枝委員。
○小枝委員　１件あるという答弁がありました。この収集の制限の８条のところで、私は一つあくまで一般論として伺っておきたいんですけれども、８条の２を見ますと、実施機関は、個人情報を収集したときはその事実を本人に通知しなければならない。４から６の規定により、収集したときは通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聞いてその必要がないと実施機関が認めるときは、この限りでないと。そういうふうなことも書いてあります。この項は運用されていますか。今日フローチャートを出していただきましたけれども、これまでの個人情報保護審議会の運用を見ると、かなり大くくりなことでのいろいろデジタル化とか新しい制度に踏み込むときの諮問はやっているようですが、こうした収集制限、これは８条ですけれども、１６条、外部提供の制限、いずれもこれこれをしなさいよと、本人の同意を得なさいよと。あるいは得なかった場合、緊急に必要性があった場合、収集したことは本人に告げなさいよというような、しかし、審議会の意見を聞いてそうでない場合はこの限りではないですよと。こういうふうな定めになっているので、だとすると、そういうふうな事務の流れのフローチャートもないと、何というか、制度が形骸化というか、うまく働かない部分が出てきてしまうんではないかというふうに思うんですけれども、どうなっていますでしょうか。

〇古田政策経営部長　ただいま総務課長からご答弁さしあげていますとおり、個人情報の取扱い、なかなか運用が難しいところもございます。今ご指摘いただいている第８条に関して言えば、一般的に条文解釈をして、本人同意があるとか、その法令により認められているとかというケースについては、その所管部署で一義的には判断をしているというところで、その数の把握というのは統計的には取っていません。で、一方で、事実としてそうした行為が行われる、もしくはその事前に総務課に相談があるというケースについては一定程度把握をしているという、そういう状況でございます。一方で、６号のところで、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聞いてというようなケースがあった場合については、これは基本的には保護審にかけ、で、ご意見を伺って、で、その意見に基づいて例外規定を適用したというようなケースについては適宜通知等をしているケースもございます。ただし、一括承認基準ということがございまして、同様の事務を繰り返し行われるような場合につきましては、保護審の最初のほうでこういった類いのものについてはそれを認めるということをお認めいただいている。そういった類型の事務についてはそれを省略することができるという形でまた規定がされておりますので、実際にこういった場面が出るというのがあまりないというのは事実です。ですので、あまり知られていないというか、そういう場面に出会うことがないという委員の感触も確かにそのとおりなんだろうなというふうに思います。

〇小枝委員　分かりました。

　保護審の最初の年度最初ですかね、のところで一括承認という仕組みはあるけれども、個別ケースではないということですか。

〇古田政策経営部長　すみません。ちょっと説明が不足しておりまして、ごめんなさい。

　同様の事務を繰り返しもう毎年度毎年度通例的に行うようなものについては、個人情報保護審議会ができた当時に一括承認基準という形で類型をしているという形でございます。

〇小枝委員　あ、当時か。そうすると、この条例の第１条に目的として、最後の１行、２行で、区民等の権利利益の保護と信頼される区政の実現を図ることを目的とすると。こういうふうになっております。で、これ一般論として非常に重要な条例だと思うし、その条例を運用する窓口としての総務課の位置づけだと思うんですが、この条例の中に審議会の意見を聞いてその必要がないというふうに判断する事例、逆に言うと、その判断されなければ、仮に８条の４なり５、６のところでやむを得ずそうした個人情報収集した場合でも、本人通知をしないといけないというのは、これのルールというふうに捉えてよろしいですか。

〇古田政策経営部長　これもやはり一括承認基準で類型化されているものについては省略ができる。その本人通知も併せて省略できるという規定ではございます。で、そういうものでない個別の案件があったときというのは、審議会で都度判断をして、その通知の省略もできるかどうかということも含めての都度判断かなというふうに思います。現実にそれがあったかどうか、ちょっとごめんなさい、ちょっと今手元に過去の資料がないもので、ご答弁できませんけれども、基本的にはそういう立てつけでございます。

〇小枝委員　そういう立てつけ。その一括承認基準というのは、項目リストがありますか。

〇古田政策経営部長　ありますかという、存在はしております。

〇小枝委員　うん。

○古田政策経営部長　もちろん、存在はしております。で、ちょっと資料としてお示しするような形に今ないかなとは思いますけれども、そういった過去の類型を整理したという形になっていますので、一般的な業務、繰り返しの業務についてご承認いただいているというものでございます。個別にというところですと、ちょっとお時間を頂くことになるかなとは思いますけれども。
○小枝委員　うーん。それはそんなに項目数が多いんですか。何ページにも及ぶものなんですか。
○石綿総務課長　そうですね、項目はかなり多いので、Ａ４判にしても相当数のページに及ぶものでございます。
○小枝委員　うーん。それを決めたのはいつですか。
○石綿総務課長　一番最初は区長から審議会の会長に諮問をして、答申が平成１１年の３月に行っておりまして、それから一部改正を相当回数経ているというような状況でございます。
○小枝委員　その内容というのは、結局公開はされていないわけですよね。で、この条例の目的に書かれているように、区民等の権利利益の保護と信頼される区政の実現を図ることを目的に、この条例の中に定められていることが、組織の内部だけで、何というんですかね、緩和されるというか、個人情報が収集されたり転用されたりするようなことがないようにこういうふうな項目があるにもかかわらず、いや、実はＡ４何枚にも及ぶ一括承認基準があるんですというふうに言われてしまうと、それはちょっとブラックボックス化するので、その内容についてはまずは最低でも公開する必要があるだろうなというふうには思います。それについては考えたことがありますか。そうしませんと、ここに書かれている８条の２項というのが何の意味も持たない。区のほうが、いや、一括承認なんですと言われちゃうと、もう問うことさえできなくなってしまうという問題をはらんでいるので、ちょっとそういう意味で聞いています。意味、分かりますか。
○古田政策経営部長　ご指摘の点はごもっともなところもございますし、この一括承認基準については個人情報保護審議会で審議を頂いて答申いただいている形になっておりますので、経緯・経過については公開をしているところでございます。で、このそのものの公開については、ご指摘踏まえてちょっと検討させていただきたいと存じます。
○小枝委員　二十数年前の定めですし、件数、先ほど聞いたような例外規定の件数把握ということも担当課長はやっているやにおっしゃいましたけれども、担当部長のほうはやっていないようなこともおっしゃった。そういう意味では、この条例の運用窓口としての、何というか、が十分に機能しているのかなということはちょっと疑問に思うところです。
　定義のところでもう一点明確に答えていただきたいんですけれども、２条の１項のところに個人情報の定義がありますけれども、例えば、私が区の職員だとして、区の講座をやっているとして、その講座で住民や参加者の顔写真を撮りましたと。これは２条１項の個人情報に該当しますか。
○石綿総務課長　顔写真、講座にご出席、ご参加いただいている方の顔写真というところでございますが、こちらに関しましては、通常はそういった事業の写真を撮る際に、参加されている方々の顔が写り込んでいる場合、こういった場合というのはよくある事例といたしましては、広報千代田、こういったところでの撮影というのが多かろうというふうに

思ってございます。その際は、事前にお声をかけさせていただきまして、ご本人様の同意を得るようなことというのは通常行っているところでございます。ただ、こういった広報でのお取り扱いに関しましては、先ほど申したような一括承認基準といたしまして、広報上、掲載をさせていただくようなお取り扱いをさせていただいているところかなというふうに思ってございます。

で、お話が戻りまして、質問にあるような個人のお顔ということに関しましては、こちらはこの情報の中で氏名や生年月日、そういったものによって特定の個人を識別できるものを言いますよというところでございますので、顔写真だけをもって、申し訳ありません。確定したお答えをさせていただきたいということがございますので、少々確認をさせていただければというふうに思ってございます。

〇大坂委員長　暫時休憩します。

午後２時１９分休憩

午後２時２２分再開

〇大坂委員長　委員会を再開いたします。

答弁からお願いします。

総務課長。

〇石綿総務課長　お時間頂戴しまして、誠に申し訳ございませんでした。

先ほどのご質問の件でございます。講座に参加、出席される方々の顔のお写真は条例上の個人情報に当たるかということでございます。こちらに関しましては、お顔そのものでお名前が判断できるところもあるかというふうに思っておりまして、条例上はやはり個人情報に該当するものであるというふうに考えてございます。

〇大坂委員長　小枝委員。

〇小枝委員　そんなに時間がかかるとは思っていなかったので、そういう答弁ですね。で、当たりますと。もう一個定義を聞いておきたいんですけれども、８条の４項、これ４号なのかな。人の生命、身体、健康、財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときというのは、これはどういう場合を想定しているんでしょうか。

〇石綿総務課長　具体例というのは特に解釈上も用意をしているというところではございませんが、まさにこの規定にあるように、区民の方々の生命や身体、健康又は財産に何か危険が及んだような緊急の場合ということでございます。

〇小枝委員　これを解釈する権限というか、はどこに、何というか、委ねられているのでしょうか。審議会もこうした場合、ここの考え方に関わることができるんでしょうか。

〇石綿総務課長　一義的には、まずはこの条例運用してございます区役所、区側にまずは一義的な判断があるかなというふうに思ってございます。

〇小枝委員　一義的ということは、二義的にはあるんですか。今日出していただいた事務の流れの中に、そうしたフロー、流れがうまくイメージできないものですから、法の運用というのは公平、公正なものでなければいけないですし、リーガルチェックをしっかりとされた中で人権を扱っていかなきゃいけないというふうに思うんですね。様々な事務の流れの中で、そうした、何というか、いろんなことがあると思います。私も短期間でしたけど区の職員をやっていましたから、いろんなことがあります。で、だけどそういうことをやはり客観的かつ公正に判断する場としての審議会があったりするわけですから、行政の

内部だけで、いや、これは白ですとか、そういうふうに何か振り分けて決めていくということは結局身内の中だけのことになってしまうので、事業をやっている本人にとっても客観性のある判断基準なり、そういった手続があると、次に向けてより公正で公平で信頼されるこの条例の目的そのものにたどり着いていくんではないかというふうに思うんですけれども、審議会の位置づけ、あるいは第三者へのリーガルチェックの考え方について、少し安定したしっかりとした答弁が頂ければ、私は一般論ですので、ここの項はこれで終わりなんですけれども、ぜひ、しっかりとした答弁をお願いします。
○大坂委員長　責任ある答弁をお願いします。
○石綿総務課長　それでは、まずリーガルチェックという点でございます。こちらに関しては、まず本条例、こちらについて現状では各自治体でその条例を制定して解釈をするというような立てつけになっているというところでございます。当然この条例でございますが、行政としてまさに立法権、立法機関というところで、私どものほうで策定をして設置をしているというところでございまして、当然ながらこれ同じ立法権を有する議会の皆様の議決も頂いて運用しているというところでございます。運用に当たっては、委員ご指摘のとおり、公正、公平に審議会のご判断も頂きながら対応させていただいているということでございますので、冒頭でも申し上げましたとおり、区民の皆様の個人情報、これは非常に大切に扱わなければいけないということは、これはもう私ども肝に銘じて、いつも取り扱っているところでございます。
　一方で、資料に今回流れ図というものをつけさせていただきましたが、様々な事例によって対応、解釈、考え方、これ様々変わってくるというふうに思ってございます。その際に、一番重要なところといたしまして、フローの中で墨を塗らせていただいた囲みをつけさせていただいたというところでございます。まずは様々な事例が事業などで生じまして、相談をしっかりと私ども制度所管である総務課が受ける。これが一番大事なことだというふうに思っておりまして、大事な個人情報を取り扱う上でも第一歩だというふうに思っております。これは私ども区役所、特に制度所管でございます総務課といたしましても、全職員を上げて適正に対応をさせていただいているというところでございます。
○大坂委員長　小枝委員。
○小枝委員　それだと答弁になっていなくて、私が聞いたのは、区民との関係で、自分は何らか例えば講座で私のことは撮らないでと言ったのに撮られてしまったとか、何かそういう、実際は常に聞きますからね、駄目な方はお手をお挙げくださいと聞くんで、めったにないんですけど、そういう何らかの行き違いやトラブルがあったときに、困ったなと思ったときに、あるいは侵害されたなと思ったときに、行政の中だけだとやっぱり第三者性がないということになるので、そのために審議会を置いているわけですよね。だからそういう区民のそういうふうなことが生じたときに、じゃあ区民はどうしたらいいんですか。区民はどこかに、自己情報は開示請求ができると書いてありましたけれども、何らかの救済措置というのはこの制度内に設けられてはいないんですか。
○石綿総務課長　こちらに関しましては、やはりしっかりした答弁をというところで恐縮ではございますが、その事例によるというところがまず一つはあるかなというふうに思ってございます。今、るるご指摘を頂いている事例というのが、当然イベント、行事などをさせていただいて、お写真を区側で撮る際というのは、通常の場合であればご本人様のご

確認をさせていただいてということがこれが多い例というところでございまして、あまりケースが、今お伺いしたようなケースというところが私どももケースとして多くは生じていないようなところもございますので、その様々な事例として都度判断をさせていただく、ご相談に乗るというようなところかなというふうに思ってございます。
○小枝委員　この件に関してはしっかりとしたご答弁は頂けないということが分かりましたので、これ以上はずっと平行線になりますから、本日のところはここで、一般論としてはとどめます。
○大坂委員長　はい、分かりました。
　政策経営部長。
○古田政策経営部長　若干補足をさせていただきます。
　個人情報の取扱い、総務課長が申し上げているとおり、様々なケースですごくデリケートな対応をしております。ですので、一般論としてなかなかご答弁できないというところがございます。一つ一つの案件についてつぶさに状況を確認しながら例示をお示しするということはできるかとは思うんですけれども、なかなか一般論として難しいというところはご了解いただければと思います。
　で、区民の方から苦情の申出ということについて言えば、第三者機関ということではなくて、やはり区に総務課にご相談を頂くというような形が一般的でございます。この条例を制定している所管課である総務課がこの条例の解釈であるとかを一義的にという先ほど総務課長の答弁のとおりでございますので、で、それ以外の条例に定めのある個人情報保護審議会に諮るということが規定されているものについては、限定列挙されていますけれども、それはしっかりと個人情報保護審議会のご意見を伺うであるとか、あらかじめ伺っていた一括承認基準を適用するとかというところをしっかりと適切に今までも適用してきてございますので、今後につきましても、そういう立場でしっかりと対応していきたいというふうに考えております。で、各所管課で様々な意見の相違とかトラブルとかあった場合については、総務課はそういう意味では全庁的な制度所管として、ある意味中立的な立場で、しっかりと双方のご意見を伺いながら条例の解釈、適用について判断をしているところでございますので、その部分についてはご理解を賜りたいと存じます。
○大坂委員長　はい。
　秋谷委員、関連。
○秋谷委員　関連で。
　一つ確認なんですけれども、先ほど小枝委員がおっしゃっていたのは、役所で行われている講座の場合ですとメンバーも限られていますし、その顔写真、顔が撮られた場合は、個人情報の特定に当たる。該当する可能性があると。で、仮に公道ですと、プライバシーの保護に関する期待も低いですし、公道で仮に写真が撮られた場合は、その氏名、名前というのは普通分からないですから、この場合は個人情報に該当するんでしょうかね。撮った写真についてです。
○大坂委員長　すぐに回答できますか。
○石綿総務課長　秋谷委員のご質問でございますが、やはり撮られたお写真によっても対応、解釈が変わってくるかなというふうに思ってございますが、とかくこのプライバシーに関する肖像権などの問題に関しましては解釈が分かれるところというところでもござい

ますので、公道上で撮られたお写真についても、条例上の規定があるように、個人が特定できるようなお写真なのかどうかということによってもこれは変わってくるものだろうなというふうに思ってございます。
○秋谷委員　写真を撮って、相当遠くじゃなければ、顔、誰々、Ａさん、Ｂさん、Ｃさんって、区別はつくとは思うんですけれども、それが氏名等の情報と結びつく可能性がない場合には、この条例の個人情報には当たらないんじゃないかなと僕は思うんですけど、いかがでしょうかという質問です。
○石綿総務課長　本日、資料としておつけをさせていただきまして、先ほど小枝委員のほうにもご質問の中で触れていただきましたとおり、第２条のところには、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるものを個人情報といいますよというのが前提にございますので、例えばお写真の中に、例えばですけれども、距離があって、Ａさん、Ｂさんというのが分からないようなお写真であれば、それは個人情報として取扱いはないのがまあ一般的かなというふうに思ってございますが、明らかに顔のお写真がはっきり写っていて、お名前を添えなくても個人として特定できるものは個人情報として解釈する場合があるかなというふうに思ってございます。
○秋谷委員　すみません。あと二、三回です。
　２条１号に関しましては、記述等にと書いてあるんですけれども、氏名、生年月日その他の記述等によりと書いてあるんですけれども、この、じゃあ「など」には写真が含まれるという解釈になってしまうんでしょうかね。それとも文章というか文言、文字による識別だけなのか、どうなのかなと。僕は含まれないと思うんですけど、どうなのかなと。
○大坂委員長　暫時休憩します。

午後２時３８分休憩
午後２時４０分再開

○大坂委員長　委員会を再開いたします。
　答弁からお願いします。
　総務課長。
○石綿総務課長　度々お時間を取らせてしまいまして、大変申し訳ございません。
　今のご質問でございます。やはり現状、法などの解釈と照らしても、この記述等によりの等の部分というのは、やはり図画も含むというような解釈が一般的であろうかというふうに思ってございます。
○大坂委員長　関連、ほかにありますか。
○岩田委員　関連。
○大坂委員長　岩田委員。
○岩田委員　先ほど、そういう何か例えば写真を撮られたとかそういうことで区に苦情を言うと、それでそれは総務課のほうでというんですけども、じゃあその際はどのような対応をしてくれるんでしょう。例えば、じゃあ写真を撮られたそれを削除に応じるとか、いろいろあると思いますけど、どういうふうな対応なんでしょうか。
○嶋崎副委員長　全ての事象により……
○大坂委員長　総務課長。
○石綿総務課長　何度も同じようなご答弁を差し上げて大変恐縮なんですが、これもまた

事例によりというか、状況によりといいますか、まずはそういう仮にお電話、ご連絡を頂いた際にはご相談にお乗りをして、どういう状況であったのか、どういう内容のものなのかというのをまずは確認をしなければなりませんので、この内容によって対応が私どもも検討させていただかなければいけないところがあるかなというふうに思ってございます。
○大坂委員長　岩田委員。
○岩田委員　じゃあ、それはそれで結構です。
　あと、先ほど小枝委員の質問で、あまり、何というか、ちょっと言い方があれですけども、好ましくない事例が１件あったということなんですけど、それはいつのどういうところの件なんでしょうか。
○石綿総務課長　そのご質問に関しましては、今この場でお答えすべきかどうかというのは判断をいたしかねるところでございますので、ご答弁は差し控えさせていただきます。
○岩田委員　それでは、それもまたちょっと後で聞くとして、私のほうの個人情報からちょっと関連したようなところで、私、資料要求しましたけども、これで資料の一番最後のページなんですけども、ここでいろいろ区民の方が撮影をされたということなんですけども、これは個人情報保護法としてどうなんでしょうか、問題はあるのかないのか。
○石綿総務課長　保護条例上どうなのかと申しますのは、いわゆる取扱いが適正なのかどうかというようなお話だというふうに推察をさせていただいた上でご答弁をさせていただければなというふうに思ってございますが、ここにある事例も見る限りでは様々な状況、内容が異なるものだなというふうに思ってございまして、一律どういうご答弁が最適なのかというのはなかなか難しいところもあるかなというふうに思ってございますけれども、基本的には今の現行の個人情報保護条例に反するような明らかに違法な内容というのはないかなというふうに見てございます。
○岩田委員　今、８条の話とか出てきましたけども、例えば工事をやっているときにその工事を写す、そこに区民がたまたま写り込んでいたなら分かるけれど、工事とは全く関係ないところ、工事に背を向けて区民に対してカメラを向けて撮影をしていた。もしくは区の職員がその工事の説明をしていた。そこに皆さんが集まってその工事の説明を聞いていた。その集まっている区民に対してカメラを向けていた。これはどうなんでしょうか。
○印出井環境まちづくり部長　具体的なケースに関するものなので、私のほうからご答弁申し上げます。
　説明と作業工事一連の継続している中で行われてきたものだろうなというふうに思ってございます。いずれにいたしましても、作業体以外も撮影する中で、そういう今ご指摘のような状況があったのかなというふうに思いますが、いずれも公道でございます。ですので、個人情報の保護の問題はもとより、岩田委員が先般ご指摘を頂いた犯罪や犯罪に準ずる盗撮行為には該当しないというふうに認識をしてございます。また、今回この記録するに当たりましては、４月に工事再開をした際に、反対者の方が作業用フェンスを投げつけるというような行為を行い、警察から注意を受けたというふうに認識してございます。このように作業を妨げるような目的で不当な行為が行われるおそれがあり、現に工事作業体として区の管理下にある区域に居座ったり、車道を移動したりなど、工事を妨げるため、違法と思われる行為があったというような実態を踏まえて、工事現場における記録ないしそれの一連の動きの中でご指摘のようなケースがあったのかなというふうに認識をしてお

ります。
○岩田委員　私は、犯罪とは一言も言っておりません。盗撮というふうに言ったのは、ある法律事務所の定義によるならば、定義ですよ、一般的な話じゃなくて定義です。定義は絶対的なものですからね。定義によりますと、被写体となる人間の了解を得ずに勝手に撮影を行うこと、これが盗撮の定義と言われています。一般的に何々と言われているということと定義というのは、まあよくそごがあるもんです。例えば確信犯なんていうのは代表的な例だと思います。一般的に確信犯というと、悪いと分かっていて犯罪を犯すのが確信犯。でも、実際に、定義として言われるのは、宗教上や思想上、それが正しいと思ってやったことが、それが犯罪になってしまう。それが確信犯です。そういうふうにそごがあるわけですよ。
　で、私が言ったのは、まさに被写体となる人間の了解を得ていない、勝手に撮影しているんだから、これは盗撮じゃないかと言った。でも、それは、私、犯罪だとは一言も言っていません。つまり、盗撮の中には、犯罪となるもの、ならないもの、いろいろあります。こういうことを分かった上で言っているのかどうか分かりませんけども、私は、まず、犯罪とは言っていません。
　そして、まず、何か、何だ、何かフェンスを投げつけたとか、そういうのは、私は、今、初めて聞いてびっくりしたんですけど。じゃあ、もう、すごい具体的に言いますよ。４月２５日、区の職員の方が区民に説明をしていた。そのときに、区の職員が隠れて、区の職員の方たちの説明を聞くために集まっていたのを撮影していた。これは、フェンスと全く関係ないと思うんですけども、そこはどうなんですかね。
○印出井環境まちづくり部長　今ご指摘の件ですけれども、そもそも撮影というのは、個人情報を収集することを目的としたものではないということでございます。ご指摘の件ですけれども、工事に当たって、公開空地において、私がメディアを通じて説明している模様を記録したり、あるいは公道上の作業現場の安全や作業の影響行為を記録していたものだというふうに――のことについてのご指摘だと思いますけども、それは、社会通念上、可能であるというふうに思っております。さらに、その説明の際に、反対者グループの中から大声を上げたり、罵声を浴びせたりという実態がございました。こうした状況を淡々と記録していたものでございます。
　その後、先ほどご説明したとおり、作業用フェンスを投げつける抗議活動などがございましたので、事故につながりかねないという実態もございます。万が一、事故が起こった場合において、もちろん区民の皆様が何か被害を受けるとか、あるいは、私どもとして、どういう責任があるのかとかという観点からも、記録する必要があったと。社会通念上、認められる範囲の中で、対応したものというふうに認識しております。
○岩田委員　４月２５日の話を、今、部長がお話ししているのを区の職員が撮っていたと、そういうふうに言ったんですけど、だったら、区の職員の方は、部長にだけずっとカメラを向けていればいいんですけど、なぜか区民の集まっている人たちを右から左に、業界用語で言うと、カメラをパンするというんですかね、右から左にずっとなめるように撮影して、また戻るみたいな、そういうような撮影の仕方はしないと思うんですよね。で、またさらに別の日、区の職員の方が区民に説明をしていたときに、後ろからそっと、いわゆる、ウェアラブルカメラ、×××××ですよね、商品名で言っちゃうと。それを後ろから、区

の職員の胸のポケットのところにそっとそれを差し込んで、区民が映るようにしていた。それはどうなんでしょう。
○印出井環境まちづくり部長　先ほどもご答弁申し上げましたとおり、いずれにしても、職員は作業、工事作業をするに当たって、作業帯、あるいは作業帯の周辺の車道並びに作業関連の様々なエリアにおける状況を記録するという目的で、（発言する者あり）そういったウェアラブルカメラを、（発言する者あり）事業者と連携しながら、（「平行線だよ」「平行線……」と呼ぶ者あり）保持をしていたというところでございます。（発言する者あり）それにつきましては、一連の行為の流れの中で、状況によって、そういった周囲に集まってこられた方のほうを向いていたというような事態もあるのかなというふうに思ってございます。
　先ほど来ご指摘があった盗撮というような行為には当たらないというふうに考えておりますけれども、我々としては、個人情報保護の観点から、撮影機器に対して撮影中という形の表示をさせていただいています。民間における防犯カメラの中でも、そういった運用がなされているというふうに認識をしてございますけれども、そういった中で運用していたので、決して、何かこっそりと気がつかれないようにということではなかったと。撮影していますというような表示が……
○岩田委員　していない、していない。
○印出井環境まちづくり部長　あったものだというふうに認識をしているところでございます。
　また、記録につきましても、昨今、メディアに記録が残るという形ではなくて、クラウド上に記録が残る中で、一定程度の期間の中で削除できると。防犯カメラで一般的なんですけども、そういったものを運用する中で、我々としては、先ほど来申し上げたとおり、現場における様々な影響行為を記録すると。個人の顔が分かるような形で撮るというようなことを目的としたものではないというふうに認識してございますので、社会通念上、許容される範囲であるというふうに認識しております。
○大坂委員長　暫時休憩します。

午後２時５２分休憩
午後２時５３分再開

○大坂委員長　再開いたします。
　岩田委員。
○岩田委員　ちょっと目的が区民の撮影ではないにしても、結果的に映ってしまえば、それは問題だと思いますよ。そして、私は、犯罪と言ったんじゃなくて、あくまで、これは少なくとも迷惑行為にはなる。そのように私は思っています。
　そして、ご存じかどうか分からないですけど、ちょっと古い判例ですけど、最高裁で、京都府学連事件というのがあります。あれはまさに肖像権のことを言った問題です。あれは、たしか、人はみだりに姿などを撮影されない自由を有すると。そういうふうに最高裁の判決で出ております。にもかかわらず、説明をするときに、周りに集まった区民に向かって、工事とは関係ないところで、胸のポケットにカメラを入れて、どこを対象にしているんですか、工事じゃないじゃないですか。完全に区民じゃないですか。それで顔が映らないようにだの何だのと言ったって、映るじゃないですか。そういうのを迷惑行為と考え

ないんですか。最高裁の判例でも出ていますよ、肖像権のことは。（「同じことの繰り返しだ」と呼ぶ者あり）
○嶋崎副委員長　もう一回整理して。
○印出井環境まちづくり部長　どうしますか。
○嶋崎副委員長　おかしいよ。
○大坂委員長　同じやり取りになっているんですけども。
○嶋崎副委員長　指摘しているなら指摘してください。
○大坂委員長　指摘するなら指摘をして、今の指摘でよろしいですか、これが指摘したいことと。
○岩田委員　いや、まず、聞きたいです、その認識として。
○嶋崎副委員長　同じだよ。
○大坂委員長　担当部長。
○印出井環境まちづくり部長　繰り返し、盗撮だというご指摘を頂いております。現実に、現場で、岩田委員をはじめとして、そういうご指摘を直接受けた職員、そういう胸にウェアラブルカメラをつけ、現場の記録をしていますという形で対応していた職員、それは盗撮だと。ちょっとでも映ったら盗撮だという形で、岩田委員をはじめ、指摘を受けた。彼らも一人の労働者でありますけれども、反対に、まさに、目前でスマートフォンで、もう本当に直接顔を岩田委員――岩田委員かどうか分かりません。その周辺の人に――今、訂正します。岩田委員かどうかはちょっと私は存じ上げないですけど、全く目の前で撮影されていると。それに対して、私は、メモを頂きましたけども、やはり職員としては、非常に現場を撮影しているということと、逆に、そういう形で撮られているということについて、非常に不条理を感じて、岩田委員に問いただしたところ、「あなた公僕、私一般人」と言われたというふうに言われました。（発言する者あり）私も非常にその言葉を聞いて、がっくりいたしました。
　いずれにしても、盗撮ということについては、私もちょっとパワハラという形で言い過ぎたのかもしれませんけれども、（発言する者あり）やはり盗撮という言葉を使うことについては、慎重な検討が必要なんではないかなというふうに思います。
　先ほどの定義ということについても、ある法律事務所の定義というようなことでございましたが、岩田委員自ら盗撮と言って、警察に対して、通報して、１１０番したということでございます。まさに犯罪行為だというふうに認識をしているということなのかなというふうに思ってございます。
○岩田委員　迷惑行為と言ったんだよ。迷惑……
○印出井環境まちづくり部長　肖像権についても、様々な社会的利益等の比較考量の中で、ご指摘を受けることかなというふうに思っておりまして、（発言する者あり）先ほど来繰り返しになりますけれども、個人情報としての取扱いに対しては、しっかり慎重に対応するということは肝に銘じますけれども、今回の対応につきましては、結果として、工事を妨害するという事実に対して、必要最小限の中で対応したというようなことで考えておりますので――あ、そういうふうに認識をしてございます。（発言する者あり）
○大坂委員長　暫時休憩いたします。

午後２時５７分休憩

午後２時５８分再開

○大坂委員長　再開します。

岩田委員。

○岩田委員　熱くならないようにやりますんで。これで最後にします。

私、映ったのがちょっとでも映ったら、これは駄目だとは言っていませんが。あと、現場を撮影していますよというふうにちゃんと表示があってって、こんなの最後のほうですよ。最初のほうなんか全くそんなのなかった。そして、しかも、それはそっと隠し撮りをしていた。で、私、公僕なんて言っていないです。公人と言ったんですよ。私もあなたも公人ですと言っていたんです。で、僕は１１０番して、それがまさに犯罪行為だというふうにおっしゃいましたけど、違いますよ。迷惑行為だと、僕、さっきから言っています。でも、そういう迷惑行為ということなんですから、今後は、そういうことは気をつけていただきたい。そういうふうに思いますので、今後、よろしくお願いいたします。

以上です。

○大坂委員長　今後、気をつけてくださいということですので、その点についてだけ答弁をお願いします。

○印出井環境まちづくり部長　すみません。ちょっと冷静にならさせていただきますが。

私も、本会議でご答弁申し上げましたとおり、犯罪または犯罪に準ずる行為というふうに申し上げまして……

○岩田委員　違う。

○印出井環境まちづくり部長　まさに犯罪に準ずる行為というご指摘の中での盗撮だというふうに思います。

○岩田委員　言っていない。言っていないです。

○印出井環境まちづくり部長　迷惑行為につきましても、まさに、東京都の迷惑防止条例の中で、それは犯罪に、刑事処分になりますので、それも犯罪ということと（発言する者あり）ほかならないのかなというふうに認識しております。そういったことを個々の職員に対して、（発言する者あり）指摘を頂いたということに対しては、じくじたる思いがございますけれども、個人情報の取扱いにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、（発言する者あり）今後も、適正になるように図ってまいりたいというふうに思います。

○大坂委員長　はい。この項目、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○嶋崎副委員長　政策経営部。

○大坂委員長　政策経営部、ほかに何か項目ありますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　はい。それでは、政策経営部に関する質疑について、終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後３時００分休憩

午後３時１５分再開

○大坂委員長　委員会を再開いたします。

それでは、環境まちづくり部所管の項目について、総括質疑を受けます。

挙手をお願いします。（「よっ」と呼ぶ者あり）
○山田委員　神保町地域のまちづくりについて、お伺いをいたします。
小川町の再開発、すずらん通り沿いの三省堂の建て替え、また、個別の建て替え計画等、神保町かいわいの機能更新が動き始めております。まず、そうした動きについて、区は認識されていますか。（発言する者あり）
○前田景観・都市計画課長　小川町の再開発につきましては、区として、都市計画手続を行ってございますので、承知をしているところでございます。また、三省堂の建て替えにつきましては、一定規模の建て替えであることから、区としても注視していると。また、その他の建て替え等につきましても、建築確認申請前の段階におきまして、建築計画に関する協議、届出等がございますので、区として認識をしているといった状況でございます。
○山田委員　機能更新の動き自体は把握しているということですね。そうした動きがある中で、ご承知のとおり、神保町地域は、古書店街や飲食店、買物等の同業種の生業の集積の中で、かいわい性が熟成されてきた地域であります。特に、にぎわいに富んだ地域であります。そのため、建て替え計画の用途によっては、建築紛争に発展するケースがあると思います。この地域で、直近で、そういうことが起こっているか、情報提供できる範囲で結構ですので、教えてください。
○平岡環境まちづくり総務課長　今、山田委員からご指摘を賜りました。この地域の具体的な場所のお答えは、ちょっと差し控えさせていただきたく存じますが、建築計画の中で、１階部分が、いわゆる、にぎわいの用途でない計画、住宅の計画があるものにつきましては、ご意見を周辺住民の方から頂いているといった事案はございます。建築物の規模といたしましては、早期周知条例の対象とはなってございませんが、いわゆる、中高層条例に基づきまして、標識の設置、それから、個別説明など、近隣の方々に対する周知の徹底を事前に図られた上で、そうした事態に発展しておるというような事実はございます。そのため、区といたしましても、区が中立的な立場で、双方の話合いの場を設けていくというような形を対応しているというような状況でございます。
○山田委員　状況は分かりましたが、しかしながら、結局は、それだけではなかなか予防し切れないというのが実態ではないでしょうか。近隣にお住まいの方や商店街などにお勤めの方がいつ動き出すか分からないほかの敷地をずっと見ていたり、動向を確認するということは現実的に難しいと思います。もちろん地域の方々が機能更新等の状況を注視するといったことも重要ではあると思いますが、区として、まちづくりとして、何かできることはないのでしょうか。
○神原地域まちづくり課長　まちづくりという件ですので、私のほうからご答弁させていただきたいと存じます。
山田委員からご指摘のとおり、神田すずらん通りをはじめ、神保町の古書店街におきましては、グラウンドレベルで大変個性的な商業文化が集積しておることは、ご案内のとおりでございまして、こういったものを次世代に継承すべき重要な地域資源であるというふうに、まちづくりとしても認識しているところでございます。こういったまち並みを守っていくために、今、中心に進めておりますウォーカブルデザインの推進や、あと、周辺の、先ほどもお話がありました小川町など、拠点的な開発もございますので、そういった連携した駐車場の適正配置、あと、地区計画による低層部の用地誘導など、まちづくりとして

課題もあると認識しておりまして、こういったことを進めていかなければいけないなという認識を持ってございます。
〇山田委員　そうですよね。まちづくりとして、様々な課題があると思います。既に、まちの機能更新は動き始めております。神保町の商業文化の集積を継承するためのまちづくりに向けて、地域の協議のテーブルを設け、まちづくりの方向性を検討する必要があるのではないでしょうか。また、その際、駐車場附置義務の緩和など、地域の課題を解決する取組にも併せて検討していくべきであると考えますが、いかがでしょうか。
〇神原地域まちづくり課長　地域の協議のテーブルの必要性につきましては、十分に認識しているところでございます。また、かねてより、個別での建て替えでは、古書店といったなりわいを継承するといったことが難しいというようなご意見も頂戴しておりますし、また、一定の共同建て替えの場合、どうしても１階部分に駐車場附置が課題になってきておりました。山田委員よりご提案のあった駐車場附置義務の緩和については、課題解決に向けた有効な手法の一つだというふうに認識しているところでございます。
〇山田委員　最後に、この地域のまちづくりはもう待ったなしの状況です。繰り返しになりますが、既に町の機能更新は動き始めているんです。早急に地域の協議のテーブルを設け、まちづくりの方向性を検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。
〇加島まちづくり担当部長　様々にご意見いただきました。特に、神保町は、伝統と文化を感じられる魅力のあるまち並みの継承に関しては、重要な課題であるというふうに認識はしております。担当課長からも先ほどご答弁させていただきましたけれども、いずれにしましても、ウォーカブルデザインの推進だとか、周辺の拠点開発と連携した駐車場の適正配置ですね、それと、地区計画による低層部の用途誘導などの取組、こういった連携を展開していくことが非常に有効であるというふうに、私も認識をしております。
　そのようなため、このようなまちづくりの取組を検討する場ですね、場となる地域の協議のテーブルづくりを、そういうふうに向けた調整を早急に始めていきたいというふうに思っております。また、次年度から、そういったことを動かせるようにしていきたいなと思っておりますので、予算措置のほうも検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
〇小枝委員　関連。
〇大坂委員長　小枝委員、関連。
〇小枝委員　多分、せっかくいい答弁というところで、すっきり終わりたい――すみません、全然邪魔をするわけでありませんからね。（発言する者あり）ちょっと関連をさせてください。
　本会議場でも質問させていただきました。どうしても千代田区の答弁は、都市計画という制度、地区計画であるとか、駐車場附置義務の解除であるとか、それはもちろん大事なことなんですけれども、都市計画だけでは人がなかなか動かない。よりいい、何というんですか、ファシリテーターであるとか、よりいい、そういうつなげる力を持った方であるとか、いろんなやはり店舗が連なってこその商店街ですから、そういうところでは、場をつくる、これは確かに急ぐと思います。ぜひやっていただきたいし、それにはいい、そういう何というんですかね、コミュニティをつなぐ人たちを呼び込んでいただきたいと思う。
　あと、場所を、役所の中とか、そういうところじゃなくて、例えば、学士会館であると

か、そういうまちなかの本当に資源みたいなところをテーブルにしてやっていくほうがいいんじゃないか。

また、地区計画というふうになると、実際、今まで地区計画をやってどうかというと、ほかのまちを見れば分かるように、住宅街になっちゃっているんですよ。むしろ神保町のほうが地区計画をしなかったおかげで商業地として残っているということを考えると、安易に地区計画で解決していくというべきではないんじゃないかと。

それと、もう一点――全部まとめて言いますね。それと、建築紛争に関しては、窓口が受け付けた段階で、地図を見れば、あ、これはここの商店街だなと分かるじゃないですか。そのときに、別に制度がなくたって、すぐ商店街担当の課長に言って、そこの理事会といったら月１回しかないわけですから、次の理事会にすぐに行きなさいと言えば、看板に貼る前にもう話合いができるんです。そうすれば、制度がなくても、少なくとも１階の足回りのところは、何というんですか、ごみ置場を後ろに持っていったり、いろいろできるんですよ。それができないということではないはずなので、ちょっと都市計画に寄り過ぎた千代田区の考え方を、もう少し対話型、いろんな事情を表に出して、みんなで話し合っていくというふうな形にぜひしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長　小枝委員からは、まちづくりの前向きなご意見ということで賜らせていただいて……

○小枝委員　私はいつでも。（発言する者あり）

○加島まちづくり担当部長　積極的にですね……

○小枝委員　いつでも前向きですよ。

○加島まちづくり担当部長　協議会だとか、まだ今後つくっていく段階で、神保町ですから、商店街の方というのは大変重要な役割というふうに認識しております。そういう方たちと話合いをしながら、まちづくりのハード面だけではなくて、ソフト面も含めた話合いができるように、山田委員、小枝委員の積極的なご意見に対応できるように、これからもまちづくりを進めていきたいなというふうに思っております。

○大坂委員長　はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　はい。それでは、この項目を終了いたします。

ほかの項目、質疑を受けます。

○長谷川委員　私は、外神田の公聴会について、ちょっとお伺いしたいと思います。あ、よろしいですか。

外神田一丁目再開発事業について、環境・まちづくり特別委員会内で、都市計画法第１６条の解釈が問題になっておりますけれども、それを国交省のほうへの問合せをするとともに、リーガルチェックをするというようなお話でしたけれども、それは、今、どのような状態になっているでしょうか。

○神原地域まちづくり課長　今、長谷川委員のほうからご指摘があったように、都市計画の１６条の手続について、特別委員会のほうに陳情書が出されて、審議がされているような状況でございます。その中で、委員の方から法的な解釈と国交省の運用に関する考え方というのを確認してほしいということで、承っているところでございます。さきの特別委員会のほうでもご報告させていただいておりますが、現在、国土交通省とやり取りをして

いるところで、まだ最終的な回答までの調整に至っていないところでございまして、現時点で、本日現在、そういった状況でございます。
○長谷川委員　大分時間がかかっているようですけれども、国交省とのやり取りはまだ続いているということでしたけれども、リーガルチェックのほうはどういうふうになっているんでしょうか。
○神原地域まちづくり課長　一旦、内部の総務課のほうとはやり取りをして、確認は取っているところでございますが、最終的に、国土交通省の運用にも関わってくることですので、それは併せてご回答のほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。
○長谷川委員　できるだけ早くにしていただきたいと思います。
　陳情の中でも、法律の専門家である弁護士さんから区の法律の解釈の誤りを指摘されていますけれども、都市計画法の第１６条第１項について、第１６条第２項に基づく意見聴取手続が行われたとしても、同法第１６条１項に基づき、住民からの意見を反映させるための公聴会等の必要な措置を講じること自体は、全く禁止されていないばかりか、むしろ有権解釈というんでしょうか、公権解釈というんでしょうか、それによれば、必要があると認める場合には、法１６条第１項に基づく公聴会の開催等の住民――えっ、ごめんなさい。開催で住民の意見を聞かなければならないというふうになっていると思います。
　さらに、国土交通省都市局都市計画監修の都市計画法の運用Ｑ＆Ａによると、都市計画への住民参加の要請がますます強まる中で、都市計画決定手続における住民参加の機会をさらに拡大していく観点から、今後は、都市計画の名称変更、その他、特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会をすべきだろうという考えが示されています。極めて例外的な場合を除いては、原則として、１６条第１項という必要があると認めるときに該当するものと評価すべきであるという考えが示されていると思います。
　今後、１６条第１項の公聴会をすべきであるという回答が得られた場合、区としては、どのように対応するのでしょうか。
○神原地域まちづくり課長　都市計画法の１６条の中で、そういった公聴会の開催について、規定が持たれているわけですけども、今、陳情でご指摘されているような解釈と我々の解釈とがちょっと違うかなというふうなことで、今、国土交通省の法令の解釈、運用の解釈というところを頂こうと思っているところでございます。
　いずれにしましても、１６条の１項の公聴会というものにこだわるわけではなく、我々、１６条の第２項で定められています地区計画の説明会というものを条例に基づいてやってきたわけでございます。それに加えて、様々な説明会等も開催してきたわけでございますが、これまでの特別委員会でのやり取りも踏まえまして、私どもとしては、もう一段、説明会が必要だろうということで、担当部長からもご答弁させているところでございますので、また今後の都市計画の手続につきましては、住民の方により説明責任を果たしながら、より一層理解していただけるような形で進めていきたいというふうに考えてございます。
○長谷川委員　陳情でも、ぜひとも公聴会をするようにというようなお話が強く要望されていますので、そこのところは、解釈をしっかり確認して、公聴会を行っていただきたいなと思いますので、引き続きよろしくお願いします。
○大坂委員長　ちょっとそこ、かみ合っていないですよね。公聴会にこだわらないという答弁だったんで。

〇長谷川委員　あ、ごめんなさい。
〇小枝委員　関連。
〇大坂委員長　小枝さん。小枝委員。（発言する者あり）
〇小枝委員　あ、すみません。関連させていただきます。
　区、２３区は、確かに地区計画においては、１６条の２項をもって、地権者の人たちの丁寧な意見を聞きながら、都市計画素案をつくるというような手続でやってきた。そこを通れば、１６条の１項の公聴会は省略できるよというふうなことだった。でも、都市計画を大学で教えている先生に言わせると、それは信じられないと。自分たちの学生には、立法の趣旨からひもといて、これはもうもともと１６条の１項の地区計画、都市計画手続があって、それで、２項のほうが上乗せして、後で、そこの部分は地権者の制限がかかるから、地権者のほうに丁寧にしようねと、上乗せしたものであって、１６条の１項は当然のものであると。もしそれを省略していたとすれば、大学の先生に言わせれば、違法だというふうにおっしゃるんですね。
　そういうふうに言われると、いや、千代田区は、そういう流れじゃなくてって。これは、２３区がそういった学術的なというか、学問の世界とやや離れたところで何十年と過ごしてきたのかなと。それから、地権者の考え方も――あ、地権者じゃなくて、住民の考え方も、ずっと地権者だと思ってきたけど、そうじゃなかった。いわゆる住民だったと。借家人も含め、区域外の住民たちも含め、そういう人たちに説明し、ちゃんと丁寧に広報し、説明し、公式の場で発言をし、かつ、討議をする時間を持つと。こういう定めがなかったことは、はっきり言って、違法であるというふうに言う学者さんもいるというか、非常に著名な方ですけれども。
　そこは、区としては、区の誇りもあるでしょうから、もう簡単にそう言えないのだろうとは思いますけれども、そこは、将来に向けて、よりあるべき姿になっていくための答弁を頂けないですかね。先ほど、国の答弁、国からの回答がまだないと言っていましたけれども、ちょっと区の考え方のほうに導こうとしているような、国の解釈は極めて明快ですから。はい。そこのところも、別に過去を責めるとか、私たちも勉強不足だったわけですから、過去をどうこう言うわけではなくて、将来に向けて、そして、今、私たちが向き合っている案件について、ちゃんと適正な手続を取ることで進んでいくと考えたほうが、誰にも何も言われないんじゃないんですか。
〇加島まちづくり担当部長　今、１６条１項、１６条２項の解釈につきましては、特別委員会の中でご議論されていますので、あまりこちらから答えはということは差し控えますけれども。１６条１項に関しては、千代田区全体の中で、公聴会と。千代田区全体の中の地権者だとか、そこだけじゃなくて、住民の方だとか、そういった方々を含めて、全体のということで、公聴会と。一方、１６条２項というのは、地区計画に限定して、その地区の地権者の方という形になっています。で、１６条１項のほうには、「次項を除き、その他特に必要と認める」ということなので、１６条２項の地区計画に関しては、１６条１項では除くよというふうに書いてあるので、そこの法律の書き方ですね。そこの解釈というのが一体どうなんだという形になっておりますので、それに関しては、今、国交省のほうにも伺いながら、最終的に判断を頂こうと。１６条１項をやって、両方もやるということであれば、１６条１項のその次項を除くというのを書かなければいいんじゃないかという

ような意見もあるかなというふうに思っていますので、そういったところの解釈ですね、そこら辺がどうなのかといったところでございます。

一方で、外神田一丁目に関しましては、区有地の活用だとか、区道を廃止して宅地化するということで、いろいろとご意見を頂いていると。そういったところに関しては、もっと広くやはり説明するべきではないのというご意見も頂いているところでございます。そこら辺に関しましては、我々も、今までちょっとあまりやったことのないというようなところでしたので、そういったときの手続というものに関しては、少し整理して、また特別委員会のほうで報告をさせていただきたいというふうに答弁もさせていただいていますので、今後、特別委員会の中で、しっかりと我々の意見、考え方を発表して、そこで整理していただけるものなのかなというふうに認識しているところでございます。

○小枝委員　すみません。

○大坂委員長　はい。小枝委員。

○小枝委員　すみません。ここで、もちろん重なったやり取りをするつもりはありませんが、「次項を除き」じゃなくて、「次項の場合を除くほか」というふうにたしかなっていて、その「次項の場合を除くほか」というのは、日本語としては確かに好ましい表現ではない、分かりづらい表現だとは思うんですけれども、それを制定したときの手書きの法解釈からすると、それは２項を上乗せしてやってくださいよと。１項はやるんですと。という解説書がもう幾つも出ているんですね。それは、もうもちろん陳情にもついていますよ。ご覧になっていると思うので、そこのところは、もう将来に向けて、あまり平行線にならないように、整理していったらどうかなというふうに思いますので、ここは、そこのちょっと外神田のことはともかくとして、その表現は間違っているから、一応、ご指摘しておきます。

○加島まちづくり担当部長　過去の都市計画、また、東京都、ほかの区も含めて、千代田区が同じような取組で今までもやってきているということなので、そこを何らか否定されるということになると、それは、過去、間違っていたということもありますので、我々としては、今、我々が解釈しているとおりなのではないかということで、国交省の見解待ちというところでございます。

○大坂委員長　はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　はい。それでは、この項目を終了いたします。

ほかの項目について、質疑を受けます。

○たかざわ副委員長　決算参考書の２２４ページ、公営住宅の管理運営について、質問いたします。分科会のほうで、大串委員のほうからやり取りが幾つかあったようですけども、私は、２回定例会で本会議質問いたしました住宅のミスマッチについて、伺いたいと思います。

本会議質問で、部長答弁では、プライバシーに手を突っ込むことはできないが、住宅ストックは有効に使うように努めていきたいという答弁を頂いたんですけども、それが終わってから、結構、反響がたくさんありまして、今、ここでもそういう問題がすごく起きている、ある住宅ですけども、それから、よく言ってくれた、本当に大変なんだというようなお話も頂きました。区営住宅、今、２０年、３０年たっているところが結構出てきまし

て、ミスマッチというのは、本当に大きな問題になっているようです。
　一方で、区営住宅に入っている方々は、２０年、３０年も住んでいて、場合によっては数千万の恩恵を受けているんだぞと。そんな中で、狭くなったから、ほかへ、広いところへ移してくれとか、ここはちょっと広くなったから、安いところへ移してくれとか、そこまで役所が面倒を見るのかという意見も頂いたんですね。これ、おっしゃるとおりだというところもあったんですけども、区としては、このことに対して、どのように思うか。
　こういう事例がありました。広いところから狭いところへ移りたいといった一人暮らしの方が区に相談をしたところ、原状復帰をするのにお金がかかりますよ、引っ越しをするにもお金がかかります。ただし、家賃は幾らも下がりませんというふうにネガティブなことばかり言われたということで、（発言する者あり）嫌になってやめてしまったということなんですね。こういう事例を踏まえて、区の住宅課としては、どのように考えているか、考えをお聞かせいただきたいと思います。
○緒方住宅課長　ただいまたかざわ委員から公営住宅のミスマッチについて、ご質問いただきました。私どもの職員がネガティブなことをお話ししたということでございますが、私どものほうで、職員がまずやはり住宅、古いものが多いので、しょっちゅう出かけていって、あそこが壊れただとか、そういうご要望を聞いているので、かなり住民の皆さんと密接に、場合によっては、部屋の中に入らせてもらったりですとか、その方たちが高齢者、かなり皆さんお荷物が多い方が総じて多くございます。あと、週に３回ぐらい病院に行っているだとか、かなり個人的なお話も情報としていろいろ聞いています。多分、そういった中で、引っ越しをするに当たりまして、その方が持っていらっしゃるお荷物ですとか、あと、おっしゃったとおり、やはり、転出、出る以上は原状復帰というのは、これはもう公営住宅法に基づくお約束事でございますので、出る以上、しかも、さっきおっしゃったように、２０年、３０年住んだ後となりますと、それなりの修理が必要な状況になっているのが一般的でございますので、そういったふうに、出るのにもある程度の修理金は頂きますというお約束の下で、お持ちの家具だとか、そういうのを処分して、その日々、病院だとか忙しいと聞いているあなた様にとって、引っ越しすることはあまりメリットではないと。どっちかというと、老婆心的な、ネガティブという意味ではなくて、心配した上での言葉であったのではないかと推察いたします。
　先ほどたかざわ委員おっしゃったように、やはり公営住宅、毎回、８０倍から１００倍ぐらいの倍率でございますので、当選された方というのは、もうおっしゃったとおり、かなりの恩恵を受けている方ということになります。その方に、おっしゃったとおり、部屋の交換まで面倒を見るとなると、なかなか当たらない方にとっては、家賃だけでも一般的な民間より優遇されている方がまた引っ越しまでもそういう助成を受けるというふうに見られてしまうというおそれもございますので、やはり公平性の立場から、そういったミスマッチの方に何かインセンティブをつけて、お引っ越しですとか、そういうところまで助成をするというお考えは持ち合わせてございません。（発言する者あり）
○たかざわ副委員長　確かに、そこまで面倒を見てあげることがあるんですかというご連絡も頂いております。ただ、このミスマッチって、どうしてもこれからどんどん古くなっていくに――古くなっていくという言い方じゃない、年月がたっていくと、あっちこっちで出てくるんだと思うんですね。不公平ではないような形で、そのミスマッチを解消する

仕組みが考えられないだろうかと思うんですけども、その辺について、検討するお考えはありますか。
○緒方住宅課長　やはり、私どもも、思春期の男性のお子さんと女性のお子さんを別室にしたいですとか、そういう切実なお声は承っております。周辺区、第１ブロックで聞いてみたりもしたんですけども、やはりそういった実績はどこもないというような声を頂いております。やはり交換するに当たりましては、先ほど申しましたように、出ていただくことに、修理ですとかが１か月半から２か月ぐらい一般的にかかります。そうしますと、出て修繕している間、じゃあ、マンスリーマンションか何かに入っておいてもらうという、そういうお金も準備しなきゃいけないですとか、そういう形になりますので、全く検討しないつもりはございませんけれども、何かしら適切な――過去にうまくいった例がたまたま出る方がしばらく千代田区から外に出るというような予定があったので、その間に修理をすることで、過去に１例うまくいっている例もございますので、様々な状況をヒアリングさせていただきながら、適切な対応を考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
○たかざわ副委員長　区営住宅自体、もう既に民間との家賃が物すごく開いちゃっていまして、どうしても入ったやつは羨ましいなということが出てくるんだと思うんですね。ですから、入居の基準とか、それから、退去する基準とかというのをきちっと決めて、不公平感がないように、様々な考えができると思うんですけども、ぜひ、それをやっていただきたいと思いますが、ちょっと住宅課の中でも、あるいは全庁的にでも相談していただけますか。
○緒方住宅課長　様々な考え方を検討ということで、承りました。いろんな事情がおありになると思いますので、引き続き検討を続けたいと考えております。
○たかざわ副委員長　はい。
○大坂委員長　この項目、よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○大坂委員長　はい。
　ほかの項目。
○牛尾委員　たかざわさんにも関連をするんですけれども、住宅施策について、高齢者の住宅問題と公営住宅の管理運営ということで、質問いたします。
　まず、高齢者の住宅施策のほうですけれども、大前提として、住宅課長の認識をお伺いしたいんですけれども、昔から何十年も千代田区に住み続けてきた、あるいは千代田区で生まれ育って、長年住み続けてきた、そうした方々が千代田区にこれからも住み続けたいという思いというかな、そういうのは当然のことだと思うんですけれども、いかがですかね。
○緒方住宅課長　牛尾委員から、住宅課長の考え方ということで承りました。
　はい。私どものほうでは、平成１０年から２９年の間に、高齢者向けの住宅を３００戸供給しまして、できるだけ住み続けていただけるように、みらいプロジェクトのほうでも、目標に高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合という数値目標も掲げて、取り組んでまいっております。実際に、この平成１０年から２９年の間に、０.３％だったものが３.０％までに向上させているところでございますが、なかなか現状として今増やせないとい

うところでございます。
○牛尾委員　認識だけお答えいただければよかったんですが。千代田区でも人口増に伴って、高齢者、もちろん高齢化の影響もあるんですけれども、高齢者が増え続けております。当然、一人暮らしの高齢者も増えてきていると。そうした方々が、例えば、配偶者がいなくなって、年金収入も減って、家賃が大変になったとか、子どもさんが独り立ちして、大変な状況になっているとか、住宅の相談というのが高齢者の方も増えてきているとは思うんですけれども、その相談件数は増えているかどうか、その認識はいかがですかね。
○緒方住宅課長　高齢者の方の住宅相談につきましては、私ども、窓口で受けておりますけれども、やはりあんしんセンターですとか、そうした福祉の部門のほうがより多く受けているように聞いてございまして、すみません、件数ですとか、数値的なものは持っておりませんが、やはり福祉部門のほうから多く寄せられているというのは聞いてございます。
○牛尾委員　そうした高齢者の方々、住宅に困っている方々が、住宅基本条例である全ての区民が人間として都心にふさわしい安定かつ良質な住宅で生活できるようにしていくというのが、住宅基本条例の目的があるんですけども、そうした高齢者の方々、困っている方々が安心して、これからも住み続けられるようにするというのが、住宅施策の基本だということでよろしいですか。
○緒方住宅課長　牛尾委員おっしゃるとおり、ますます高齢化していく区の中で、安心して住み続けられるような高齢者向けの住宅の供給は必要であると考えております。
○牛尾委員　当然だと思うんですね。それで、そうした高齢者の方々の居住を支援していく居住支援協議会、今年度は二度開かれております。昨年度の居住支援協議会――昨年度というか、これまでの居住支援協議会では、なかなか千代田区内で確保するのは大変だというような結論だったんですけれども、今年度は、一転違っていまして、高齢者に対する住宅施策を強めていこうというような内容になって、非常に大変な中でも何とかしていこうということが見えるなと思いました、読んでですね。そうした中で、高齢者の方々で、やはり住居に困る大変な方々が住宅、要するに、自分で生活できるんだけれども、なかなかお金がない方々、こうした方々、非常に困窮度が高い方々、こうした方々の住居をどうしていくのか、これが課題だというふうなことを言っております。
　住宅課長、緒方さんも、この中で、千代田区に住んでいたいと相談に来られる方も多いが、なかなか財政的に大変だという相談が増えていると。そうしたこともおっしゃっております。そうした方々の住まいを保障していく。一番いいのは、公営住宅を造っていくことだと思うんですけれども、それに向けて、一つ、大事なのが居住安定支援家賃助成、あとは高優賃、こうした施策も引き続き強めなければいけないと思うんですけれども。木村委員が本会議質問の中で、この居住安定家賃助成、この拡充を求める質問を行いましたけれども、区としては、家賃助成は期限、助成期限を定めている。こうしたことで、拡充をする考えはないと。これは再質問の答弁で言っているんですけれども、改めてお聞きしますけれど、この高齢者の方々の住まいを支えていくと、安心して住み続けられるよう支援していくという立場から、改めてこの家賃助成の拡充、あるいは６５歳からですけれども、例えば、６０歳から、６０歳になると、６０歳になった途端、民間住宅に入れないと。なかなか大変という状況もありますけれども、引き下げていくというような拡充の考えというのはないのか、いかがですかね。

○緒方住宅課長　ただいまご質問いただきました居住支援の助成についてでございますけれども、こちらのほうが上限で５万円を最長で５年間ということで、お一人の方にかなりの金額の助成をすることになっておりますので、こちらを、今の時点で増額するですとか、そういったことは想定していないところでございます。
○牛尾委員　じゃあ、これもいま一度確認したいんですけれども、高齢者優良賃貸住宅、これは高齢者向けの民間マンションを高齢者向けに貸し出すと。中に管理する支援の方がいますから、その方の分のお金も同時にかかると。結構、１０万円以上、お一人暮らしでね。もちろん４万円の家賃補助があるんですけれども、これじゃあ、住み続けられないという方々も増えてきております。この４万円の基準というのは、これはどこで決めているんですか。
○緒方住宅課長　高齢者向け優良賃貸住宅につきましては、国の制度でございまして、都の要綱のほうで上限４万円という規定がございます。周辺区でも、４万円まで出していない区もありますが、本区では４万円で支給させていただいております。
○牛尾委員　これは、法的には４万円に区が独自にプラスするということは可能ですか、法的には。
○緒方住宅課長　基本、国の制度でございますんで、区が家賃ですとか、そういうところに別で何か助成するのは難しいのではないかと考えております。（発言する者あり）
○牛尾委員　これ、区で上乗せ、プラスすることはできるんじゃないですか。いかがですか。（発言する者あり）
○緒方住宅課長　高齢者向け優良賃貸住宅につきましては、まず、家賃につきましても、近傍同種で規定することという法的に決まっておりますが、こちらも、そもそも近傍同種で千代田区の地価から横引きしますと、かなりの金額になりますので、オーナーさんとご相談して、生活保護の方でも居住できる金額に抑えていただいております。そこに４万円というのは、先ほど申したように、都の要綱で決まっていることでございますので、そこにやはり区が、（発言する者あり）そもそも近傍同種というところも微妙にオーナーさんとお話しして、生活保護の方でも住めるような金額としているところでございますので、区の独自でカスタマイズするということは難しい制度でございます。
○牛尾委員　要綱は、要綱を変えればいいと思うんですけれども。そういう考えですと、なかなか高齢者の住まいを支えていくというのは、区の施策として当然だという答弁と、今の居住安定支援家賃助成を拡充しない、高優賃も４万円以上は拡充できない。困っている高齢者の方々たくさんいるわけで、本当に矛盾した中身だと私は思っております。
　一つ、そういうことであるならば、やはり、改めて、私は、区が住宅を造っていくと。借り上げも含めて造っていくということを改めて求めたいと思いますけれども、そこら辺のご答弁、いかがですかね。
○緒方住宅課長　千代田区におきましては、第３次住宅基本計画で、現在の公営住宅の戸数を維持するということにしてございますので、現時点では、公営住宅を建設する予定はございません。
○牛尾委員　毎回、同じような答弁ですから。（発言する者多数あり）しかし、これからも公共住宅の増設というのは、私は求め続けてまいりたいと思っております。（発言する者あり）これ以上はもう質問しません。（発言する者あり）

次に、区営住宅の管理運営の件について質問をいたします。

区営住宅にお住まいの方からこういうご相談が来ました。ドア、玄関ドアですね。玄関ドアは結構重い扉ですから、急にばたんと閉まらないように、ドアクローザー、ドアの上のほうについているドアクローザー、あれでゆっくり閉まるようになっていると。ただ、例えば、内神田住宅みたいな古い住宅ですと、ドアクローザーの中の油が抜けて、利かない、すぐ閉まっちゃう、（発言する者あり）ぱたんということで、これを何とか修理をしたいと区に相談したところ、自費負担ですと言われたと。業者の方に相談をしたら、修繕には二、三万かかりますよというふうなことを言われたというんですね。このドアクローザーを修理するのは居住者負担にしている。そのほかにも、居住者負担たくさんあるんですけれども、この居住者負担、あとは、一方で、区が負担する、この線引きというかな、そこは何ですかね。

○緒方住宅課長　公営住宅につきましては、基本的に、公営住宅法に基づいて、運営させていただいております。修繕につきましては、公営住宅法の２１条で、事業主体は公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設、その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要が生じたときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要が生じたときは、この限りでないと規定されてございます。

牛尾委員のご質問の部分は、やはりこの入居者の責めに帰すべき事由というところの解釈かと思います。やはり住んでいる方がいらっしゃる以上、経年で劣化するのは当然のことでございます。昨年度――すみません、令和２年の４月１日でございますけども、民法改正ですとか、ＵＲの都市機構やＪＫＫ、東京都住宅供給公社の負担区分見直しという、そういった動向を鑑みまして、放置すると危険な電気ですとかガスなどの修理的なところの入居者負担と区負担はちょうど見直したところでございます。負担区分については、そういった動向ですとか、折に触れて見直しておりますけれども、やはりドアクローザーなどの消耗品については、本人負担でお願いしているところでございます。

○牛尾委員　この方、こう言うわけですね。新しく住宅が建ちましたと、区営住宅。で、入居しましたと。その方が１０年、２０年お住まいになったと。その方が区営住宅を出ていった後にまた新しい方が入ったと。で、ドアクローザーなどがもうがたがたになって、そうした家を使わなければいけない。直そうと思ったら、二、三万かかると。これは、やっぱり不公平じゃないかというような声が、（発言する者多数あり）その方はもう何年も使っていないのに、しなくちゃいけないのかと。新しく入った人は、何十年使って出ていって、新しく入った方が負担しなきゃいけない。おかしいじゃないかというふうなことを言われた。そのとおりだなと思うんですけれども、その不公平感については、住宅課長はどう考えますか。

○緒方住宅課長　先ほど来例に挙げていただいた内神田住宅のように、やはり昭和期の住宅、ドアが重たいというのはご指摘のとおりかと思いますけれども、入居される際には、今おっしゃったようなドアクローザーに油を差すですとか、一通りの対応はいたして、転入される方には対応してございまして……（発言する者あり）１か月の間に何か不備があったときには、言っていただければ、より一層改修しますという形で、入居のときには対応しております。（発言する者あり）ですので、古いものは古いんですけれども、入る際

には、適切な修繕をした上で、入居者を迎え入れているという現状でございます。（発言する者あり）
○牛尾委員　当然、これまで住んでいた方が出ていって、新しい方を募集する際は、部屋の中をきれいにするとは思うんですけれども、その中にドアクローザーも入っているんですか、本当に、（発言する者多数あり）今の言い方だと。
○緒方住宅課長　はい。全て点検して、入居される方にも確認をしていただいた上で入っております。
○牛尾委員　おかしいな。（発言する者あり）
○緒方住宅課長　ドアクローザーにつきましては、もちろん、ちょっとねじを緩くすると、また変わったりするようなことも。（発言する者あり）本当に住宅課の職員が工具を持って駆けつけたりということを日々行っているところでございます。（発言する者多数あり）
○牛尾委員　本当にそうなっているんでしたら、（発言する者多数あり）ぜひ、これからも進めていただきたいんですけれども、ほかにも、３.１１で何かドア枠がずれちゃったというような家庭もありましたし、ちょっとこれからニーズも聞いて、本人の責任ではなく、本当に自然要因とか、他の要因で壊れてしまって、そこを直したいという方の相談にはご丁寧に乗っていただきたいと思いますが、それを最後に言って、質問を終わります。
○緒方住宅課長　今、牛尾委員がおっしゃったように、その３.１１ですとか、天災のようなもので何か修繕等になったときには、もちろんご本人負担ではなく、区のほうで負担してまいりますし、その辺りは適宜対応していきたいと考えております。（発言する者あり）
○大坂委員長　はい。よろしいですね。
○牛尾委員　はい。
○大坂委員長　はい。
　ほかの項目。
○林委員　マンション施策についてです。本会議でも確認しましたんで、その続きも含めてです。
　マンション認定制度開始の流れとして、これからパブリックコメントや管理適正化推進計画、指針等々を策定していく前の時期ですので、改めてこの決算のところで確認をしてまいります。
　まず、一番最初に管理組合についてなんですけれども、今まで、まちみらい千代田が主体的にマンション施策を取り組まれてきましたけれども、法改正、あるいは千代田区が管理適正化推進計画、これをつくることによって、区の関与というのは、これまでまちみらいに任せた分だけではなくて、区の関与の比重というのは高まるのか、高まらないのか、お答えください。
○緒方住宅課長　林委員にご質問いただきました令和４年度から法改正に伴う区が適正化推進計画を実施できるようになったことでございますけれども、こちらは、基本的に、自治体しか受付等できませんので、私どものほうで窓口となりまして、受付をするということになりますので、対応は私どもになりますけども、審査につきましては、委託をすることは可能でございますので、こちらは、今、まちみらい千代田への委託を検討しているところでございます。

○林委員　私は、区役所本体のマンション施策に関われるというのが、これまでと違った形で認定制度が始まると、比重が高まるのかどうかと確認を聞いているんです。それを、まず１点、答えていただきたいんです。
○印出井環境まちづくり部長　今のご質問でございますけれども、本会議では、マンション管理組合の機能、役割が重要だということしかお答え申し上げませんでしたが、今回の法改正に伴って、ご指摘のように、認定制度並びに指導というところについては、自治体が行うということですので、役割は高まってくるんだろうと。先ほど、課長が答弁しましたのは、その具体的な実務をまちみらい千代田と役割分担していくということで、ご答弁申し上げたところでございます。
○林委員　分かりました。
　これまでもなんですけど、マンション管理組合というところが非常に役割が重たいんで、これ、ルーチンの日常なものと非日常なもので、どれぐらい関わっているのか、区の施策が適切なのかどうかというのをまず確認したいと思います。
　一つが、ルーチンのほうで、有価物資源回収なんですね、事務事業概要ですと１８５ページ、主要施策ですと９５ページ、ちよだみらいプロジェクトですと４８ページ、決算参考書ですと２３４ページです。ここで、事務事業概要を確認すると、年に２回――あ、違う、年２回、町会やマンション等の自主団体、ここが区のほうに有価物をお渡しすると。その対価としてお金を頂くという形なんですけれども、この事務事業概要の１８５ページにあるマンションや町会、まあ、自主的な、これ、管理組合と町会との役割分担、役割分担というか、団体が何団体と何団体になっているのかというのが、ここに書いてあるんですね。ここで、課題として、一つが年２回の、年２回、申請書を出さなくちゃいけないと。これ、理事長さんに聞いたら、年２回、相当なマンションの名前と申請書類と金額等と書かなくちゃいけないと。どうして年２回になっているのか。理由、根拠法令があれば、お答えください。
○柳千代田清掃事務所長　ただいま有価物資源回収の支援ということでございますので、清掃事務所のほうでご答弁させていただきますけども、年２回、ご指摘のとおり、報償金という形で、かなり古くからそういった形で支給させていただいております。理由としましては、もちろん、毎月でも、年１回でもいいのかなというところはあるんですが、これまでの経緯から年２回支給をしてきたということでございます。それぞれの組合理事者の理事長さん、または、町会さんも、それぞれそういったお金が必要があるということもあるかなということもございまして、年２回というふうになったというふうに考えております。
○林委員　年度決算なので、自治体というのは。私、年１回だったらいいと思うんですよ。同じような書類を同じ理事長さんが年２回も書くと。これだけだったらいいんですよ。ほかにも様々な書類を手書きで、判こで書かなくちゃいけないと。片や、千代田区役所は、ＤＸだとか、脱判こだとか言っているんで、こういった細かいディテールのところを、まず、管理組合の理事になってもらう方も大変なわけだから、あんまり成り手がない。まして、理事長になってくると、もっと成り手がない。いや、名前を売りたい方は別としてね。事務負担を減らす、ＤＸだ、何だという前に、こういう細かいことを少し点検して、年１回に改善するような考え方というのはできないものなのかって、これがルーチンの一つ目

なんで、お答えください。
○柳千代田清掃事務所長　そういった検討は可能かと思います。実は、事務的にも、年１回で処理したほうが事務の業務量が減る部分はあるというようなことを担当者のほうからもお話を承っておりますが、かねてからの２回という経緯もありますので、これまでも２回というふうなお話でさせていただきましたが、そういったご要望があるのであれば、鋭意、検討させていただきたいと思います。
○林委員　ありがとうございます。
　町会でも、同じ書類を２回書くのも大変、町会長さんも大変だと思いますので、ぜひ、検討してもらいたいと思いますし、１回にしていただければ、職員の方も楽になるわけですし、行く行くは、電子で前年どおりという形で、金額だけ補正すればいいようになるんでしょうけど、当面、書類が申請主義ですから、年１回にしていただきたいと思います。
　次に、非日常で、これまた理事長にたまたまなったときに困るんで、事務事業概要の１５５ページに行きます。アスベスト飛散防止対策なんです。ここで、建築指導課さんが窓口なんですけれども、そもそもマンションの理事会は毎月やっているところとか、週に何度かってあるんでしょうけど、管理組合の総会、これというのは、何月から何月に集中するというふうに捉えられておられるのか、現状認識をお答えください。
○武建築指導課長　私の認識では年度ということで、６月頃が理事会の――６月とか７月頃か開催時期と思っております。
○林委員　そうですね。６月から、大体、８月ぐらいまで、夏休み終わるまでなんですよ。ここで、総会の決議をして、アスベストの除去工事をやろうかなと思ったら、これ、区のサイトなんですけども、申込み期間が、今年のですよ、更新されたのが、令和４年４月１日から９月２６日までなんですよ。で、この期間に事前に区に相談をして、業者を決めて、まあ、７月総会でも２か月でどたばたでできるのかという、そもそも論なんですよね。マンション対策とか、いろんなものをやっていって、この期限を９月に区切ったり、ほかのところは１２月で区切ったり、要は、年度の途中でばさっと申請を切ってしまうと。そうすると、課題意識は理事にあって、理事長があっても、また翌年になってしまう。翌年になると、また来年でもいいかなと先送りになってしまうと、区民生活も含めて、劣化、マンションのなってしまうんで、この期限の決め方、申込み期間ですとか、申請期間の決め方、お尻の打切りというのは、どういう基準で庁内で検討されて、ネットオープンなり、申請書類に記載されているのか、お答えください。
○武建築指導課長　ご質問の、まず、申請期限の９月２６日と定めているんですが、まず、これはアスベスト除去工事ということで、その後、工事が行われるのが１２月２３日と完了は定めているんですが、まず、完了から導いてきたものでございまして、１２月２３日と工事完了が定めさせていただきましたのは、完了が廃棄物の処理とか、その証明が１か月以上とか、そういうかかってしまうということで、ちょっと少し余裕を持って、決めさせていただいているところでございます。その工事の期間が３か月程度かかるということで、９月の申請期限を設けさせていただいているということで、内部でこの内容を決めさせていただいているところでございます。
○林委員　申請を受ける側の区役所のほうには余裕が必要だというお話なんですけれども、管理組合のほうも合議体なわけですし、総会決議がないとできないんで、余裕が欲しいわ

けなんですよね。そうすると、区のほうで余裕率というのは欲しいんでしょうけど、管理組合も欲しい。と考えると、もっと年度末まで余力を持たせた、予算がショートすればしょうがないでしょうけれども、期間の設定というのは、工夫の仕方はできますか。これ、アスベストだけじゃなくて、全般です、マンション施策について。機動的に町会や何かですと、役員会で決めれるのかもしれない。マンションって、非常に利害関係もあったり、総会の出席者ですとか、特別決議も含めて、かなり総会決議というのは大変な、ハードルが高いわけなんです。ここがせっかくできても、期限切れになって、できなくなるということを避けるためにも、全庁的に対マンションのいろんな施策についての期限というのは、どこか部署で問題意識を持って、年度末に後ろ倒しの可能性があるのか、ないのか、お答えください。

〇印出井環境まちづくり部長　今、一つの事例として、建築指導課のアスベストについてのご質問を頂いたのかなというふうに思います。ご質問の内容については、それだけでなくということかなというふうに思っています。

　個々の制度、仕組みの中で、例えば、国や都や関係団体等との関係の中で、どうしても一定の期日を決めなければいけないというような制度的な制約があるのか、ないのか、その辺りを確認しつつも、ご指摘を踏まえまして、マンション関係の施策について、まちみらい千代田と共に、点検をしてまいりたいというふうに思います。

〇林委員　分かりました。ぜひ、年度末にかけて、要は、区役所の期間の設定は４月から３月決算ですけども、マンション管理組合によって、その予算ずれというのが１月、１２月もあるんで、あらゆる項目をまちみらいと検証しながら、期間設定、申込み設定、より具体的にできるような検討をしていただきたいと思います。

　以上が、管理組合の日常ので、本論の管理組合とは何ぞやというところで、決算参考書の同じく２２６ページで、９番に、事務事業概要だと２４０ページになるのかな。マンション管理の適正化の推進、これ、執行率ゼロなわけですよね。改めて、ゼロになってしまった、これ、第３次住宅基本計画では、重点政策でやっていきますよと言ったのがゼロになってしまった理由、並びに、何らかの事由があれば、お答えください。

〇緒方住宅課長　ただいまマンション管理適正化の推進の決算額について、ご質問いただきました。

　こちらは、当初、予算を計上した際には、国からの情報等がもっと早く来て、検討会を３年度中に立ち上げるということを想定しておりまして、会議ですとか、様々な検討に入る予定で予算を計上してございました。ですが、なかなか国のほうの動向も自治体に下ろすスピードも遅いところで、結局、３年度中に検討の場を設けることができず、ゼロということになったというところでございます。

〇林委員　そこは本会議で確認したんですけど、一つが第３次住宅基本計画で、条例化を含めて、ここを推進していきたいというのが一方であって、もう一つが横にらみで国の法改正だったわけですよね。区として、独自に何らかの、今年度でいうと、マンション管理適正推進検討委員会というのはやられたんでしょう。ここでの前さばきでもできなかったのは、原因は何ですかというのがお答えしていただきたいのと、次に、次も行きますね、二つ聞きます。次に、この適正化、管理適正化推進計画並びに指針が策定されることによって、今までと一体何が変わるのか、２点についてお答えください。

○緒方住宅課長　林委員から２点、ご質問を頂きました。
　まず、前さばき的な会合が開けなかったかということでございますが、やはり申し上げましたとおり、なかなか本当に国の法律ですとか、動向ですね、自治体にどこまで下ろしていくかですとか、そういった情報が特別区の課長会のほうでもかなり質問等を投げかけたんですけども、なかなか回答も下りてこず、実際には、会議を開いて何かを実施するということは、体裁が整わなかったというところが実情でございます。
　また、２点目の策定されたことによって何が変わるかというところでございます。これまでは、特に何か管理組合のほうで適正にそういう計画を立てられたとしても、特に区のほうで何か関わったりすることはございませんでしたけれども、これから、こういう策定することによって、そのマンションにインセンティブがつきます。例えば、今も幾つかデベロッパーさんからも問合せなどがありますけども、付加価値がつくので、やはりマンションの資産価値がある程度レベルを高く評価してもらえるのではないかということで、そういった問合せも幾つかされております。そういう意味では、計画をきちんと持って、適正に管理をすると、資産価値が上がるという、そういったマンションに対する価値観が醸成されていくのではないかと考えております。
○林委員　確認しますと、資産価値を上げるため、これが目標なんですか。随分、第３次住宅基本計画に掲げられた適正化の目標とはかなり乖離があるんですけれども、整合性について、お答えください。
○緒方住宅課長　申し訳ございません。まず、私どものほうは、住環境整備で、住宅附置のほうで７,０００戸の住宅を創出してきました。そこから、今は、住宅の整備ですとか、多様な住まい方の推進というほうに、住宅の政策の方向を転換してまいりました。そこで、やはり管理制度の届けですとか、長期修繕計画の作成ですとか、そういったことで、区内のマンションが適切に管理運営されていくことを目標としてございます。
○林委員　管理の行き詰まりの解消や管理不全にならないように、マンションの適正化を推進していきますよって、これが第３次住宅基本計画で掲げたことなんですよ。でも、今度の認定制度というのは、これともう包括しているのかな、資産価値を上げるとか、うんたらかんたら。違いがあるのか。どこで何か法に基づいた形で、区の分野別計画の考え方というのは、もう下ろしてしまって、国の制度に沿った形で、よその自治体と同じような形でやっていくと。こういう受け止めでよろしいですか。
○緒方住宅課長　第３次住宅基本計画のほうで記載のとおり、管理の届けですとか、長期修繕計画の作成などを制度化する条例の制定の必要もあるとか、そういうことも記載しておったところでございます。ですが、この法が改正されたことによりまして、適正に管理しますと、やはり資産価値という――すみません、話がちょっとそれてしまいましたけど、資産価値を維持することで、管理適正化すると、こういったメリットが管理組合、皆さんにありますよということを広めた上で、適正に管理されたことで、千代田区の中で、住宅の質の向上、あと、高経年マンションの機能更新ですとか、適正管理につながっていく制度だと考えてございます。
○林委員　ちょっと、じゃあ、聞き方を変えます。
　千代田区には、４９１棟でしたっけ、分譲マンションがあると。ここで、資産価値を上げようと。要は、管理組合が熱心に自分の資産価値を上げようとしている管理組合のマン

ションもありますと。一方で、管理組合がほとんど機能していない。劣化してしまっているマンションも現実問題としてはあると。千代田区としては、どちらの集合住宅にターゲティングを合わせて、マンション施策をこれから１０年間、まあ、５年間ですよね、認定の。５年先を見詰めて、予算を投入されようとされているのか、お答えください。
○緒方住宅課長　林委員から一般質問のほうでも、やはり、４９１棟のうち、適正化されていない１００――そうですね、失礼しました、１３７棟が旧耐震なので、そのうちについての対応していかなければならないというようなご質問の中でもございました。やはり千代田区としましては、そういった旧耐震のマンションについての適正な管理も必要ですし、今後増えていくマンション、ターゲティングをどこと言われますと、まだ明確に、全体的に第４次基本計画の中で包含して、旧耐震が不足しているマンションですとか、今後できてくるマンション、全体的なことを計画の中で議論してまいりたいと考えております。
○林委員　区として、向こう５年間で、どれだけの財源を投入していくのかと。ここで大切になってくるのが、これから今年度中にあるパブリックコメントになってくると思うんですよ。今回の認定制度に当たって、パブリックコメントというのは、そもそも、それじゃあ、目的というのは何になるんですか。先ほど、今、答弁で様々な意見を聞きたいと。ここで聞くんですか、マンションのお住まいの方たちのニーズなりを。
○緒方住宅課長　今回の法改正に伴います計画制度でございまして、こちらは、国ですとか都からもう指針というものが下りてございますので、正直申しますと、今回の制度はそのまま横引きにしているところでございます。何か千代田区の特性を入れているかというと、特には入っていないところでございます。こちらにつきましては、やはりこれからそういう実態調査をして、議論をして、積み立てていきますと、どうしても実施が遅くなってしまいます。そうしますと、先ほど申しましたように、デベロッパーですとか、早くこの制度を活用したいという声が寄せられておりますので、まずは、スピード感を持って、この制度を来年の４月から実施するというところに向かっておりまして、こちらにおきましては、検討会のほうでもご議論いただきまして、まずは、この法に基づく横引きの制度でスタートするということでよいのではないかという検討会のほうでもご意見を頂きました。そして、こちらについて、またパブリックコメントを通して、区民の皆様のお声を頂きたいと考えているところでございます。
○印出井環境まちづくり部長　委員長。あっ。
○大坂委員長　林委員……
○林委員　ちょっと答弁がないんですが、パブリックコメントの目的というのは何ですかという問いなんですけれども。
○印出井環境まちづくり部長　若干、ちょっとこれまでの流れの整理も含めて、ご答弁申し上げます。
　マンション施策の目的、ターゲットということでございます。林委員ご指摘のとおり、マンション管理に課題があるマンションの底上げ、それから、これから新たに生まれてくるマンションが引き続き良好に管理をするということに対する認定、その両方をターゲットにしています。一方で、認定制度については、じゃあ、これから新しいものということだけを想定しているのかということでもなくて、第１号の高島平の案件については、築５０年のマンションが販売当時の２倍で取引されているということになりました。要は、築

古であっても、きちっと修繕され、改修されることによって、良好な管理の下で、結果として、結果として資産価値が上がると。資産価値が上がることがインセンティブになって、また良好な管理をしていこうということになるというふうに認識しておりますので、そういった観点からの計画であるというふうにご理解を賜りたいと思います。

それから、パブリックコメントについては、この認定制度がちょっと制度の目玉として注目されていますけど、一方で、そういった課題があるマンションに対して、指導や助言をすると。ある意味、不利益処分ではないですけれども、マンションに対して、注文をつけるという部分も出てくるところかなというふうに思っております。そういったところも含めて、パブリックコメントをすることによって、様々な利害関係者の意見も聞いてまいるというところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

〇林委員　スピード感を持ってというのもありましたし、パブリックコメントで何を期待してやるんだろうと。要は、パブリックコメントをやって、策定しましたという外形的な形式論なのか。それとも、これ、かなり大事だと思うんですよ。５年後に向けて、財源投入、私有財産にかけていくわけですから。幾ら分譲マンションとはいえ、皆さんの資産価値も上がるわけなんです。とはいうものの、そこにお金を入れないことには、区民にとって、住民にとって、不利益を被るのが出てくるわけですから、パブリックコメントというのは極めて大切だと思うんですけれども、どれぐらいの時期、何月を思い描いて、どれぐらいの期間を想定されて、何をどのような効果を期待しているのか。パブリックコメントを頂くことによって。で、それを想定なしにやれば、やっぱり外形的にパブコメをやりました、以上ですという形になって、ほかの分野はいいのかもしれないけど、これ、まさしく生活に密着して、日々生活ですよ。まあ、牛尾さんの場合は、区営住宅だったけど、これは私有財産で、皆さんが今まで稼いできた金を出して買うなり、あるいは高い家賃を払って借りているなり、やっぱり大変なお金、労力をかけているところ、マンションなわけですよね。ここの維持管理のパブコメというのは、非常に大切だと思うんですけれども、どういう認識でやるのかって、外形的だったら、ちょっとスピーディーだというのは、何か違和感があるんで、整合性のあるパブコメの目標というのをお答えください。

〇印出井環境まちづくり部長　すみません。これからの見通しも含めてご答弁申し上げます。

今回、先ほど来課長が答弁申し上げておりますように、認定制度、こちらを適用する上で、この推進計画が必要になってくるというところでございます。これについては、新たにマンションを建設しようとするようなプロジェクト事業者とかの問合せがある一方で、先ほど申し上げたとおり、これまでの引き続き健全に維持管理してきたマンション、そういったところも、特に千代田区においては、認定をしてほしいというような要望に対応する上でも、計画を早急に策定する必要があるというふうに思っております。一方で、指導、助言と、マンションに対して注文をつけるということで、ある種のマンションに対する権力的な場面もあるので、パブリックコメントをすると。一方で、林委員ご指摘のとおり、千代田区の地域特性を踏まえた、それこそ多様なニーズを踏まえたマンション施策については、我々としては、もう一段階、住宅基本計画の中、改定の中で、しっかり平成３０年に調査したマンション実態調査をさらに見直す中で、よりこれから先を見通して、マンション支援の在り方も含めて、第二段階で検討してまいりたいというふうに思っております。

第一段階につきましては、認定制度の適用の観点の中で、ちょっとスピード感を持って対応しているというところで、少し便宜的なところで恐縮ですけれども、そういう状況であるということについて、ご理解を頂きたいと思います。
○林委員　伺ったのが、何月にパブリックコメントをどれぐらいの期間やるんですかと。
○緒方住宅課長　今月の末――パブリックコメントについては、今月を予定しておりまして、３週間程度、参画と協働のルールに基づいて実施する予定でございます。
○林委員　そうすると、参画と協働のガイドラインに基づいたパブリックコメントですと、スピード感とはちょっとやっぱり価値観対立になってくるかと思うんですけれども。計画をつくるために、やっぱりこれはパブリックコメントを参画と協働のガイドラインに記載されているから、やらなくてはいけない儀式的なものという受け止めでよろしいんですかね。いや、比重の問題なんでね。
○緒方住宅課長　参画と協働のガイドラインに基づいて実施いたしますが、やはり区民の皆様のお声を聞きたいという、そういうことに基づいて実施するものでございます。
○林委員　あんまりぐるぐる回りになるとあれなんですけど、そうすると、やっぱりどんな声を聞きたいのかというところを、ある程度、所管が意図していないと、意見が出てきませんよと、参画と協働のガイドラインに書いてあるんですよね。だけど、スピーディーに儀式的になってしまう形になってくると、本当はこの次に早く行きたいんですけれども、一体、何のためにパブリックコメントをやるんだろうというところになってくるんで、まあ、儀式的なら儀式的でいいんです。今後、違う部分でまちみらい千代田とか、あるいは所管のまちづくり部隊のほうが悉皆調査ですとか、ローラーをかけて、いろんな様々な意見を聞いていくんで、今回はそんなもんですよというんだけど、僕は、５年間の計画で、かなりドラスティックに今後の区政のほうも変わってくる、この認定制度によって変わってくると思うんで、ここ、大事なのかなと思ったんですけど、ここは見解の相違だったんですかね。
○印出井環境まちづくり部長　一つ、パブリックコメントをするということについてでございますが、その前段で、今回の計画策定に当たりましては、マンション管理組合や有識者も入った形での検討会でもご議論いただいております。常任委員会でもご報告をさせていただきながら、ご議論いただいています。その中で、認定制度を活用するに当たって、早期に計画を策定する必要があると。一方で、林委員ご指摘のとおり、様々な意見を丁寧に聞いてということにつきましては、この計画策定と並行して、新たに来年度から住宅基本計画の改定を進めさせていただきます。住宅基本計画の改定の中で、もう一段、様々な区民の意見、皆様、マンション関係の利害関係者の皆様、そういった皆様のご意見を聞きながら、住宅基本計画の改定の中に、この計画を盛り込んでいこうということで考えておりますので、５年間、何というんですかね、何もしないで、この計画をつくりっ放しということではないということをご理解いただきたいというふうに思います。
○林委員　計画のパブリックコメントって本論じゃないんで、様々な意見をできれば長い期間、できる限り長い期間を、２週間以上ではなくて、長い期間を確保することが意見募集につながるのかな。というのが、理事会なり、何とか出さないと、マンション管理組合としての意見が出せないわけですよ。これが２週間だと、月一の理事会だとしても、期間が終わってしまって、この意見を出してもいいですねと、管理組合として。これができな

くなってしまうんですよ。そうすると、最低でも１か月ぐらいの事前告知とか、何らか募集の期間は２週間でも、事前告知がないと、管理組合として、主体的な意見が合議として出せない形になると。これは、認定制度について、あまりにももったいないパブリックコメントではないのかなというのを言っておきますね。見解があれば、お答えください。

もう一点のほうが、そもそもやっぱり管理組合というのは、どういうことなんだろうと。執行機関でも様々な内部で話されていると思います。指針の一部には、自治会と町会とは管理組合は違うんだよというのも指針に盛り込まれているはずです。で、団体として、先ほど冒頭で確認したように、有価物は町会と管理組合とほぼイコールになっていると。コミュニティになってくると、またこれは別だと。あるいは福祉、これ、聞いてきたのが、そう、要支援者ですね、福祉のところで。これ、町会の町会長さんですとか、地域の民生委員さんにお名前等々を登録すると。ところが、町会に入っていないマンションもあると。民生委員が入れないオートロックのマンションもあると。そうすると、どこかつてをたどってといったら、管理組合にもしかしたら区は頼らざるを得なくなるかもしれない。そうしてくると、団体としての位置づけというのをこれまで以上に認定制度を開始するときに考えないと、対応しないと、じゃあ、お金は、ここはいいんですかと、払っていいんですかと、団体として。だけども、いろんな情報はちょっと違いますよとかになってくるんで、どこでそういう確認を今後していこうと考えられているのか。

先ほども申し上げたように、転換点の５年間になるかと思いますんで、認定制度で。要は、この管理組合は、しっかりした管理組合ですよと区が認めるわけですよ。健全な財政もある、計画もある、総会もある、議事録もある団体なんですよと区が認定をしちゃうわけですよ。マンションの建物じゃなくて、管理組合自体を。そうすると、これまでの管理組合の付き合いと一段違った形になるんで、全庁的に、福祉も含めて、どういう考えになっていくのかというのをお答えください。

〇印出井環境まちづくり部長　本会議でも、管理組合の役割ということでご質問があったかなというふうに思います。もうご指摘のとおり、マンション集合住宅、そんな中でも分譲マンションというのは、区内で約４９０棟、戸数にすると２万5,０００戸程度存在しておりますので、マンションの適正管理というものにつきましては、やはり居住環境の維持向上だけではなくて、地域のコミュニティ、まちづくりとか、それこそ良好な市街地の形成にとっても重要な存在であるというふうに認識しているところでございます。

今回のこの計画、あるいはその認定制度、それから、今後の住宅基本計画の中において、ご指摘のとおり、今の現在でも２万5,０００戸と、２人住んでいても５万人というような状況でございますので、マンション施策と様々な区の施策との関係性というのは、より高まってくると。さらには、高齢化や単身化が進展してくるというような中で、区のあらゆる領域の中で、マンション施策の一つのキーポイントである、キーとなる組織である管理組合の役割は非常に重要だというふうに認識しております。

〇林委員　どうぞ。いいです。

〇大坂委員長　暫時休憩いたします。

午後４時４０分休憩

午後４時５４分再開

○大坂委員長　委員会を再開いたします。

　質疑を受けます。

○長谷川委員　神田警察通りの整備に係るアンケートのところで、お伺いします。

　資料ありがとうございました。資料を拝見しましたところ、このアンケートの配布方法について、地権者さんたちにアンケートを実施して、配付数が4,７０４ということでした。千代田区として、この配布範囲のところの図であるところの地権者さんの数は、幾つとして把握していたのか。また、事業者さんとかにも配布されたのであるか、マンション住民さんですかね。それぞれ、どういうふうに配布したのか、まず、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長　こちらの資料にありますとおり、ポスティングをしておりますので、まず、郵便受けを基本にお渡ししております。

　それから、地権者に対しましては、登記簿等から調べまして、アンケートを郵送しております。

○長谷川委員　そうすると、登記簿、地権者さんだけで、近くの会社の方々とかには配布されていないということでよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長　はい。ですから、ポストのところには配布をしております。

○長谷川委員　地権者さんにということで、うーん、はい、分かりました。

　区が把握しているのも4,７０４で、それが全部配布されたということで、ポスティング業者さんからの連絡があったということですか。お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長　４,７００という数字が、最初から把握していたということではなくて、結果的にそのポストに配布されたのが、４,７００というところでございます。

○長谷川委員　アンケートが配布されなかった方々がいたというような話を聞きますけども、ポスティング業者さんから、ここの地域は入れなかったとか何かそういうような報告があったのか、その該当する地域に確実に配布されていたのかというのは、区のほうとしては把握は、どういうふうになっているでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長　郵便受けのない世帯、あ、こちらにも書いてありますけど、扉に挟むか、直接手渡しをして、で、こちらの範囲に関しては、全部配布したと確認――聞いております。

○長谷川委員　届かなかった方がいたというのは、今後、課題にしていただかなければならないなと思います。

　ポスティングが、本当に正しく配布されていたのかどうか。また、地権者さんが把握して分かっているのであれば、確実に届くような郵送がよかったのではないかなということも考えられますが、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長　届いていなかったという方がいらっしゃるということは、何か手違いがあったというところがあると思いますので、その点については、改めたいと思います。

　あと、郵送というか、そうですね、まあポスティングと郵送、費用がどうかかるかというのはあると思うんですけども、この地域の沿道の実際の声を聞きたかったというところで、ポスティングをさせていただいたところでございます。

○長谷川委員　ありがとうございます。回答率が１４.５％と、多くなかったなというふうに思っておりますけども、区としては、皆さんの意見を把握するのには、何％以上の回答があったらよかったなというか、民意として捉えられるかなというところで、思っていたんでしょうか。実際に１４.５％のところの、どういうふうにお考えか、お聞かせください。
○須貝基盤整備計画担当課長　１４％という数字が低いかどうかというところは、ちょっとこの道路に関して、その住民アンケートというのは、道路整備に当たって、このような広範囲にわたって行ったということは、初めてでございます。それだけ丁寧に行ったというところがございます。
　で、その道路の整備に関して、皆様がどれぐらい関心があるか、興味があるかというところがあると思います。ちなみに、錦華公園整備に関する、いろいろ皆さん興味があるところですけども、そちらの回答率は１７％ということを考えますと、それが極めて低いものとは言えないという認識でございます。
○大坂委員長　小枝委員。
○小枝委員　すみません。関連させてください。
　その４,７０４の配布数というのは、上の配布方法に書いてあるポスティングの数と、地権者への郵送数と、これは別。（発言する者あり）そうすると、何件、何件なんですか。
○須貝基盤整備計画担当課長　実を言いますと、地権者１９９、配布しております。で、それ以外が、エリアに配布したと。ただ、登記簿でそちらの住所にいる方、そちらに対しては、郵送ではなくて、ポスティングをしているということでございます。
○小枝委員　いや、何通、その地権者に何通配布して、何通回収されたんですか。
○須貝基盤整備計画担当課長　１９９配布して、回答は５０です。で、２５％というところです。
○小枝委員　それは、この上の数字には入っていない、入っていない。
○須貝基盤整備計画担当課長　それを含めて、回答率１４.５％ということでございます。
○小枝委員　そういうことを、まず数字として内訳を明確にすると、これはもう、ほかの地域ではみんなやっていることですよね。で、公園のアンケートのことを言いましたけれども、ほかで道路整備をするときに、地権者に送るというのは、結構、初めてじゃないですか。
○須貝基盤整備計画担当課長　はい。
○小枝委員　あと、住民の数。在勤者と住民の数というのは、把握していますか。で、それは、このエリアにどのくらいの人が住んでいて、その、どのぐらいの人に配布したことなんですか。
○須貝基盤整備計画担当課長　ここのエリアに何人が住んでいて、在勤者が何名、そういうところは、把握をしておりません。当初は、本当に沿道、その皮一枚の方にお配りするということも考えましたけども、幅広くというところで、通り２本分、幅広に行ったものでございます。
　あと、また、これまで道路整備――先ほど申しましたけども、道路整備に当たりまして、そのような郵便物を渡して、確認したというところはございません。
○小枝委員　はい。分かりました。内容としては、まあこういうことは数字をちゃんと内

訳を、地権者・住民・在勤者・在住者と、その回収されたところの帰属というものもはっきりさせないと、アンケートとしては、やった感だけで、中身の意向の把握には届かないということはご存じのとおりだと思いますので、指摘しておきます。

また、何人住んでいて、何人に届いたかも分からないというようなやり方、これも非常に問題だということを指摘しておきます。

私は、もう、以上です。

○大坂委員長　答弁、お願いします。

○印出井環境まちづくり部長　もちろん、全体の中で何人住んでいて、何人昼間人口がいるかということでございますけれども、今回の調査は、それぞれの利害関係者、様々な立場、居住している方、それから商売を営んでいる方、あるいはテナントとして貸している方、そういった方々の実態を把握すると。そういう観点からすると、やはりポストに入れるということが一番効果的だろうと。

さらに、それを補う形で、地権者、住んでいらっしゃらない地権者に対しては、郵送で送ったというところでございます。ですので、配布範囲並びに配布方法についても、一定程度妥当だっただろうと。

そして、当然に、昼間区民や住んでいらっしゃる方、テナント、様々な方々の中で道路に対する思いというのも、我々、今回アンケート、これは陳情審査を踏まえた、申入れを踏まえ形で実施したアンケートでございますが、初めてのことでございましたので、その１４.５％というところの数字については、錦華公園と比べれば、極めて低いとは言えないけれども、今後、この道路整備に向けた合意形成の中で、沿道整備協議会だけではなくて、こういった手法については、やはり、そのやり方も含めて、何か改善する点があれば検討してまいりたいと思います。

○小枝委員　そうですね。はい。

○大坂委員長　小枝委員。

○小枝委員　答弁いただいちゃったので……

○嶋崎副委員長　いいよ、質問したんだから。（発言する者あり）

○小枝委員　いや、住んでいる方がどういう傾向で、在勤者の方がどういう傾向で、地権者はどう思っているかという、この回答した中の帰属も、やっぱり、ほかのエリアでは違う傾向がちゃんと見受けられますよね。そういうことを把握できないと、なかなか、我々、それを頼みに考える側としては、これでは参考にならない。もう、いい、答弁はいいです。そういうことですということを。これじゃあ、在住者がどう思っているのか、地権者がどう思っているのか、私も分からないけれども、恐らく担当者も分からないだろうという状態であるということだけ申し上げたいと思います。すみません。

○大坂委員長　はい。この関連。（発言する者あり）元に戻ります。

長谷川委員。

○長谷川委員　はい。ありがとうございます。小枝さんにいろいろ言っていただいたので。（発言する者あり）

アンケートの中身なんですけれども、（発言する者あり）ごめんなさい、（発言する者あり）すみません。アンケートの中身なんですけれども、このアンケートについては、どういうふうに作成されたのかなということを伺いたいです。アンケート内容を見ると、そ

の設問に、回答が、まあイエス、ノーみたいな感じ。何ていったらいいか、今までのままでいい、改善してほしい、どちらとも言えないみたい形で、三択になっているような質問内容になっていますけども、今こういう問題がありますというような書き方をされていれば、改善したほうがいいんじゃないかなというふうに、回答を誘導するような形にも見えるところがありますけれども、この作成の際に、学識者の方とか、アドバイスを受けて作っていらっしゃったんでしょうか。

〇須貝基盤整備計画担当課長　このアンケートの作成については、長谷川委員のおっしゃるような学識経験者にご意見を頂いたとか、アドバイスを頂いたというものはございません。

〇長谷川委員　アンケートの内容についても、やはり、先ほど印出井部長がおっしゃったみたいに、様々工夫が必要だと思うので、今後、課題にしていただきたいなと思います。誘導的にならないように、第三者が見ても公平にアンケートを集められるような工夫、また、先ほどおっしゃっていただきましたけども、配布についても、様々工夫をしていただきたいと思いますので、調査する際には、そのようにお願いしたいと思います。

〇印出井環境まちづくり部長　実はこれ、陳情審査を含めて、繰り返し同じようなご質問を頂いているところかなというふうに思ってございます。

　で、先ほど課長も答弁しましたように、道路整備について、初めてこの大規模の４,０００、５,０００近いアンケートを取ったと。しかも、沿道整備協議会という、もちろんその様々評価があるんだろうなと思うんですけれども、やっぱり地域の関係者の方が参加していただいている協議会で、そういった地域の意見も聞きながら積み上げてきたと。

　それから、陳情審査というのもありましたけれども、議会での様々なご指摘、厳しいご指摘も踏まえて積み上げてきたというところでございます。第１回目の中で、我々としては、アンケートの個々の設問でもって、これでもって直接民主的に決めたというところではございませんので、全体を通じて参考にさせていただいたというところかなというふうに思います。

　そして、今後、様々な、今、うちの部で、環境まちづくり部でも、まちづくりの手法について検討しておりますので、そういった中で、今後、将来建設的に、様々な調査の仕方については研究をしてまいりたいと思います。

〇大坂委員長　よろしいですか。

〇木村委員　関連。

〇大坂委員長　木村委員。

〇木村委員　神田警察通り沿道整備Ⅱ期工事の関連で、質問いたします。

　今現状は、残念ながら膠着状態であるというふうに言えると思うんですね。で、やはり道というのは、人と人とをつなぐものでありますので、道路の整備で住民間で亀裂を生んでは、これ絶対ならないと、避けるべきだという立場で質問します。

　それで、やはりこの現状を打開する上で、私は、最後まで住民の合意形成を追求すべきだと、そのように考えます。その辺については、区の見解、区長の見解はどうなんでしょう。

〇印出井環境まちづくり部長　これについても、陳情審査や予算の中で、ご答弁申し上げてきたかなと思います。昨年の末に、守る会の方が区長のところにいらして、その話を受

け止めて、区長が一旦工事を止めたということでございます。これは、やはり、かなり重い判断だったんだろうなと思います。

で、その後、直接、開かれた場で、２回、やはり、その今までの計画どおり整備をすべきだというお考え、それから、いや、街路樹を、樹木を残すべきだというお考え、２回にわたって、公開の場で議論をしていただいたと。それで、さらに陳情を受けて、もう一回、我々が入らない形で話し合っていただいたと。

この４か月間にわたるプロセスというのは、我々にとっては一定の合意形成に向けた努力の一つだったんだろうなというふうに思います。残念ながら、その中でも、合意形成に至らなかったというところで、やはり一定の判断を一定のところでしなけりゃならないと、区長のコメントにもございましたけれども、今そういう状態でございます。

当然、ただ、木村委員ご指摘のとおり、膠着状態にあるというのは事実でございますので、今後進めるに当たって、何らかの形で、やはり、その多くの方が共感できるような形で、私たちも適切に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

〇木村委員　これまで、いろいろ尽力してきたと、それは私も承知しています。ただ、こういった道路整備でありますので、住民の合意形成が実現できるのが一番ベストだと。この点、確認しているんですけれど。

〇印出井環境まちづくり部長　一つの考え方として、何事もまちづくり全般にわたってですけれども、合意形成があるということが望ましいところでございますけれども、様々な具体的な事例の中で、なかなかそういう形で、１００点満点、８０点、５０点、６０点という中で、合意形成が十分でないという状況もありますので、そういったことを踏まえて、我々としては一定の判断をしてまいりたいと思います。

〇木村委員　一般的には、沿道住民が合意する、これは大事なことでしょう。いやこれ、できるかどうかは別よ。そのまちづくり一般。沿道整備についても当然、住民間の合意形成が実現するのが一番望ましいと。これを前提として、話を進めます。

それで、今の現状を、やはり打開するためには、私は、もう自治の力に寄与するほかないと思っているんですよ。沿道住民の人たちで話合いを再開し、折り合いをつけてもらうと。私は、これしかないと思っています。で、折り合いをつけるというのは、いろんな辞典を見ると言い方はあるけれども、意見が違う人間同士が、双方受け入れられる妥協点を探すと。で、同意できるという一致点を探ること。あるいは、互いにある程度譲り合って、双方が納得できる妥協点を定めること。対立しないポイントを見いだすこと。お互い、譲り合って、一致点を探っていくと。これを折り合いをつけるというわけですよ。

それで、伺いたいのは、仮に、折り合いがついた場合、その内容を区としては、最大限尊重して施工するのか。ちょっとこの点、確認させていただきたいと思います。

〇印出井環境まちづくり部長　先ほど来ご答弁申し上げているところでございますけれども、現状についての認識は、なかなか難しいところがあるというところは、先ほど来ご答弁申し上げてございます。で、今後、具体に工事を進める中で、ご指摘のような折り合いがつくのかどうか、非常に厳しい状況だというふうに思います。

それから、もちろん、住民自治の観点、非常に大事だと思うんですけれども、我々としても、道路の在り方、様々な法令に基づいた道路の在り方という中での調整も、それは当然必要になってくるんだろうなと思います。住民合意があるから、何でもいいのかという

と、そうではないこともあるんだろうなというふうに思っております。その辺りも、全体も含めて、一定程度何か、こう、道路整備のこれまで積み上げてきた考え方と、しっかり整合するような形の中で、折り合いがつくという状況があるとすれば、そういうことについても、少し検討をしてまいりたいと思います。
○木村委員　少しですか。（発言する者あり）折り合いをつけるということについてですよ、少なくとも沿道住民の人たちで合意したと。その内容を、もちろん、その法律の基準をクリアしていないとかと、そういった問題になった場合には、それは行政として、何らかの対応が必要でしょう、調整が必要でしょう。しかし、双方が話し合って合意した内容は、行政としては、執行機関としては最大限尊重していきますと、これは基本的姿勢でありませんか。少しというんじゃなくて。
○印出井環境まちづくり部長　これまでの様々な議論の経緯の中で、どうしてもゼロか１００かという状況が長らく続いている状況なのかなというふうに思ってございます。そういったところも踏まえて、ちょっと私のこれまでの答弁になっているんだろうなと思います。
　ご指摘のとおり、住民の合意がある中で、それから一定の道路整備における必要な様々な制約条件、それから、このまちの課題とかも含めて、うまく整合性を取れるような形であれば、そういう方向性を見いだしていくということも大切じゃないかなと思います。
○木村委員　まあ私は、沿道住民の人たちが合意した内容に沿って、行政がそれに合わせていくという対応が、私は今は望まれているんじゃないかと思うんですよ。あらかじめイメージがあって、それと整合するんだったら合意した内容を認めましょうということでは、なかなかうまくいかないと思うんですよ。
　で、いや、今後、それは恐らく、ずっと平行線が続くかもしれません。しかし、折り合うことができるかもしれない。そういう中で、私が聞いているのは、折り合いがついた場合の執行機関の基本的スタンスとして、その内容を最大限尊重していくという立場に立っているかどうかだけ、ちょっと確認、いま一度確認させてください。
○印出井環境まちづくり部長　これまでの長い経緯があるもんですから、歯切れのいい答弁ができなくて恐縮ですけども、一つは、沿道の定義の問題もあるのかなと。街区レベルで様々な議論があるのと、街区全体を通してどういう道づくり、まちづくりにしていくかというところについては、よく私もご答弁申し上げますが、部分最適と全体最適の関係性があるのかなというふうに思っています。
　そういうようなところもトータルで踏まえた中で、ご指摘のとおり、その折り合いがつくような整備の方向性を見いだせるということがあれば、我々としてもそれを追求していくというような認識でございます。
○木村委員　そうですよね。今、直面しているのはⅡ期工事と。ですから、そのⅡ期工事の関わる利害関係者、沿道の人たちとの話合いをまず進める――優先してやる、進めていくのか。その沿道住民の合意形成の手法も含めてね。これはもうなかなか、今はこれだというふうに言い切れませんので、こういうパターン、こういうパターンというのは、ちょっとなかなか、できないけれども、ただ、基本的立場として、沿道の人たちが合意したら、それを最大限、執行機関としても尊重していくと。それは、何よりも地域コミュニティの、やはり大切さを、やっぱり我々、それは議会も含めて、重要なものだということは、これ

は重々承知しているからだと思うんですね。

で、ちょっとそれを踏まえて、住民合意の形成の重要性は、これはもう議会も、執行機関も共有と。それから、沿道住民の話合いで合意した内容は最大限尊重していくと。これについても、執行機関とも共有していると思うんです。

その上で、なぜずっと平行線だったのかと考えた場合に、先ほど部長もご答弁いただきましたけれども、一つは、既存の街路樹を生かすと。それから、協議会としては、現行の計画どおりやってくれと。いわゆる街路樹の機能更新。そういったものがずっと平行線として続いているというふうになっていると。だから、折り合いをつけるのは難しいだろうということだと思うんですね。

それで、私は、改めて、もう一度、協議会と、それから守る会の皆さんとの話合いの場というのは、これは再開していく必要性があると思っています。これがないと解決しないから。ただ、その際ね、私は、話合いをする場合には、少なくとも相手の意見に対する、相手の意見をお互いに尊重し合うという、そういう共通の土台が必要だと思うんですよ。お互いに相手の主張に耳を傾けるという立場でなければ、この話合いはできませんから。

ですから、それは駄目だとなった場合に、この話合いはできません。で、その上で、私は、例えば、これは一例だけれども、その協議会の委員の皆さんには、この結論は１０年間議論してきた結論なんだと。こういう立場で臨まれると、これはなかなか、折り合いがつかないと思うんですよ。その期間、沿道の人たちは、情報を知らされず、発言する機会が、やっぱりなかったということでありますので、そういうのは控えていただく。

それから、私は、守る会の皆さんは、これはあくまでも私の個人的な見解だけれども、この工事請負契約は違法であり無効だというふうになると、これは折り合いと論理矛盾するわけですよ。ですから、これについては、その協議会の場では抑えていただくと。これ無効だという立場に行くと、相手を説得するというふうに、矛盾を消化する――なくすためには、相手を説得する以外ないんで、そうなると折り合いというのは難しくなるだろうと。ですから、お互いに相手の意見を尊重するということで、何とか折り合いをつけていこうというふうに、双方がなった場合には、私は、話合いは再開できると思っているんです。

これは、執行機関のほうから、いま一度、その、再開できるかどうかというのは、これは双方のその辺の意見を聞かなければ何とも言えませんので、その辺も含めて、もう話合いは絶対無理だというふうに決めつけるのでなく、私は最後まで、その地域コミュニティの亀裂の避けるという立場で、もう一踏ん張りできないかと。その辺は、いかがでしょうか。

〇印出井環境まちづくり部長　木村委員からのご提案でございます。ただ、現実には、木村委員ご指摘のとおり、我々今、まさに、行政訴訟、それから国家賠償は、違法、不当だと、先ほどご指摘ありましたけれども、アンケートが不適だとか、様々な件でご指摘を受けております。

一方で、１０年間積み上げてきたものについては、なかったことにというふうなご指摘だったのかなと思うんですけれども、これはやはり、それこそ平成２３年ぐらいから、神田警察通りが、秋葉原と丸の内の間に挟まれて停滞する中で、この通りのまちづくりを基軸に、神田の復興をしていこうというような形でずっと議論をされてきたので、それを、

この積上げがなかったことにということについては、ちょっと私としては強い違和感を感じるところでございます。

その２点、今、我々としては、訴訟として係争中であるということ、それから、積み上げられてきた議論というのは非常に大事であるということ、そういう認識を持ちながら、果たして合意形成に向けて調整することができるのかということについて、私、今のこの時点で、明確にご答弁はできないので、一旦、ご指摘として受け止めさせていただいて、丁寧に庁内で検討したいというふうに思います。

〇木村委員　１０年間、議論してきたと。これは、実際、事実経過でありますので、それを全て、（発言する者あり）チャラにしろということではありません。これは１０年間議論してきた結論だから認めてくれというスタンスだと、折り合いはつかないだろうと。

で、もう一方、その守る会の皆さんも、これは違法・無効だと。だからゼロベースでと言ったら、これはこれでまた議論、折り合いつかないだろうと。だから、こういった主張は、お互い、その協議の場では抑えていただいて、それで何とか一致点を見いだせないかということで、その話合いを再開できないだろうかという提案なんですよ。

で、これは、双方から拒否されるかもしれません。（発言する者多数あり）ですから、実るかどうかは何とも言えないけれども、ただ、やはり、道路の整備という地域をつなぐ事業で、これを通して住民間が割れるようなことは、やっぱりこれは最大の、最後まで避ける必要があるだろうと。避けるための努力が必要だろうということで、そういう条件をつけるというのも変な話なんだけれども、いま一度、話合いのきっかけづくりとして、そういったことが、かなわないのかどうなのかということなんですよ。

これが、例えば私の提案じゃなくて、議会全体の提案となったらどうしますか。そんなの、困る。こんなこと言っちゃうと。

〇桜井議長　そこまで言いますか、そこまで。

〇嶋崎副委員長　俺、黙っていられなくなっちゃう。（発言する者多数あり）そんなの、勝手にやらないでくれよ。（発言する者あり）冗談じゃないよ、そんなもん。責任があるよ、委員長として。何やってるの。

〇大坂委員長　環境まちづくり部長。

〇嶋崎副委員長　冗談じゃねえよ。

〇桜井議長　議決しているんだよ。

〇嶋崎副委員長　そうだよ、何言ってるんだ。

〇印出井環境まちづくり部長　あのですね、いや、木村委員のご指摘なんですけれども、ただ、やはり、これまで、まあ、もちろん、様々な議論の積み上げ、それから議会でも予算や契約のご議決を頂いて、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）で、そういった中で、執行機関が執行する段階で、ここにいらっしゃる方も含めて、自力執行で工事を妨げるというような状況になったところでございます。非常にのっぴきならない状況なのかなというふうに思っております。

ですので、非常に、今の木村委員のご提案をここでご答弁するのは、私としてはできないという状況でございますので、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）今日のところはご指摘として受け止めさせていただくというところで、ご容赦いただければと思います。（発言する者あり）

〇木村委員　はい。じゃあ、最後に。
〇大坂委員長　木村委員。
〇木村委員　ただ、この問題は、現状どおり、この膠着状態を強引に進めば、恐らく円滑な整備事業は、さらに頓挫するでしょう。で、これはね、こういった問題というのは、まあ、これ、最後にしますけれども、住民自治が前進するような形でやらないと解決しないと思います。司法となるけれども、司法はどちらかが気まずい思いをするわけですよ。これは、必ず。
　ですから、私は、今後の神田のまちづくりを考えた場合、議会もそうですし、執行機関もそうだけれども、住民自治が力を育んでいくという方向で、この問題、解決策を模索していかないと、私は、そのしこりはずっと残らざるを得ないということだけ指摘をして、質問を終わります。
〇大坂委員長　答弁はいいですか。（発言する者あり）
　関連で。大串委員。（発言する者あり）
〇大串委員　神田警察通りⅡ期工事がここまで進まない。もう膠着状態にある。私は、この原因をつくったのは執行機関だと思っていますよ。訴訟になっているのも、適正な手続を欠いたから、訴訟になっている。そうでしょ。私は、このⅡ期工事、区長のほうが、４月１１日に話合いをもう打ち切るとしてからですよ、話合いを持たれていないわけです。木村委員からは話合いの継続、私も、個人的には賛成ですよ。じゃないと、工事がもう、この先、進まないからですね。
　で、私はぜひ反省していただきたいのは、この１０年間の積み上げというのを、今日もお話ありましたけれども、協議会の方々も一生懸命、それは参加されてやりました。だけれども、要綱に定めた協議会ですから、議事録は公開しなければいけない。これ、基準を区が定めています。だけども、この１０年間、残念ながら、議事録は公開されませんでした。また、説明会も行われなかった。パブリックコメントも、もちろんです。だから、沿道住民の方は知るべき手段が全くなかったんですよ。工事看板が設置されて、初めて知ったんですよ。これが、適正な手続を取ったと言えるんでしょうか。
　都市計画運用指針には、住民合意のための適正な手続に裏打ちされた公共計画じゃなければいけないと、ここまで書いていますよ。その手続を怠ったがゆえに、工事に入れない、また訴訟まで入ってしまった。訴訟の一番は、その適正な手続を欠いた執行機関のことを訴えているわけですよ。みんな、神田警察通りを立派な、いい通りにしたい、沿道にしたいという気持ちは、もう協議会の方も、それから守る会の方々も、気持ちは一緒なんですよ。その気持ちをぜひ執行機関の方々は受け止めていただいて、どうすればいいかというのを、今、本当に考えていただいて、行ってもらいたいと思うんです。
　現在、訴訟を抱えていますから、質問がどこまでできるのかもよく分かりませんけれども、ちょっと、私の意見としてはそうなんで、ちょっと部長、どうなんでしょうか。
〇印出井環境まちづくり部長　今、いみじくも大串委員からご指摘がございました。手続の違法性、不当性ということを主張されて、国賠や行政訴訟を提起されて係争中でございます。
　これまでご答弁申し上げてきたことでございますので、今日のところはご答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○大坂委員長　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　それでは、神田警察通りについて、質疑を終了します。

次の項目、小林やすお委員。

○小林やすお委員　ゼロカーボンちよだについてです。いいですか。

千代田区は、昨年１１月、２０５０年までに区内の二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す、２０５０年ゼロカーボンちよだの実現を宣言しました。千代田区は、日本の政治経済の中心地として、様々な中枢機能を集積し、社会経済を牽引してきたところでございます。そして今、ウィズコロナに対応し、多様な都市活動が回復する中、それを支えるエネルギー消費が、CO_2の排出につながっていますが、ここで質問いたします。

千代田区のCO_2排出量は、最新データでどのくらいでしょうか。そして、日本全体の排出量の何％ぐらいになるのでしょうか、教えてください。

○笛木環境政策課長　CO_2排出量の算出ですけども、一定の時間がかかりまして、近々の２０１９年度のCO_2排出量は約２６７万トン。これは国の排出量のおよそ0.２４％となっております。

○小林やすお委員　２６７万トン、0.２４％。もう、そうですね、0.２４％というのは、発電所や製鉄所のある自治体と比較しますと少ないと思いますが、千代田区内で業務機能が集積する大丸有地域で排出されるCO_2は、千代田区全体の何割、もしくは何％ぐらいなのか、教えてください。

○笛木環境政策課長　大丸有地区のCO_2排出量が約６７万トンでありまして、およそ４分の１でございます。

○小林やすお委員　６７万トン、４分の１、はい。

区長は、千代田区のCO_2排出量の４分の１を占める大丸有地域を、２０３０年までにゼロカーボンとして、日本の脱炭素の象徴都市となる都市づくりに取り組むと、先日の招集挨拶で述べております。大丸有地域の企業は、社会的使命も高いと思いますので、区が中心となり、国や都と連携し、２０３０年には達成していただきたいと思っております。

そして、大丸有地域で達成しても、先ほどの答弁にありました区内の４分の１であり、ゼロカーボンは、中小企業にも求められているところでございます。コロナ禍で疲弊する中小企業に、どこまでゼロカーボンに取り組めるか厳しいと思いますが、そんな中小企業への支援について、何か、いかが考えていらっしゃいますでしょうか。

○笛木環境政策課長　中小企業につきましては、既存ビルの省エネ診断と合わせた設備改修を促すグリーンストック作戦を行っております。また、省エネ設備の各種助成事業等を行っておりまして、これは他区と比べても手厚い支援となっております。

また、建物の建て替えの際には、環境計画書制度を通じまして、省エネ基準よりさらに３５％削減を目標とした事前協議を行っております。これは都内でも一番ハードルが高いこともありまして、達成した場合には、低炭素建築物助成によりまして、年間CO_2排出量１トン当たり２５万円、最大で1,０００万円を助成する支援をしております。

また、今年度から、中小企業等が再エネ電力を切り替えた場合は、区が認証書を発行し、また認証ステッカーを交付するなど、また、事業者名等をホームページで公表したり、そういった啓発事業も実施しております。

○小林やすお委員　今、るる答弁いただきましたけど、その中で、この事業実績というのは、何件あったんでしょうか。
○笛木環境政策課長　ここ３年間ですと、３５％を達成し、低炭素助成を申請及び助成した実績は１０件ありまして、中小企業は、その中で２件ということでございます。
○小林やすお委員　はい、ごめんなさい。いずれにしても、そんなに、３年間ですものね、多い数とは思えないんですけど。区内には、まあ私なんかもそうですけど、不動産貸付業を営む中小企業や個人事業者も多く、建て替えの機会を捉えてゼロカーボン化の後押しをする施策として、低炭素建物助成制度の見直し等の検討をすべきと考えておりますが、この低炭素建築物助成制度の見直し等についての考え方を、あれば教えてください。
○印出井環境まちづくり部長　ご指摘いただきました低炭素建築物助成制度、これ自体は、それでもって消費電力が削減できることから、特に最近の電力事情を鑑みると、長い目で見れば、相当、中小企業に対しても、コスト面でもメリットがあるんだろうなというふうに思っています。しかしながら、やっぱりイニシャルにおける断熱の強化とか高効率の空調など、かなりの経費がかかるというのも事実で、やはりコロナ禍の中、厳しい経営環境で、中小企業に、それらのお金をかけるのは難しいという状況にあるのかなというふうに認識してございます。
　今、助成制度の見直しということについてのご提案でございましたけれども、やはり、その、先ほど１０件のうち２件ということでございます。ですので、８件は大企業ということになってございます。やはりこう、大企業については、もう、そういったところに取り組むのは、ある程度当たり前になってきておりますので、中小企業については、これまでの実績を検証しながら、省エネ設備導入の助成とか、再エネ電力の導入。例えば３５％達成できなくても、運営後は再エネ電力でやるんだよとか、そういうような様々な施策の組合せの中で実現できないか、ご提案の制度の見直しに向けて検討していきたいというふうに思います。
○小林やすお委員　はい。ぜひ、検討をお願いしたいと思っております。
　これ、個人的な、私も一昨年、自宅をリノベーションしたときに、省エネ設備改修制度の活用をさせていただきましたが、そのときの助成に当たっては、改修費用が、設備などが非常に高かったのを覚えております。
　しかし、１年、２年たっています――３年目か――たってみますと、そのランニングコストを見ますと、省エネ効果を実感しているところでございます。その節は本当にありがとうございました。（発言する者あり）ただ、手続が煩雑で、もう少し簡素化していただくとありがたいのではないかと思っておりますが、どうでしょう。
○印出井環境まちづくり部長　ご指摘のとおり、特に設備改修については、千代田区の特色でもあるんですけれども、しっかりと、事前の省エネ診断を行っていただいて、それとインセンティブを組み合わせるというような形で実施しております。これが、ある種効果的な改修につながっているというのも、また事実かなというふうに思いますけれども、ご指摘のように、書類の提出なども含めて、様々な課題があるのかなというふうに思っています。先ほども林委員のほうからのご質問もございましたけれども、そういったものの簡素化についても、実際に我々のほうにも要望がございます。
　それから、そういった中で、昨今ＬＥＤ照明などについてはある程度スペックが明らか

になっているので、そういったものの簡素化について取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。
〇小林やすお委員　ありがとうございます。
　そのときに、特にはなかったんですが、あったかなかったか、ちょっと記憶にないんですけれど、家庭に対する再エネ電気の切替え――あ、なかったね、最近の話だ。そのときに、再エネ電気の切替え支援についても、今、５,０００円のＱＵＯカードを配付しているということでありますが、なかなか実績が上がっていないというふうに聞いておりますけど、それについての見直し等の検討はいかがでしょうか。
〇印出井環境まちづくり部長　ご指摘のとおり、７月から始めたところでございますので、まだ実績が上がっていないところでございます。これも手続の問題もあるのかなというふうに思います。来年度に向けてこれから予算の編成に入ってまいりますけれども、昨今の国際状況も踏まえて、支援の強化などを検討してまいりたいというふうに思います。
〇小林やすお委員　最後になりますが、中小企業の建物への省エネ化の支援については、様々に改善の検討を頂いているところであるということで、よろしくお願いしたいと思います。
　また一方で、自社ビルでない中小企業には、こうした支援メニューはゼロカーボンの支援にはつながりにくいのではないかと思っております。建物などハードな支援ではなく、中小企業の事業におけるソフト的な支援も必要であると思っているところです。
　現在、企業の脱炭素化への取組は、企業評価にも影響しています。その流れは大企業のサプライチェーンにも及んでおり、千代田区の中小企業には、大企業と取引がある企業も少なくないのではないかと思っているところです。しかし、その中小企業にとって、今何をすればよいか分からないというのが実態と聞いております。何で区からの支援はできないのかと聞いております。区で何かの支援はできないのかと考えておりますが、区としてはどういったお考えでいらっしゃいますか。
〇樋口区長　ゼロカーボンちよだに関する、様々ご質疑を頂いております。ちょっと私からは、区の取組や今後の方向性と併せまして、ご質問について答弁させていただければと存じます。
　先ほど小林やすお委員からもご指摘頂きました、昨年１１月は気候非常事態の危機感を議員の皆様とも共有させていただき、２０５０ゼロカーボンちよだを宣言いたしたところです。２０３０年までの取組が、こと重要であると認識しております。
　また、今ご答弁申し上げたとおり、区内のCO_2排出量の４分の１が大丸有、あるいは内幸町地域から出てるといったことで、やはりここをまず重点的に日本の中枢機能の集積地でもあるということから、２０５０年に待つことなく、それに先駆けまして２０３０年を目途にカーボンニュートラルにしていくと。こうしたことを区が主体的に取り組んでまいります。一方で、一方でやはり私たち基礎的自治体といたしましては、大丸有、内幸町地域とともに、今のご質問の趣旨でもあるかと思いますが、やはり中小事業者の皆さんあるいは区民の皆さん、それぞれのご家庭での取組もまたしっかり進めていかなければならないと、このようにも考えております。
　そうした中で、多くの区民の皆さんと危機感を共有してまいりたい。共にゼロカーボンに取り組むために、東京都、様々な施策、具体的な取組もあります。適切に役割分担もい

たしまして、例えば、今ご指摘いただいたような区民や事業者の皆さんが、ＲＥ１００電力への切替え、もっと促進をしてまいると。また、今ご指摘も頂いておりました低炭素建築物助成制度の拡充も行ってまいります。また、サプライチェーンのお話もございました。

そうした意味では、中小企業のビジネスにおいて、脱炭素をどう取り組んでいくのか。これは、意欲的な事業者もおられるんですけれども、一方で、ご指摘のとおり、何から始めていいか分からないと悩んでいる中小事業者の皆さん、多くおられます。そうした中では、排出量の可視化や様々脱炭素に関わるノウハウの普及など、地域振興部ともしっかりと連携いたしまして、企業の評価にもつながるような脱炭素の取組を応援してまいりたい、そのようにも考えております。

千代田区は、本当に活発な都市活動によって、この日本の社会経済活動を牽引するようなまちでありますけれども、一方で、やっぱり大きな課題が、自前でエネルギーをつくれないということが大きな課題でありますので、これまでも地方連携に取り組んでまいりましたが、今後は改めてもう一歩、都市と地方がそれぞれの強みを補完し合いながら相互に発展するような、持続可能な地方との連携というものを行ってまいります。

その中で、顔が見える地方産の再エネ電力をつくり出すことですとか、これまでも行ってまいりました森林整備などによるカーボンオフセット、このニュートラルの推進にも取り組んでまいりたいと考えております。

〇大坂委員長　ありがとうございます。

関連、ありますか。大串委員。

〇大串委員　私のほうからは、今お話でありました再エネ１００％電力への家庭で切り替えた場合の啓発品の普及、話がありました。分科会でも、私、ちょっと触れさせてもらって、今のこの、あした物価高騰対策をやるんでそこでも話そうと思っていたんですけれども、この今の物価高騰に対して、区民の方が非常に不安に思っているし、家計の圧迫はすさまじいものだと。そういったときに、再エネ電力に切り替えた際に、思い切ったこれを対策を打っていただいて、公共料金の値上げに相当する、思い切った給付金ですかね、制度をつくっていただきたい。

今、答弁の中では、来年度予算に向けてというような話だったんですけども、区民の方は非常に切迫しております。この１０月から値上げ、約６,５００品目ありまして、大変な中でございますので、区民の生活を守るためにも一刻も早いその対策を打っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇笛木環境政策課長　今年度から実施しております家庭における再エネ電力切替え支援、実績も、今少ない状況でございます。また、最近の国際情勢等によります電力料金の高騰、先の見えない状況でございます。そういったことを踏まえまして、様々な角度から支援の強化を検討してまいりたいと思っております。

〇大坂委員長　よろしいですか。

その他の項目で。

〇大串委員　まあ、しょうがないんだよね。

〇大坂委員長　関連ですか。その他の項目がありましたら。

じゃあ、小枝委員から。

〇小枝委員　それでは、追加資料の７を出していただきましたので、区立麹町仮住宅への

永田町駅地下鉄連絡通路出入り口整備にかかる経緯概要という、Ａ３一枚と別添で位置図と協議対象範囲図について出していただきました。この件について、端的に伺っていきます。まず――大丈夫ですか。大丈夫。

まず最初に、このＡ３のところのちょうど真ん中のところにあります「建築ＪＶへ指示書提出」というふうに、平成３０年３月１２日ですね、当時、加島部長は課長だったと思うんですけれども、こうした指示書を出しまして、永田町駅の地下鉄連絡通路の受け口をつくることに着手をしたというのが事実経過ですが、これは、まず、どなたの指示で、どなたの指示でこの指示書を出したというところでしたでしょうか。事実のみ伺います。

○大森施設経営課長　当然、施工者が当初の契約に基づいて工事を進めておりますもんですから、その地下を掘るということに対しては、こちらから、施設経営課長から指示書をここで、おっしゃるとおり出しております。で、それ自体は、その２個上ですかね、２個上の欄で庁内検討というところで、四番町公共施設整備検討会議というのが庁内会議がありますので、副区長をトップとした庁内会議がありますので、その中で関係する所管が全部集まって、一連の四番町公共施設からこの麹町の話まで議論をした中で、右側の内容にありますとおり、（仮称）区立麹町仮住宅内に、永田町４番出口のバリアフリー化に向けた地下鉄連絡通路出入り口を設置する方向で進めるという確認をいたしまして、それを受けて、そういう指示書を出したという経緯でございます。

○小枝委員　もう少し端的に答えてほしいんですけど。誰の指示で課長が指示書を出したんですかというふうに聞いたんですね。ですから、端的に答えて。

最初、何か会議名を言いましたか。

○大森施設経営課長　はい。

○小枝委員　会議名。１、２、はい。どなたの指示で当時の施設経営課長が指示書を書いたんですか。

○大森施設経営課長　指示といえば、我々は工事の執行委任を受けておりますので、執行元の住宅課を中心とした環境まちづくり部から工事変更の施行委任書を頂いていますので、その委任書に基づいて、そういう変更の指示をしています。

○小枝委員　まあ、組織としてということですね。組織ということで、まあ、副区長とか区長とか、そういう答弁はないわけですけれども。そこから始まって、これが後の監査請求等で違法状態であるということが明らかになるわけですけど、それはこちらに置いておいて、同年の１０月２日、この資料にもありますが、企画の分科会のほうで、どの程度の予算というふうに答弁したかお答えください。

○緒方住宅課長　地下のエレベーターの構造物の準備が、ベースとしては５億円というふうに答えております。

○小枝委員　同じく、その１０月４日、これも特別委員会、当時の特別委員会で、この増設工事に関してどこが費用を出すというふうに答弁をしたかお答えください。

○緒方住宅課長　こちら、経費については、引き続き協議をしているところというふうに答弁しておるところでございます。

○小枝委員　もう少し詳しく、メトロとの関係でどういうふうに答えたか。議事録、お持ちでないですか。うん。前後もちゃんと答えてください。

○緒方住宅課長　大変失礼いたしました。小枝委員のご質問の１０月４日の都市基盤整備

特別委員会での答弁ということでございます。
　まず、ご質問の際に、そちらの経費の負担の問題ですとか、質問を頂いたときに、そちらにつきましては、当時の環境まちづくり部長から、工事の着手時期ですとか、あと経費の負担の問題、あと、できた後の維持管理費の問題などなどの課題が残っているが、ここは引き続き協議をしていくところというふうにお答えしているところでございます。また、施設経営課長のほうからも、５億円という話のほうが先に出ているが、まだ確定はしておらず、おおよそそのくらいの金額になるだろうということで、協議を続けていくというふうにお答えしているところでございます。
○小枝委員　この日、担当部長の、課長ですかね、のほうからは、こういうふうに答えているんですよね。メトロさんからお金を頂くという形になるのかなと思いますので、基本的には、我々が契約変更してつくる。つくるところまでは区の出費ということでやるような形になるというふうに考えておりますと。そういうふうに言っていないですか。
○緒方住宅課長　失礼いたしました、ちょっと。はい。やり取りがちょっと幾つかございましたので、はい、おっしゃるとおり、そういった答弁もしてございます。
○小枝委員　それで、同じく当時の環境まちづくり部長、まあ、保科さんでしたけれども、総額の経費が幾らで、メトロの資力も含めて、こういう状況だという答弁をしていますが、分かりますか、そこを答弁してください。
○緒方住宅課長　当時のやり取りでございますけれども、一般的なお話だという前提の下に、株式会社というのは、減価償却費の範囲であれば、いろいろな投資ですとか設備をしていくので、大体メトロさんの減価償却費が５００億円程度ですので、そういった中で対応してくれるのではないかというような答弁をしているところです。
○小枝委員　そうです。はい、そのとおりです。減価償却費が約５００億円程度というふうに伺っておりますので、具体的な費用負担については、また後日ということに。（発言する者あり）で、そのことを、（発言する者あり）そういうやり取りの中で、それから現在まで、この協議の結果はどうなっているのか、この今日出された資料に基づいて時系列で説明してください。
○緒方住宅課長　では、お手元の資料に基づきましてご説明したいと思います。
　先ほど申し上げましたのが、真ん中ぐらいですね、平成３０年１０月というところ。ここで、今言ったやり取りを当時の部長としてございます。
　そして、その下に四つ行っていただきますと、３１年１月から令和２年２月、東京メトロと打合せということを書いています。そちら、この間に１１回ほどメトロと打合せをしてございまして、右側に書いているとおり、「整備手法・費用負担等についての協議を継続」というふうに説明してございます。
　そして、また下りていただきまして、令和２年４月から令和３年２月、ここ、「東京メトロと打合せ」と書いていますが、ここが実際令和２年の７月まで３回はお会いできていますけれども、そこからコロナがございましたので、令和３年の１月以降はメールのやり取りというふうにしてございます。
　そうしまして、様々にメールでやり取りをして、３月の２９日に協議事項の確認というのを取り交わしまして、そのことにつきましては、令和３年の５月１７日の企画総務委員会で、こういった文書を取り交わしたというご報告をしているというところでございます。

○小枝委員　では、伺いますが、現在、令和４年の１０月ということで、令和３年までの流れになっていますね。この間、１１回打合せをしたということですけれども、１年半会議がなくという状態です。

　メトロ側から無期延長とか、あるいは費用負担はしないとか、そういう文書とか、あるいは口頭で言われていると、そういうような事実はございませんか。

○緒方住宅課長　そういった事実は確認してございません。

○小枝委員　課長はないと言っていますが、千代田区、行政組織としてありませんか。これ、事実に基づいて包み隠しなく答弁してください。

○印出井環境まちづくり部長　ございません。

○小枝委員　令和元年の８月２６日に、当時は住宅課長、前の前任の方だったんですけれども、年内をめどに総額を精査するというふうにおっしゃいました。で、結局、費用は、この図面のほうで言うと、青いところですかね、青い、区有、区の土地の住宅、下のところ、今、自転車置場になっているところは幾らで、この区道下から国道に入るここが幾らというふうになっていますか。

○緒方住宅課長　当時は１５億円程度になるのではないかとお答えしています。

○小枝委員　内訳は。

○緒方住宅課長　すみません。ちょっと、内訳については手元に資料がなくて、申し訳ございません。

○小枝委員　そうすると、まあ大体６億、６億の穴と言われるわけですから、大体住宅が６億なんですよね。そうすると、地下通路のほうは１０億弱、９億ぐらいというふうに試算が出ているということで大丈夫ですか。そういうことですよね。

○緒方住宅課長　失礼いたしました。はい、そのとおりでございます。

○小枝委員　それは、結局、今の状況では、全額、区が負担することもあり得る。あり得る状態と考えてよろしいですか。

○緒方住宅課長　先ほど申しましたとおり、費用負担についてはまだ協議中でございますので、そういう、令和３年３月２９日の確認についてご報告していますけれども、今後の協議事項という欄で、今後も東京地下鉄株式会社と引き続き協議することというふうになってございますので、千代田区のみが支払うというようなことになっているということは、事実はございません。

○小枝委員　今現在も、区は幾ばくかの負担を東京メトロのほうでしてくれるものと、そういう認識に立っていると。そこは間違いない。変更ない。で、そういうしっかりとした協議を、一番直近では、メールのやり取りも含めて、どこいら辺で確認していますか。

○緒方住宅課長　令和３年の３月２９日に東京地下鉄株式会社と千代田区長とで、申し上げましたとおり、確認書を文書として取り交わして、引き続き協議することとしておりますので、これが現時点での確定事項だと認識してございます。

○小枝委員　分かりました。

　そうしたら、この件は、区長にも知っておいていただきたいんですけれども、そもそもは、平成２１年の森タワー竣工時に、原因はもう２年遡ると思うんですけれども、平成１９年ですかね、そのときに、都市計画を緩和して高層マンションを建てると、ただでさえ狭隘な永田町の６番出口が危険な状況になる、４番出口が危険な状況になるという指摘が

住民側からあって、非常に協議もしたんだけれども、まあ大丈夫だという認識に立って、工事はできなかったというか、しなかった。で、全共連もその１００メートルが建ち、これは自然に建ったというよりは、千代田区が都市計画を緩和してなったわけです。で、平河町は住居地域でしたから、本当は低層の住宅地だったわけですけれども、そこに、都市計画上は、住民から反対の意見書を１６条でかなりたくさん上げたんだけれども、それは都市計画審議会に付されることなく、結局その都市計画が通り、開発が始まったときに、どうか地下鉄の出入口をつくってくださいよということだったけれども、できなかった。それが、町会長の、このままだと大きな将棋倒しのような事故が起きるという指摘が出てきたのが、平成２９年、やっぱり１０年かかってしまうわけですね。

で、それが、今日の話では、総額１５億にかかる、仮に負担がもしかしたらあるかもしれないということですけれども、最悪の場合は、全額、区が負担しなければならない。本来ならば、そういった、先の、開発の原因者負担、そうした事業者にも、しっかりとそういうことも影響評価をしながらやっていかないと、千代田区は、緩和して、混雑をしたらその都度こういう地下を掘って、お金がかかって、何十億とかかってしまう。そういうふうな在り方であった。それ、もう１５年たった今、こういうことで私たちは苦しんでいる。

じゃあ、このトンネルはいつ通るんですか。いつまで――当時の特別委員会では、私は入っていませんでしたけれども、木村委員のほうから、こんな、協定書もない、そしていつ始まるかも分からない、いつできるかも分からない、そういうふうな工事って、公共工事はあるんですかというふうに聞かれているんです。現に、今こういう状態になっている。じゃ、いつ、これは、穴は向こうに通るんですか。それと、もしくは通らない場合もあるんですか。そこのところはしっかり、はっきりと答弁していただきたいと思います。

○緒方住宅課長　はい。ただいまご質問を頂きました地下通路の今後ということでございます。先ほど来申し上げておりますとおり、メトロさんとは協議を続けていくというところに立ってございます。

ただ、ご案内のとおり、やはりこのコロナによりまして、メトロさんの収入も激減しておりますし、一方で、その森ビルに通勤する方々も、やはりテレワークなど働き方改革によって、通る方も、やはり本来の状況よりも５割程度に減っているという現状もございます。また、工事をするに当たりましては、現在住んでいただいています仮住宅の皆さんがやはり移転してからでしか着工はできないと考えてございます。

こちらも、ご案内のとおり、四番町の複合施設の竣工が遅れて、令和８年の８月という予定になっておりますので、少なくともやはり令和９年以降にしか対応できないというふうに考えてございますが、その費用負担ですとか、そういったことにつきましては、引き続きメトロと協議は続けていくつもりでございます。全くこの計画が頓挫しているとか、そういった状況ではないということを申し上げたいと思います。

○大坂委員長　よろしいですか。

○小枝委員　はい。

○大坂委員長　はい。

それでは、ほかの項目、小野委員、お願いします。

○小野委員　公園の活用についてお伺いいたします。大きく分けて、２点伺います。

まず、分科会の中で占用総合管理システムのウォーカブル推進というところで質疑があ

りました。そこの中では、道路だけでなくて、広場、例えばそれは公開空地を含めた広場だと思うんですけれども、もう一つ、公園についても言及がありましたので、お伺いいたします。関連する情報では、事務事業概要だと、ウォーカブルについては２０２ページ、公園の占用については３３ページです。

まず、今後、まだ常任委員会でも第１回の報告を控えていらっしゃるということで、分科会でやり取りをされているんですけれども、実際にウォーカブルという視点でエリマネのガイドラインが出来上がった暁には、占用についても当然そこに示されると思います。その占用というところが公園占用というところも含むと思うんですけれども、その辺りについて、占用については、都市公園法に基づく条例もあったり、現在の占用ルールなどもあると思うんですけれども、その辺りとの兼ね合いというのは、どのタイミングで調整をされるとか、またはまだこれからだとか、その辺りのところについてお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

〇平岡環境まちづくり総務課長　今、小野委員からるるご指摘を賜ってございます。現行の公園の占用でございます。

法や本区の条例、先ほど都市公園法等との根拠をおっしゃっていらっしゃいましたが、これらに基づきまして、申請案件ごとの目的や公益性、それからイベント実施に伴う公園の効用の阻害がないなど、一般の利用の妨げにならないといったことで要件を満たす場合に、現行では許可をしてございます。しかしながら、ご指摘にもございました、一方で、現在、ウォーカブルなまちづくりの視点で、様々な検討を行っているというような状況でございます。公園や道路、そういったパブリックな空間を、地域の資源や地域課題などに応じて、いかに利活用していくのかということを検討している段階でございます。その制度設計につきましては、今現在、区の中でも考えを深めているというようなところでございます。地域のマネジメントを含めまして、公園の在り方につきまして検討してまいりたいというように考えてございます。

〇小野委員　はい。ありがとうございます。これから検討をされるということなんですけれども、非常に注目したいなと思った質疑が、エリアマネジメントという団体だけではなくて個人の活動ですとか従来どおりの町会ですとか、そうしたところもある。個人の活動というところが含まれているということは、言い換えると多分任意の団体のところも指すんではないのかなというふうに思いました。実際、今、課長が答えてくださったような内容については、かなりざっくりではありますけれども、ホームページにも記載があります。ただ、このホームページの記載だと、その実施主体というところについての明確な表現というものが見当たらないというところもありますので、そこも含めて、今後、ウォーカブルに資するというところであれば、実施団体ですね、そこの拡大というところも視野に入れていらっしゃるんだと思うんですけれども、その辺りについてはいかがでしょうか。

〇前田ウォーカブル推進担当課長　ただいまエリアマネジメント推進ガイドライン、こちらに触れていただきまして、さらにそこから、実施主体、どこになるのかというところのご指摘がございました。

これから常任のほうでのご報告といった形になりますけれども、私どもが考えていますエリアマネジメント活動、こちらに関しましては、個人の活動からグループの活動、そして団体等の活動をして、エリマネ等の大きな活動を広く捉えて行っていくことだというふ

うに認識を今考えているといったところでございます。そういった取扱いの中で、実際に占用を行っていく、公園占用等を考えていく中で、どこが主体として認めていくことができるのか、そういったところに対するご指摘もあったのかなというふうに思いますが、私どもといたしましても、このウォーカブルを進めるに当たって、庁内連携を行う会議を設けてございます。

これより、そういった会儀体も活用しながら、庁内の中でどのような課題があるのか、地域にとってどのような取組をしていくべきなのか、そういった場で共有しながら、さらに議論を深めながらやっていくことができればなというふうに考えているところでございます。

○小野委員　はい。ありがとうございます。ちょうどこれから実証事業もされるというところだと思いますので、いろんな経過の中で、メリット、デメリット、出てくると思います。ぜひ、今までは、いわゆる都市公園法の中で言う行動の制限とか禁止という部分に該当するものだったかもしれませんけれども、他区の区立公園を見てみると、本区では認めていないというようなものが、意外と実証事業とかにぎわい創出というところでされていたりします。例えばキッチンカーを入れてみたりだとか、要は販売行為自体が駄目だというふうにうたっているんですけれども、地域の住民の人たちに資するものであれば、それは、一つ、ウォーカブルという観点でもいいんではないかというようなところで実際にされている区もありますので、ぜひ広いところで、いろんな可能性というのを見いだしていただきたいと思います。

その中で、これから実際に――この質問をなぜさせていただいているかといいますと、区民の中でいろんな任意団体があります。その任意団体というのは、例えば町会のような公共性の高いものではないけれども、それぞれが活動をされている任意団体があって、その任意団体の中でも、例えば地域の子どもたちのためにだとか、いろんな具体案を持った上で、公園を本当は使いたいんだというようなお声が、それなりの数あるなというふうに認識をしております。ですので、その中で、いろんな提案が出てくると思うんですけれども、ぜひその辺りのところも一つ検討課題として、今後、前向きに実証する主体ですね、実施する主体というところも少し広げていただくだとかということをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○前田ウォーカブル推進担当課長　ただいま、様々にご指摘を賜りました。

まずは、他事例というところ、ここに関しましても、ウォーカブルを考える上では、エリアマネジメント活動、こちらの取組の中では活動事例、整理をしてまいりたいなというふうに考えてございますので、そうしたところから他事例についてもきちんと注視を深めていきたいというふうに考えてございます。

また、活動に際しましては、まず、先ほど飲食の販売とかそういった話も出ましたけれども、まず、どのような手続が必要なのか、どことの協議が必要なのか、それは区の中だけなのか、それとも警察も含めた協議なのか。そうしたところも可視化、手続についてを可視化をさせていただくと。その上で、共通認識を築いた上で議論を深めていけるような形を取ってまいりたいなというふうに考えてございます。

それから、やはり、ご指摘いただきましたように、具体的なアクション、私どもとしては推進をさせていただくんですが、一度に完成、成熟を求めるものではないと。だからこ

そ実証実験を行いながらやっていくといった中に、どうしてもその中では制度連携というのが必要になっていきますけれども、どのような形で各取組を支援できるのか、そうしたところにつきましては、まず私どものウォーカブル推進担当、こちらで受け止めをさせていただきまして、庁内連携も含めて検討させていただければというふうに考えてございます。

○小野委員　はい。ありがとうございます。ぜひ、まちが活性化していくというのは、従来の団体だけではない、いろんな方々が参画をしてつくっていくというのは、非常に好ましいことではないかなと思いますので、引き続きのご検討をお願いいたします。

　そして、少しこれは先の話になるかもしれませんけれども、他区の公園の占有ですとか、公園を使いたいという申請についての見せ方、そこに対しての例えば今、申請のお話とかがありましたけれども、そうした申請の方法ですとか、また、この場合は許可していますとか、この場合はこんな形で許可していますとか、非常に見やすいなと思うところが何区かありました。ですので、せっかくそうした形で決めていただくということで、決まった暁には、分かりやすい明示、提示というのもお願いしたいと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

○前田ウォーカブル推進担当課長　今のご指摘は、恐らくデザインも含めたといったところのご指摘も含まれているかなというふうに認識をしてございます。

　このたび、ウォーカブル推進の参考書となるウォーカブルまちづくりデザインを今年の６月に策定したところでございますけれども、その策定に入った中でも、検討の中でも見せ方、ここの工夫が一段必要だよというところで、検討会の中でご指摘を賜っていたということがございます。やはり、ちょっと行政として苦手な部分があるかなというふうに思いますが、それをより分かりやすいような形の発信に工夫をさせていただきまして、より手に取っていただきやすく、そして活用していただきやすいような形のガイドラインとして整理をしていくことができればというふうに考えてございます。

○小野委員　はい。ありがとうございます。ガイドラインと実証事業を大変期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

　続いて、もう一つの、公園を利用する方々のアンケートの進捗についてです。こちらも分科会でやり取りが既に行われているんですけれども、項目としては、公園と児童遊園の整備についてというところで質疑がありました。実際に保育園の園庭についてはもう完了していらっしゃるということで、今後は実際に使う方々にアンケートを取っていかれるということになっています。

　まず一つ目なんですけれども、この点については子ども部との連携というのがされているんでしょうか。

○谷田部道路公園課長　そうですね、今ご指摘いただきましたアンケートでございます。こちら、千代田区の公園・児童遊園の整備方針というのが平成１９年に策定されていまして、既にもう１０年以上たっているということで、今回、見直しをかけようということで進めている事業でございます。今年度、まさにアンケートを取るということで、この前年度にそれぞれ保育園が園庭として使われている公園というのは全て洗い出して、もう確認をしてございます。こちらはもちろん子ども部と連携させてもらっています。

　それから、今年度予定しているアンケートにつきましても、区内の小学校、中学生の生

徒全員とそれから幼稚園、保育園、小学校の保護者へのアンケートも予定してございます。こちらのほうも、子ども部と連携を図って進めているところでございます。
○小野委員　はい。ありがとうございます。子ども部との連携をしてくださっているというところ、安心いたしました。
　これから実施されるアンケートは、これは委託でされるということなんですけれども、例えばなんですが、このアンケートの対象者は、今お答えくださったとおり、かなり網羅をされているなと思うんですけれども、どのような内容をヒアリングするかということが結構大事かなと思います。この辺りのアンケートの内容などについても、子ども部との連携というのはしていただくことになっていますでしょうか。
○谷田部道路公園課長　当然ながら、小学生の低学年とそれから高学年、中学生と、やはり質問の中身も少し変えていかないと、アンケートされる側のほうが理解してもらえないと困りますので、そこも含めて、一応、案を作ったものを先生にも見ていただきながら、ちょっと調整をしているところでございます。
　で、具体的には、これ以外には、あと区民の方にも無作為に２,０００名の方へのアンケートも予定しておりますし、それから広報でＱＲコードをつけて、誰でも回答できるような、そういうのも検討しているところでございます。
○小野委員　はい。ありがとうございます。いろんな方々から、なかなかアンケートが返ってくる率が思うように伸びないこともありますので、今回、いろんな方々にアンケートを答えていただけるように工夫をしてくださっているんだと思います。
　やっぱり何のためアンケートかということで、どういうことを引き出していくかというところも含めて、アンケートの例えば表現についてもそうなんですけれども、内容は本当に大事だと思いますので、ぜひ、しっかりと練られたものをアンケートとして出していただきたいと思います。
　もし可能であれば、このアンケートをどういうことを聞くかというのを委員会などで子ども部にも公開をしていただくだとか、そうしたこともご検討いただけないかと思うんですけれども、その辺りについては、ちょっとタイミングが合う、合わない、あるかもしれませんけれども、いかがでしょうか。
○谷田部道路公園課長　そうですね、今現在の予定では、この、そうですね、１０月中にアンケートを実施したいなと考えているんですが、ちょっとまだ、今、そのアンケートの中身についてはちょっと調整しているところなので、それも含めて、ちょっと可能かどうか、内部で検討させていただきたいと思います。
○小野委員　はい。ありがとうございます。できれば、あ、このアンケートで聞いているのかということに後でならないように、可能であればアンケートの中身というところも共有をさせていただきたいなと思うんですけれども、しっかり練ってくださっているということですので、そのタイミングが合うことを願っております。
　今後、公園の中で、予算のときにもインクルーシブな公園というところも視野に入れた整備を進めていくというご答弁を頂いているんですけれども、そうしたこともやはり大多数の方は、あまり意識の中にない項目だったりします。そうしたマイノリティーな方のお声もしっかりと反映できるようなアンケートというのをお願いしたいと思いますので、そこも併せてご検討をお願いいたします。

○谷田部道路公園課長　以前からも、小野委員には、インクルーシブな取組ということでも、ご質問も受けてございます。

今回、そういったところも、ダイレクトにはちょっと聞きづらいところもあるんですが、聞き方として、「どんな遊び方や学びをしてほしいですか」というような設問で、例えば「多世代、多様な方との交流」だとか、そういったようなちょっと聞き方だったり、あと、自由に意見を述べるようなことも質問の中にはございますので、その辺でいろいろな、これまでなかったような遊具だとかいろんな方が遊べる遊具、施設を整備してほしいというような項目もございますので、その辺で聞き出せるかなというふうに考えてございます。

○小野委員　はい。ありがとうございます。ありがとうございました。

○大坂委員長　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　それでは、環境まちづくり所管の項目についての総括質疑を終了いたします。

本日の質疑については以上です。明日も引き続き、午前１０時３０分を目途に開会して総括質疑を行いますので、ご協力のほど、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後６時２４分閉会